

本日の会議に付した事件

平成26年第1回山元町議会臨時会

平成26年8月12日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提出議案の説明
日程第 4 議案第42号 平成25年度 債務負担行為請1号新山下駅周辺地区市街地整備工事
外請負契約の変更について
日程第 5 議案第43号 平成25年度 債務負担行為請2号新坂元駅周辺地区市街地整備工事
外請負契約の変更について

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成26年第1回山元町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

4番菊地八朗君から本日の会議を欠席する旨の届け出があります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、12番佐山富崇君、
13番後藤正幸君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．会期の決定を議題とします。

事務局長に、お手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。会期日程案、月日、曜日、会議別、内容の順に朗読いたします。

8月12日、火曜日、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、
議案審議。以上です。

議 長（阿部 均君）お諮りします。

本臨時会の会期は、お手元に配布のとおり、本日1日限りにしたいと思います。これ
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りに決定しました。

議 長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

事務局長に、お手元に配布しております報告書を朗読させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。議長諸報告。

1. 議会閉会中の動向

6月26日 宮城県町村議会議長会理事会が仙台市で開催され、出席しました。

6月28日 亘理山元例会が東京都で開催され、副議長が出席しました。

7月2日から4日 亘理地方町議会議長会正副議長視察研修のため、石川県志賀町及び内灘町を訪れました。

7月14日から16日 産建教育常任委員会が視察研修のため、福岡県豊前市、宗像市及び山口県萩市を訪れました。

7月18日 亘理名取地区市町議会連絡協議会職員研修会が名取市で開催され、出席しました。

7月22日 仙南・亘理地方町村議会議長会議が大河原町で開催され、出席しました。

7月22日から24日 宮城県町村議会議長会主催による議員講座が仙台市で開催され、議員11名が出席しました。

7月28日 神奈川県横浜市会議員が視察研修のため訪れ、出席しました。

7月29日から30日 議会運営委員会が視察研修のため福島県南会津町及び三春町を訪れました。

8月6日から8日 仙南・亘理地方町村議会議長会視察研修のため、北海道白老町及び伊達市を訪れました。

(総務民生常任委員会)

7月8日、8月6日 委員会が開かれました。

(産建教育常任委員会)

7月3日、22日 委員会が開かれました。

(議会広報常任委員会)

6月23日、7月17日、25日 委員会が開かれました。

裏面をお開きください。

(議会運営委員会)

6月30日、8月5日 委員会が開かれました。

(全員協議会)

6月30日、8月5日 協議会が開かれました。

2. 町送付議案等の受理

町長から議案2件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

3. 説明員の出席要求

本臨時会に、お手元に配布のとおり説明員の出席を求めています。

以上です。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第3. これから提出議案の説明を求めます。

この際、今定例会に提出された議案2件を山元町議会先例67番により一括議題といたします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。改めて、おはようございます。

今日は、何かと公務ご多忙のところ、阿部議長を初め、議員各位には特段のご配慮を賜り、ここに、平成26年第1回山元町議会臨時会が開催されましたことに衷心から感謝を申し上げます。

それでは、本臨時会において、ご審議をいただきます工事請負契約の締結に関する議案2件について、その概要をご説明申し上げますので、議員各位には一層のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議案第42号「平成25年度 債務負担行為請1号 新山下駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更について」及び議案第43号「平成25年度 債務負担行為請2号 新坂元駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更について」は、さきの平成25年第2回山元町議会定例会において、ご可決を賜りました新山下駅周辺地区及び新坂元駅周辺地区の市街地整備工事等に関する設計・施工一括発注工事におきまして、それぞれ、造成工事並びに建築設計内容の一部に変更が生じたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、議案の詳細については、担当課・室長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議 長（阿部 均君）以上で、提出議案の説明を終わります。

議 長（阿部 均君）日程第4．議案第42号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。それでは、議案第42号 平成25年度債務負担行為請1号 新山下駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更についてご説明を申し上げます。

平成25年第2回山元町議会定例会において、議案第71号として議決を経た工事請負契約の一部について、次のとおり変更するものですが、前に、平成26年3月の第1回議会定例会において、議案第32号で主に各工事の設計の変更についての請負契約の議決をいただいております。今回の内容につきましては、前回の内容を踏まえ、主に工事の変更に関する内容について次のとおり一部変更するものですので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

議案の概要につきましては、別紙、第1回議案臨時会配布資料No. 1にてご説明いたしますので、ご覧願います。

議案の概要についてご説明をいたします。

平成25年度債務負担行為請1号 新山下駅周辺地区市街地整備工事外の設計・施工一括発注工事において、下記のとおり造成工事並びに建築設計内容の一部に変更が生じたことから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を要するので提出するものでございます。

次に、項目及び内容についてご説明を申し上げます。

1. 契約の目的でございますが、平成25年度債務負担行為請1号 新山下駅周辺地区市街地整備工事外の請負契約の変更でございます。

2. 契約の相手方でございますが、仙台市青葉区国分町2丁目14番18号 フジタ・

大豊・橋本店特定建設工事共同企業体でございます。代表者 株式会社フジタ東北支店
執行役員支店長 森 俊之です。

契約金額につきましては、変更の金額と増減額についてご報告いたします。変更13
4億8,217万4,600円、消費税を含みます。増額といたしまして5億652万
1,080円でございます。同じく消費税を含みます。

工事の場所でございますが、山元町浅生原地内。

続きまして、工事の概要についてご説明させていただきます。

主な変更分の表記ということでご理解を賜りたいと、かように思っております。よろ
しく願います。

それでは、造成工事の関係①造成面積が34.7ヘクタールから34.3ヘクタール、
0.4ヘクタール減になりました。昨年9月の意向調査の結果により、移転希望者の減
少が確認されたことから、造成面積を0.4減少したものでございます。

後ろのNo. 1-1の資料をご覧になっていただきたいと思えます。

①の赤の斜線の部分、造成面積0.4ヘクタール減ということで、赤塗りの斜線が入
っておる箇所でございます。よろしくご理解願います。

続きまして、地盤沈下対策といたしまして、サーチャージ盛土工法に係る盛土8万7,
900立米の増でございます。これは、住宅建築後、長期にわたって建物に有害な変位
を与えない造成地盤を構築すべく、事前の対策工法としてサーチャージ盛土による圧密
促進を行うため、盛土量を増やしたものでございます。金額でお示いたしますと、約
2億7,000万円ほどの増の項目でございます。これについてもNo. 1-1の資料
をご覧になっていただきたいと思えます。サーチャージ盛土の8万7,900立米の増
の分は、赤枠のエリアになります。よろしく願います。

続きまして、③復興資材等の提供による購入度12万7,014立米の減ございま
す。災害廃棄物処理区のプラント造成時に使用した盛土材の提供9万414立米並びに
神奈川県横浜市からの建設発生土3万600立米の提供がありまして、購入度量が減少
しました。それに伴いまして、金額が変更になりましたので計上するものです。金額に
換算しますと、約3億7,000万円の減になっております。

続きまして、④山下排水路の暗渠化に伴う管渠敷設関連でございます。延長は542
メートル増でございます。既設排水路を暗渠化することによりまして、上を道路として
使用することで土地の有効活用をすることができ、また、開水路による東西の分断化を
避けるものでございます。通常の維持管理等におきましても、各行政区の負担が大きい
ということを鑑み、土地の利用を、変更を計画したものでございます。これは、亙理土
地改良区と協議の上実施しております。金額におきまして、約1億2,000万円の増
になります。これは、資料No. 1-2の④山下排水路L=542メートル、この位置
でございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、⑤新市街地と接道に伴う国道6号交差点改良工事一式増でございます。

復興交付金の第8回決定によりまして認められた国道6号交差点改良について、新た
に計上するものでございます。工事費にしますと1億3,000万円の増になります。
No. 1-2の資料をご覧になっていただきたいと思えます。⑤国道6号交差点改良工
事一式という形で表記をさせていただいております。国道6号交差点部309メーター、
亙理側が100メーター、新地側170メーターと、交差点部におきましては39メー

ターの幅になります。役場内敷地内の道路は100メートルほど予定して折ります。互理側におきましては、623台の交通量調査の結果想定した延長、新地側におきましては、日当たり1,784台分を想定した右折レーンの延長ということでご理解をたまわりたいと、かように思います。

続きまして、⑥2号調整池のポンプ施設工事一式増ということでございます。

詳細設計によりポンプ排水施設が必要となったことから、工事費を新たに計上するものでございます。2号調整池におきましては、県道南側の現在の田んぼ1枚分、約3.2ヘクタールの分も検討して、含むように検討しております。面積的にいきますと、1,008ヘクタールの面積で計画をしております。必要貯水量が2万1,075トンということで計画をしております。周辺の管理用道路の高さ、あるいは新田川の堤防の高さと同じような2.4メートルで周辺の道路を計画しております。ポンプにおきましては、排50のポンプの2台を設置、交互運転の計画で検討しております。構造としては外周にコンクリート矢板を設置して、周辺の地下水の抑制を行いながら防災調整機能を確保するというふうな構造になっております。金額に置きかえますと3億8,000万円ほどの増になります。

続きまして、⑦番の建築設計でございます。

集会所建築設計一式増ということで、復興庁との協議によりまして、街区公園2号と隣接するエリアに集会所を建設する費用について復興交付金事業内に防災集団移転促進事業での予算流用が認められたために、建築設計費等を計上するものでございます。370万円ほどの増になっております。これについては、同じくNo.1-2の資料の⑦集会所の建築予定位置を示しております。よろしく願いをいたします。工期ですが、平成25年6月18日から平成27年3月31日までということでございましたが、変更といたしまして、末工事を平成28年3月31日まで延期するものでございます。7番の変更理由でございますが、詳細設計により工事数量の精査を行ったことに加え、復興庁との協議により認められた国道6号交差点改良等の新種工事等造成工事費に追加するとともに、集会所の建築設計費を新たに計上したものでございます。また、追加工事及び未同意等に係る用地取得に不測の日数を要する見込みがあるため、末工事を28年の3月31日まで延工するものでございます。

以上で、議案第42号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。―― 質疑はありますか。

1番（青田和夫君）はい。今説明を受けました。これだけの資料ではちょっとなかなか判断しにくいと私個人的には思います。そこで、今、造成工事の概要について7番目まで説明がありました。そこでお伺いします。

①の造成面積の全体面積が減少することについて、都市決定の中身はどうだったのかお伺いします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。青田議員のご質問にお答えいたします。

当初発注面積が34.7ヘクタールということでございましたが、0.4ヘクタールの減につきましては、戸建て住宅の建築戸数の減と災害公営住宅の建築戸数の減、それらを操作させていただく中で、新市街地との調整、あるいは旧市街地との接道を図るた

めに都市計画時点での変更ということになりましたので、ご理解を賜りたいと、かように思います。

1 番（青田和夫君）はい。今の災害公営住宅とかその話を聞いたわけじゃなくて、0.4ヘクタールの減と。そこで、調整池がどうなっているのか、減になったらそれなりの縮小することが必要だと思うんだけど、その辺はどうなのかお伺いします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。調整池等については、変更後の面積でカウント、計算しております。よろしくご理解をお願いします。面積等もですか。

大変失礼いたしました。面積等については、1号調整池については全体の11.5ヘクタール分を見込みまして、8,625トンをストックできるような内容の防災調整池を計画しております。2号調整池におきましては、28.1ヘクタール、先ほどもお話ししました県道山下停車場線の南側も含むエリアも含めまして計算して、2万1,075トンの貯留能力を持つ防災調整池を計画しております。以上です。

1 番（青田和夫君）はい。大体わかったような、わかんないようなことだったので、次に、地権者に対する説明、用地買収はどうなっているのかお伺いします。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。用地の取得につきましては、1名の方が未同意ということで、こちらの方につきましては、何回となくお願いに上がりましたが、協力が得られないということで、前にも申したいと思いますけれども、1人の方に未同意でございます。

1 番（青田和夫君）はい。1名だということはけさの新聞に載っていたから大体理解しているわけですが、次にですね、今、②のほうに移ります。②のところで、現契約の工事箇所と異なるのではないのかまずお伺いします。

議長（阿部均君）青田さん、もう一度質問してください。

1 番（青田和夫君）はい。要するに、②のサーチャージのところなんですけれども、現契約のやつと……。じゃあ別個にお伺いします。これに対して、地質調査の結果、委託当時の積算はどうなっているのかお伺いします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。当初はプレロード盛土工法のみが発注でございました。基本設計の段階での発注でございまして、今回設計・施工一括発注する中で、再度地盤調査を追加することによりまして、先ほどもちょっとご説明をさせていただきましたが、将来、30年後を想定しておりますが、までの間に沈下するであろうと思われる沈下を事前に促進して、より強固な、安全な地盤を提供するために、サーチャージ盛土を追加したということでご理解を賜りたいというふうに思います。

場所につきましては、災害公営住宅及び防災集団移転事業の宅地供給するところがメインでありますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。以上です。

1 番（青田和夫君）はい。じゃあ、次にですね、今回のこの増額に対しての調査はどのように行ったのかお伺いします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。先ほどもご説明をさせていただきましたが、主だった項目の内容の紹介ということで、金額の大きい項目のみを紹介をさせていただいております。現実的には土工事、あるいは排水工事、あるいは諸工事おのおの工事の場所、あるいは延長等において大きな差はございませんが、小さな積み重ねの金額という部分が非常に多い状況でございます。設計時点での数量を参考に、現在把握している、あるいは施行済みである数値と比較をさせていただく中での金額の積算ということでご理解

賜りたいというふうに思います。設計書の項目にしますと、100項目ぐらい一応計上、調査を比較検討させていただいております。よろしくご理解をお願いします。

1番（青田和夫君）はい。それでは、その100項目のほうを後で出していただけですか。

議長（阿部 均君）後でいいんですね。（「後でいいです」と呼ぶ者あり）後でその調査検討された資料等を提出願います。

1番（青田和夫君）はい。それを見て判断、その後良しとしますけれども、当時この2番目に関しましては、盛土の増とか、地盤沈下対策等のやつは当初からわかっていたと思うんですけども、なぜ今なのかお伺いします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。当初計算したのは、30キロニュートンの地耐力をつくるという内容、さらにはいろいろ社会情勢の中で我々が提供する地盤等についての責任、あるいは業者等におきまして責任ある対応を必要というふうな状況の中から、より安全で安心できる宅地を供給するために今回計上しております。将来沈下するような想定される内容等について、実施設計の中で検討したものです。検討項目については、宅地造成の手法書等に基づいて検討して計上したものでございます。以上です。

1番（青田和夫君）はい。その、だから検討した中身がわからないから聞いているんですよ。どのような中身なのか。それも後でお伺いします。

次に、3番目、③の件なんですけれども、復興資材等の提供による購入土の減、災害廃棄物処理プラントで使用した盛土材とかありますけれども、これは先ほどちょっと話しましたが、現契約の工事箇所と異なるのではないかなど。お伺いします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。当初想定しておりませんでした内容等についてでございます。先ほどもご紹介させていただきましたが、横浜市からの建設発生土の提供、これは物資等の災害のための提供等に基づきまして、提供を受けておるもの、あるいはあと、災害廃棄物で発生いたしましたコンクリート殻等、そういうものを含んでおります。さらに、今回災害廃棄物の処理場を建設するに当たりまして、地盤等に使用した盛土材、これが、我々が工事で使っております盛土材と同等品であるということから、計上させていただきましたので、ご理解を賜りたいと、かように思います。

1番（青田和夫君）はい。わかりました。

では、5番目、⑤のところに移ります。

この新市街地の国道6号線の改良工事の件なんですけれども、これはこのまま債務負担行為でやるのか、正式に行えば新たに入札すべきだと思いますが、その辺をお伺いします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。橋梁工事との関係もありまして、今回の工事と一連の工事として処理したいということで、債務負担行為の中で工事をやるというふうな計画で計上しております。よろしくご理解をお願いします。

1番（青田和夫君）はい。そうであれば、契約額の数字が非常に高いと。その辺はどうなのかお伺いします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。今回の事業につきましては、設計・施工一括発注方式の中で130億円という大きな金額でございます。道路改良等だけを考えますと、今まで町で発注する工事におきましては非常に大きなものというふうな認識は私も持っております。しかし、復興事業を促進する中で、同じ工事内で他社との事業間の調整等の必要性、あるいは工事の司法との手続き等、あるいは工事の調整ですね、主に調整が重

点的になるということで、その辺はご理解を賜りたいと、かように思います。

ただ、非常に懸念しているのは、今回別発注した場合におきましては、復興事業等が多く発注される中で、果たしてこの計算上の、設計上の金額で応札者があるかどうかというふうな一抹の不安もあることから、このような内容での対応ということでご理解を賜りたいと、かように思います。

1番（青田和夫君）はい。今、何か応札に応じられないようなことを言われましたけれども、それでそのまま継続だと。わかりました。数字が高くともそのままに進むと、そういうふうに理解をいたしました。

次に、6番目、都市計画決定の際、排水計画、工事内容の積算はどうなっているのかお伺いします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。都決の際ということで、基本設計の内容だと思えます。基本設計におきましては、一部の地下水等の対応等において調査をした中で、配水池の計画をお出ししましたが、全体的な、1年間を通して実施設計をする中で、1年間を通して地下水調査をするというような状況の中で、実施設計では構造的、あるいはあの排水の方法等について今回変更をしたということでご理解を賜りたいと、かように思います。

1番（青田和夫君）はい。だから、当初の計画とずれてきているということの理解でいいんですよね、課長。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。はい、実施設計をする中で、構造的な内容については当初と変更されております。以上です。

1番（青田和夫君）はい。そうするとですね、工事の途中で工法の変更をするということはおかしいのではないのかお伺いします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。先ほどもご説明をさせていただきました。今までの町の発注の形式としては経験のない設計・施工一括発注式による市街地整備の工事の発注という観点から、通常であれば設計をし、基本設計をし、実施設計を行い、それで発注というような流れになるかと思います。今回の内容につきましては、議会の皆様と協議をする中で、多くのご意見をいただきましたが、一括発注する中で実施設計を組むと、その中でより詳細な設計ができ上がったことによりまして、より現実的な施工に変わるというような状況でございますので、その辺は段階的な進み方が一括発注することによって凝縮したような形になっておりますので、その辺はご理解を賜りたいと、かように思います。以上です。

1番（青田和夫君）はい。そうすると、これは、私はよく理解するというか、わからないんですけど、これは補助対象外に当たるんですか、これ。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。内容等については基本設計、実施設計等々については復興庁との協議をする中で確認をしながら施工しておりますので、補助の対象で実施をしております。よろしくご理解願います。

1番（青田和夫君）はい。私の認識では補助対象外になるのかなと思っておりました。わかりました。

次にですね、この6番のやつに対して、本当に必要であれば、前に戻って計画変更するべきではないのかと思っておりました。その辺をお伺いします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。先ほども説明をさせていただきましたが、変更の内容等に

については、多くの項目があるということで、それは比較をさせていただく中で、事業の流れということで契約の内容も同時並行で進んでいると、変更の内容も同時変更で進んでいるというようなことをご理解を願いたいと、かように思います。なお、請差が、請負率というのがあります。それがすべて変更に伴いまして同じような比率で変更になります。ですから、100パーセントで変更になるということではございませんので、その辺もお含みおきをいただきながらご理解を賜ればというふうに思います。以上です。

1 番（青田和夫君）はい。そこの辺、今言ったことをよく肝に銘じておいてください。

次に移ります。

次、7 番目なんですけど、集会所建築・設計に関しまして、造成工事の変更になぜ集会所計画が出てきたのかお伺いします。

建築営繕室長（佐藤和典君）はい、議長。集会所の建築の設計業務につきましては、当初、新市街地の計画の中で集会所の用地が予定されてございました。建物に関するものとしまして、災害公営住宅との一体というような形です。同じ契約の中で集会所につきましては今後設計をいたしまして、今後事業費を出したところで再度建築工事のほうを進めていくというような形になりますので、もともと計画上入っていたというような形で理解しておりますので、よろしくお願いたします。

1 番（青田和夫君）はい。計画上入っていたと。であれば、これは建築業者に発注すべきだと思うんだけど、そこの辺を伺います。

建築営繕室長（佐藤和典君）はい、議長。こちらの場所につきましても、造成工事の進める中で一体というような形になってございます。周辺で造成工事を進めている中で建築工事をあわせて別業者に発注いたしますと、中の工事でのやり取りといいますか、打ち合わせとか、その場所に施行するまでの間の引き渡し状況など少々問題があるものですから、一体の工事として進めたいと思ひまして、今回計上したものでございますので、よろしくお願いたします。

1 番（青田和夫君）はい。そうすると、もし今回が可能だとした場合、造成工事の中で次は建築までが変更契約に入るのかどうか。

建築営繕室長（佐藤和典君）はい、議長。今後ですね、実施設計を今回お認めいただきましたら、そちらのほうを進めまして、具体の金額が算出できましたら今後変更契約をお願いするようになりますので、よろしくお願いたします。

1 番（青田和夫君）はい。そうすると、造成工事以外にまた建築までの契約変更を行うと、そういうふうに理解しましたけどいいんですか。

建築営繕室長（佐藤和典君）はい、議長。今後、建築工事のほうも変更契約でお願いするような形になります。よろしくお願いたします。（「はい、わかりました。おかしいんでないの。いいの、わかった」と呼ぶ者あり）

1 番（青田和夫君）はい。次ですね、町長にお伺いします。

本工事の債務負担は平成26年から平成27年までということになっておりましたけれども、そこの辺を丸々1年延長であればどうなのか、その辺をお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。お答えいたします。

先ほど来からいろんな工事の変更の説明をしておりますとおり、当初想定されなかった部分も含めた工事の増高というふうな部分が出てきております。基本的な設計の部分、そしてまた実施設計、そしてその基本と実施設計はいわゆる概略設計から詳細設計と場

面が展開していく中でですね、いろいろと工事の変更がどうしても出てくるわけがございますので、そういうものをのみなから必要な工期というものを捉えながら、債務負担のあり方、あるいは請負契約の変更というふうなものを適宜お願いせざるを得ない状況があると、そういうことを前提としてはこの一括設計・施工発注方式だというようなことで理解しているところでございますので、議員におかれましてもその点よろしくご理解のほど申し上げたいというふうに思います。

1 番（青田和夫君）はい。そうすると、追加工事の形でということのあれありました、今。追加工事によるものだとすれば、債務負担で議会承認をした以外の追加なのかお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。基本的に債務負担の総額の範囲内というふうなことで、これを施工しているところでございます。

議 長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。

再開は11時00分といたします。

午前10時47分 休 憩

午前11時00分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

10 番（岩佐 隆君）はい。それでは、1点目ですけれども、造成面積の減少について。これについて、今回の変更分の中身に入っていますので、0.4減という形で、これについてはね、宅地の関係の造成、その減なのかどうかと、あと、例えばそうであれば、何軒分の減であるのかどうか。また、あのこれ買収の用地として入っているのかどうかお尋ねしたいと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。資料のNo. 1-1をご覧になっていただきたいと思いますが、旧市街地との調整をする中で、土地利用の面積確保が可能になったこと、あるいは都決後の調整の中で土地所有者との話し合いの中でこの面積等については設計上数量から除いても可能になったということでご理解を賜りたいと、かように思います。

10 番（岩佐 隆君）はい。基本あれなんでしょう、全体で、この提案理由で出ているように、9月の調査結果で移転希望者の減少が確認されたことからということですね、そのために0.4減らしたという形だと思うんですけども、今、課長の、室長の話だと、調整をして最終的には了解もらったという形ではありますけれども、基本はね、2回のアンケート結果だったり、昨年9月の意向調査をもとにした造成面積、それを全体の用地として34.3ヘクタールとしてくるという形の考え方でいいんでしょう。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。議員おっしゃるとおりです。

10 番（岩佐 隆君）はい。そうであれば、0.4ヘクタール分というと、何軒分になって、まあ今ね、室長のほうから前段で買収用地については話し合いでもう買わないという形でお話しているんだよという話でね、それでいいのかどうか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。戸建て、公営住宅等を合計しますと、約50戸分でございます。戸建て住宅が、済みません、39戸、災害公営住宅が20戸分の差が出たということで、当初との差が全体で59戸分になりますね。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。まあ、あの災害公営住宅と、あと住宅の用地合わせて59戸、その差が出た分、0.4ヘクタールで、それで59戸分を減らしたという形でこれ0.4ヘクタール減少させたと、造成面積を、それでいいのかな。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。数字的な変更については、当初契約と変更契約の数字の差をご紹介させていただきました。今回の0.4ヘクタールに係りましては、その一部ということでご理解を賜りたいと思います。敷地内の調整、実施設計をする中で、その分の調整等も可能になったことから、今回0.4ヘクタールにとどまったということでご理解を賜りたいと思います。

10番（岩佐 隆君）はい。まあね、先ほどから、一番最初の質問から造成面積0.4ヘクタールの中で、全体は59というのを今お話でわかったんですけども、この0.4でどのくらいの数字になるのか、宅地の数で、それをお聞きしたんですけども。

あと、もう1つは買収用地についての、先ほどお話ししたように、買収しなくて地権者との話し合いでその少ない、減らした面積についてはもう了解済みだということで、それで確認していいのかどうか、それをお伺いしているんで。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。ただいまの質問ですけども、その分については地権者等にご説明をいたしまして、了解は得ております。（「買わないということね。買収しないということで了解済みね」と呼ぶ者あり）はい、済みません。買わないということで地権者の方にはご説明をして、ご了解をいただいております。（「0.4ヘクタールの分、何軒分だかというの出さないの。言えないの」と呼ぶ者あり）

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。形状を見ますと、一部が道路、一部が造成という形の形状になりますが、0.4ヘクタールを200平米の宅地と換算しますと、20戸分に相当するということでご理解を賜りたいと、かように思います。

10番（岩佐 隆君）はい。まあ、あの、一応、今までずっとこの造成面積、そして意向調査、その中で具体的に最初の計画から、38ヘクタールから始まって、やっと35ヘクタール、今回ね34.7ヘクタールで、最終的には34.3ヘクタールの面積で宅地の分譲、そして借地、あるいは復興住宅の用地、それと公共用地と、全部担保しながらこの面積内におさめるという形になっていくと思うんですけども、特に8月5日までの用地、宅地の用地のその関係からいくと、大分要望が少ないということだと思います。それで、今までの復興庁の見解の中で、やはり被災者、津波の事業もそうですけれども、やはり被災者が基本的には入る用地、それが今回の事業の住宅用地の基本だよと。あと、災害公営住宅もそういう形だと思うんですけども、その辺で実際に今回の応募状況を見、そして8月25日のね、最終応募の期限、それをにらめば、具体的に今どのくらいの数字なのか、全体の用地でね、本当に59件減らしたくらいでね、本当に用地全体で今言うように34.3ヘクタールの中で、用地が埋まっていくのかどうかね、その辺は今回変更したんで、これからの変更は多分あり得ないかなと思うんですけども、その辺はどういう形で考えるのかね、これからも変更あり得るのか、あるいは住宅の用地を分譲する中でね、具体的にどの辺の数字になっているのか、ちょっとお伺いできればと思います。まあ、方向性も含めてね。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。まず、議員ご質問の8月5日現在の山下地区におけます応募状況について報告させていただきます。

宅地分譲についてですが、募集数198区画に対しまして、118世帯が申し込みを

されているところがございます。数字的には80戸の減、申込率でいきますと60パーセントになっております。災害公営につきましてですが、募集戸数288戸に対しまして230世帯が申し込みをされております。58戸の減で、申込率80パーセントでございます。

災害公営住宅の応募推移につきましては、補欠の申し込み数を含んでおりますけれども、宅地分譲の応募数につきましては、今ご報告しました数値に、これから、10月1日から10月31日に実施します最終の意向を変更する方の世帯の補欠の受付数がこれにプラスされるということになります。

このほかですね、まだ申し込みに来られていない方が90世帯ございます。さらに、仮設住宅にお住まいで、まだ最終意向というものを表明されていない方が70世帯ありますことから、まだ160世帯余りの潜在需要があるというふうに思っております。

したがいまして、今後の考え方なんですけれども、再度意向調査することに加えまして、国土交通省のほうから空き区画に対する見解というのが出ております。その見解を確認しながら今後どのように進めるかということをごすね、検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。今、担当のほうからお話聞くと、現時点で60パーセントと。最終的には10月にもう1回意向調査という形ですけれども、全体で考えるとやっぱり意向調査をして、世帯数で大体わかって、60世帯ぐらいしか伸びしろがないという形がいいのかな。そういう見方でどうなのかかわからないですけれども、ただ、実際には今80減の中で、実際にこの工事、変更も含めてね、進めていくことが本当に事業にとっていいのかどうか、私は早急にでも精査しながら、やはり意向調査も含めて早く判断していかないと、まあ具体的には用地造成して、それがこれからその造成したやつが復興交付金の全部津波拠点のやつ対象になればいいんですけれども、これは特別な理由という形なのでね、多分全体の面積の、そして宅地分譲の1割、あるいはその程度であれば国でも用地として、あと他から来る人たちの用地として認める可能性はありますけれども、例えば2割、3割で空いたときにね、本当にこの事業全部復興交付金で見てくれるのかどうかね、その辺の見解も含めてね、やはり早く私は宅地の用地、実際に、本当に入ってもらえる人たちを早く掌握しながら、全体の事業の考え方に私はきちっとそうしてやっていくべきでないかと思うんですけれども、その辺については町長どうなのかね。

町 長（齋藤俊夫君）はい。お答え申し上げます。

似たようなご質問、これまでも頂戴してきたかというふうに思いますが、そのときもお答えしたとおり、この、今我々が取り組んでいるこの新市街地の整備手法を、まずこれを基本的に共通理解してもらい必要があるだろうというふうに思います。一定のこの面積ですね、事業するエリア、これをエリアを決めて、都市計画の決定を得る、あるいは事業認可を得る、要所、要所で意向調査の確認をしながら精査をしつつ今日に至っているというふうなことでございますので、そういう手順を限りなく踏む中で、最終的に入居を決めて、あるいはその仮に申込者が100パーセントに達しなかったときですね、善後策、これもしっかりと国のほうの考えと照らし合わせながら、そごのない形で進めていかなくならないというのが基本的な考え方でございます。

先ほど担当室長のほうから山下周辺地区の現段階でのその募集、あるいは申し込みの前後関係をお話しました。繰り返しますけれども、現段階ではですね、まだ申し込みに

来られていない世帯、あるいは仮設にお住まいでございますけれども、最終的な意向をまだ表明されていない世帯等々もあるということでございます。これは3つの新市街地合わせてということになりますけれども、160世帯ほどの潜在需要がございますので、その辺を一つ一つ確認をしながら、この申し込みの率を上げていくと、こういうふうな作業をしていきたいというふうに考えているところでございます。まあそのためにはですね、今のこの公募のスケジュール、これを踏まえると先ほど室長から申しあげましたように、10月の末までにこの最終意向の変更の受付がございますので、その処理を待ってですね、その次の展開をいろいろと模索していかなくちゃならないなというふうに考えているところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。整備手法についてはね、きちっと理解しているつもりでお話しているわけです。ですから、一括発注方式、あるいは事業の進捗、それについてもね、理解していますのでね、ただ、問題はやはり精査をする中でね、余りにも今回住宅の分譲のそういった申し込みが少ないという形で懸念しているわけです。ですから、先ほどお話ししたように、具体的にどのくらいの造成面積の中で、どのくらいのね、住宅の希望者がきちっと張りついて、何パーセントぐらいでどうなのかというのは、今からね、復興庁と話しするという形で推移するのかね、あの復興交付金の対応という形で考えるとね、それをやはり早く精査しながら、できるだけ事業に支障がないように、あるいは事業をやって、実際に町の持ち出しが全然ないような形でやっていくというのが、これが今までのずっとね、一括発注方式あるいは復興交付金を今回選択した中での1つの大きな考え方があると思うのでね、最終的には造成して、いや、張りつかなかったからね、それをあと国から復興交付金の対象になんないよという形、これは町だよという形で言われないように、やはり全体の規模、石巻でもそうですよ、ね、全体の面積、あるいは計画用地あったんだけど、どんどん規模を縮小しています。それは、やっぱり要望を早く聞いて、そこの中に張りつく人たち、それを精査するその中できちっと全体の事業の枠組みと合わせてやっているからですよ。山元町の場合はね、今町長おっしゃったように、整備手法という形で一口でおっしゃいますけれども、実際には何回も意向調査だったり、あるいは被災者の同意、あるいは被災者の人たちの考え方というのも聞く機会もいっぱいありますので、その辺についてどの時点でどういう形で、どういう方向でいくのか、整備手法の考え方もあるんでね、お伺いしたいなと思うんです。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ええと、議員ご指摘の懸念の、町の持ち出しのない形というのは、私もかねがねお話してきている考えでございますので、ぜひそういうふうなことを大事にしながらやっていかなくちゃいけないという点では思いを共有するところでございます。

ご覧のとおりこの計画、当初の段階での募集等です。全体の対象者、その後の、時間とともにいろいろとこの状況変化してきております。例えば、24年のあの都市計画の決定時の住宅再建に関する意向確認の結果、あるいは去年の9月段階での最終意向の確認というようなことで、状況が変化してきておりますので、我々としてはできるだけその変化にですね、対応した形で、できるだけ未利用の住宅なり、こう未利用の宅地が発生しないようにしていかななくちゃいけないと、こういうふうに思っております。

いずれにしても、この辺については今議員からもご紹介ありましたように、ほかの地区でも大変時間の経過とともに悩ましい問題でもございますけれども、国土交通省のほうではこの辺についての国としてのですね、この空き区画の取り扱い、これについて我々

のほうに一定の考え方を示してきているところでもございますので、そういう考え方をしっかりと踏まえながら、議員ご懸念の部分の少しでも払しょくできるような形で今後とも対応していきたいというふうに思っておりますので、どうぞご理解をいただきたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今、町長がおっしゃったように、空き区画とこの全体の事業の整備、その考え方について復興庁の考え方ね、ちょっと私わかんないので、町のほうにそういった空き区画の基本的な考え方、まあ事業との関連、それについてどういう形の見解があるのか教えていただければなと思います。多分新聞で出たのは特別な事情、特別な中身のときに国でという形のお話だと思うんですけども、特別な中身というのをどういう形なのかね、基本的には復興庁から示された内容について教えていただければなと思います。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。国土交通省のほうからですね、6月30日付で事務連絡としてやむを得ず生じた空き地画の処分等についてということで事務連絡が来ております。内容をかいつまんでご説明させていただきます。空き地区画につきましては、その区画の活用がですね、被災地の復興に資するものであると認められる場合は、財産の処分を行うことが可能ですということになっております。その前提といたしまして、移転者の意向を確認して造成工事を行っているということ、さらにですね、再募集を行うなど、住宅団地を防災集団移転促進事業として最大限活用するための措置が講じられているということ、この前提条件がついております。ただ、この内容につきましては詳しくまだ確認しておりませんので、近々国土交通省の担当課のほうに伺いまして、山元町の状況説明と今後の方針の説明、それと国土交通省の見解の確認ということを進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今回のやつについてね、59戸分の全体の意向調査の中で減った面積を勘案して造成面積を減少したものだということですけども、やはりこれからは、今復興庁の見解の中に出てきているように、あくまでもやむを得ず生じたという形とか、あと被災地への復興に寄与するような宅地、用地でなければだめだということとか、多分国のお金を出してきているのでね、十分厳しいそういった内容になってくると思うんですよ。その辺は担当のほうできちっと復興庁から早く情報を聞きながら、全体の工事面積、大部分は一括発注方式なので広いし、あと、今ね、担当のほうから話あったように、今の時点で60パーセントですので、先ほど答弁の中で出てきたね、まだ態度を決めかねている人が160全部であるよといっても、山下地区の中で60パーセントなので、全体を考えれば本当にこの160世帯が分散してきちっと張りついてくれるのかどうかね、それもまだまだ不透明な部分あるし、あるいは住宅の用地としてほかにとっている人たちも話を聞くと大分ある。あるいは、買っている人たちもあるという形でもあるんでね、町としてやはり今回の変更を機に、きちっとその辺をもう1回早く精査しながら、事業との関連性をきちっと考えてやる必要があると思いますので、その辺については再度町長のほうから。

町 長（齋藤俊夫君）はい。その潜在需要についての精査というふうなことでございますが、先ほどお答えいたしましたように、我々としましては、皆さんあの非常にお待ちかねの中でこの募集を始めた。期限を付して募集を始めたという中で、残念ながらいろいろ諸事情あるにしてもね、最終的な意向を表明されていない方がいらっしゃるということにつ

いては、非常に問題意識を持っておりますので、いち早く担当部署のほうにこの辺について1軒、1軒、意向を確認をするようにと、あるいは状況を分析をするようにとというようなことで指示をしているところでございますので、いずれこの残された変更の受け付け等々の期限等もございましたけれども、一つ一つしっかりと残された世帯の意向を把握をしてまいりたいというふうに考えてございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。この件について、担当のほうからちょっと見解をお伺いしたいんですけども、やはり全体の中で、先ほどお話したように、やむを得ず生じた部分についての1つの、今から復興庁からいろいろ情報を仕入れて、どういう観点だかというのは聞くと思うんですけども、やはり工事の全体の造成面積の中で、やはりあの住宅用地の張りつく割合、その率なんかも全体の事業費の国からの補填、それに影響する形が今の時点で考えられるのかどうかだけお伺いしたいと思います。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。ただいまのご質問は、空き宅地が出たときに町のほうから国のほうに造成費の返還、復興交付金の返還がないようにということのご質問の趣旨だと思います。私どもも、できるだけ被災者の方にこの市街地のほうに建てていただきたいというふうに考えておまして、早急に意向調査しながら宅地の必要性、需要というものを確認し、どれだけ町として用意できるのかということを確認していきたいというふうに思っています。そうした上で戸数を確認しながら、復興庁にやむを得ないということもきちんと訴えながら、なるべくその復興予算の返還がないような形で国交省と協議を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。やむを得ないというのはね、2割、3割空くというのではやむを得ない理由に多分ならないと思うんでね、その辺はきちっと今お話のように、やはりあの被災者の人たちに入ってもらうのが前提でつくった住宅用地、あるいは災害公営の用地でありますので、きちっとその辺はこれから意向をきちっと入っていただけるような形の考え方を持って、被災者の人たちに十分理解してもらうような形で考えてやっていただきたいということをお話しておきたいと思えます。

あと、もう1点ですけども、サーチャージ盛土と、あと当初考えたプレロード盛土、まあこれについては担当のほうで、「いやプレロードで十分対応できるんだよ」という形で30ニュートン、これも担保できるんだよという形で当初からこれについてはいろいろ議論があって、その盛土の単価が全体の契約金額に大きく反映されてきたんですけども、やっぱりもっと、先ほどの話からいくと、安心・安全も担保できるような形の考え方からいけば、最初からこのサーチャージ盛土の圧密度促進、それを行いながらという形の選択もあったのかなと思うんですけども、その時点の考え方と、先ほどお聞きしたんでね、このサーチャージの考え方についてはいいんですけども、当初考えた考え方と、このサーチャージの考え方の中で、具体的にやはりお金かかってもやるという形で踏み切った考え方について。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。基本設計の段階では議員おっしゃるとおりプレロード工法のみで設計でございました。実施設計を行う中で、さまざまな角度から検討する中で、宅地防災マニュアル等の参考資料、あるいはJVの経験値等を参考にすることで、サーチャージの必要性について議論をさせていただいておりました。そんな中で、今回の宅地造成する場所については、圧密する沈下の部分が小さいということで、サーチャージをすることによってその圧密沈下する層の小さい層を十分対応できるような方策で

あるというふうな判断のもとからやったような状況で実施した状況でございます。

基本的には通常住宅を建てる場合は、1階建てでありますと7トンぐらいの荷重と、2階建てでありますと10トンぐらいの荷重ということで、荷重に対しましては30キロニュートンというのは全てクリアできるような状況でございます。これはいかなる基礎に対応しても可能だということは議員もご認識だというふうに思います。ただ、圧密沈下というのは将来的に全体の地盤が変位を起こすだろうと想定されることが実施設計の段階の中で確認されたということで、これを導入したということでご理解を賜ればなどというふうに思います。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。まあ、あのね、地盤を強化するわけですから、これについては被災者の人たちが家を建てたときに、安心・安全、それを担保するためということではありますけれども、最初、やっぱり実施設計、基本設計、その中で具体的には基礎調査、それを受けてやっておられると思うので、その時点でやはりより安心・安全な形、基本的に一応町で出している30ニュートン、これをクリアするような、そういった工法、それを最初からやっぱり選択しながらやるべきでなかったのかなということでは思っておりますので、今お話のように、あくまでも地質強化のための今回の契約変更の予算でありますので、それについては余り指摘はしませんけれども、やはり最初の段階での考え方というのもきちっと受けながら、調査も含めて、やはり全体の工事費積み上げですので、多分最初は128億円の一括発注方式で、それはやっぱり変更になるというのは、我々としてもわかっていた部分ではありますけれども、やはり最初の考え方をきちっとやっぱり、地質なら地質、このくらい強化していくんだという部分がちゃんと前提にあった中で地質調査をしているという形なのでね、その辺は本来十分に考えながら対応すると、この部分の契約変更というのはなくて済むのではなかったのかなと思いますので、これについては指摘だけにとどめさせておきたいと思います。

あと、私1人でやってもしょうがない、一番最後の件、何点かあるんです。一番最後で、基本的には工期の兼ね合いで、28年の3月31までに今回の変更でなったということと、あと、もう1つは、きょうの新聞にも出てたんですけども、地権者の関係で、今回同意しない人がいるということで、まあ十分な説明、あるいは理解を得られるような形で対応はしていると思うんですけども、実際には法定闘争、時間が長引くという形も考えられるような発言もあったりしていますので、その辺は町と地権者の人たちでやっぱりきちっと話し合いながら長引く、あるいはこれは買収できない、あるいはこのままずっといくという形だとね、これは全部の事業にも間違いなくかかわってきて、本当に町が言っているように、工期が28年の3月31日まで本当にそれで済むのかどうかというのなかなか見えにくいんですけども、その辺の用地取得とか、あるいは工事については多分今回の契約変更の中で期限を切っておやりになると思うのでね、大丈夫だと思うんですけども、その用地買収に係る関係とか、あと他に追加工事、あるいは先ほど言ったように、全体の契約変更等が生じる可能性もあると思うんですけども、その辺について工期の関係と、あとこれからの考えられるような工事の変更、それが今の時点でどういう形で見込まれているのか、それをお聞きしたいと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。工事の関係から、私のほうから説明をさせていただきます。

山下の新市街地の今回の変更については、復興交付金等で認められたものも追加され

ておりますので、大まかな大项目的な変更はこれから生じないものと、かように思っております。しかし、現場の進捗率が皆さんがご存じのように全体的なやつがまだ完了しておりませんので、詳細の数量等の変更はあろうかというふうに我々思っています。そんな中で、一番懸念しておりますのは、国道6号へタッチする橋梁に関する関係でございますが、移転補償等の物件等の移転の時期等が若干変更になったこと、あるいはJR等の施工の中で中層集合住宅の建設部分との取り合い等の関係上、若干延びるかなというふうに思います。しかし、議員がご懸念しております平成28年3月31日までは工事関係は全て終わるような計画になっております。

あと、一番心配しております未買収用地の造成等についてでございますが、これについては用地が決まり次第施工できるように周辺に計画土量等の現場の据え置き等を行って、施工体制が整い次第実施できるような調整を今しておるところでございますので、ご理解をいただきたいと、かように思います。

建築営繕室長（佐藤和典君）はい、議長。岩佐議員の追加の工事の項目があるかというようなご質問なんですが、建築のほうで今、先ほど青田議員の際にも一部回答した部分もありますが、集会所の建築工事費につきましては、期限につきましては今回変更した期限内で完了する予定となっておりますが、この部分につきましては設計が完了次第増高のお願いをする予定になってございます。そのほかにつきましては中層集合住宅、あと建築単価の関係です、数字は若干の増減等が発生する可能性はございますので、こちらのほうでの調整という形で工事費の増減が発生する可能性がございますので、よろしく願いたいと思います。（「用地の関係」と呼ぶ者あり）

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。岩佐議員よりまず先ほどの青田議員のですけれども、けさの新聞等に出ておりましたけれども、町としましては、7月末に裁決申請を県の収用委員会に出しましたけれども、町としましては可能な限り任意交渉がありますので、それをもってですね、地権者の方にお会いしまして、何とかご理解をいただけないか今後とも努力していくところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。今のお話を聞くと、工事、建築、あるいは用地全部、話総体で考えると、28年の3月31日まですっかり工事終わるといっていいんですね。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。現段階では工期内に完了するよう努力します。

10番（岩佐 隆君）はい。現段階でしか言えないという部分もつらいところだと思うんですけども、ただ、実際には先ほどお話したように全体の造成の面積、あるいは取得状況、あるいは全体の被災者の住宅の張りつきとか、それを総合的にやはりいつの時点かで、最終的に判断して面積等のそういった規模縮小、それは一切あり得ないという形でいいのかな。今までの話聞くと、いや28年の3月31日までにすっかり終わるといことだから、もう一切それはあり得ないという形でいいのかな。3地区とも。これは山下地区の関係もそうだけども。

町 長（齋藤俊夫君）はい。この事業の手法ですね、都市計画決定して、事業認可を受けて、今造成を現にしているというふうな状況、これを見ていただく中で、基本的に変更をというふうなことはあり得ないというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい。③のですね、復興資材等の提供による購入土減ということの説明があって、この部分までの説明をお聞きしているんですが、1つは、そもそもの当初の考え

方ですね、もともとこれらを活用するという考えはそもそもなかったのかどうかお伺いいたします。横浜も含めてね。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。当初の段階ではございませんでした。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。なぜなかったのか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。施工する中で横浜市からの物的支援というふうな協定が結ばれたこと、さらには今回復興資材等の活用ということで、災害瓦れき等の発生等によって、それらの活用が可能になったことがございます。その辺を踏まえて今回計上させていただいたということでご理解を賜りたいと、かように思います。

6番（遠藤龍之君）はい。本当にそういうことでいいんですか。時系列的に確認したいと思うんですが、とりあえず横浜からの提供というのはいつだったんですか。決まったのはね。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。休憩をお願いします。

議長（阿部 均君）暫時休憩といたします。

再開は1時といたします。

午前 11時45分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。貴重な時間をいただきまして、本当にありがとうございました。遠藤議員のご質問についてお答えをさせていただきます。

時系列的にというふうなご質問でありましたので、一応発注の準備の時期からご説明をしたいと思います。

本工事の発注については、平成25年の3月から発注準備を進めておるような状況でございます。工事契約は6月18日というふうな時期になりました。これは議会の承認を得てということでございますが……。〔議長、私の質問は、横浜から買ったのはいつだったかということだけを。それも含めての話、そういう質問というのはわかった上で今の答え〕「そうです」「はい、わかりました」と呼ぶ者あり

議長（阿部 均君）整備課長、その辺、横浜からの土の搬入と申しますか、契約と申しますか、そういうような部分について。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。そのような進みの中で、横浜市の土につきましては、平成26年の5月8日に協定を締結させていただいて、5月の末に覚書を締結というような流れになっております。横浜の土につきましては、いつ、どこに、どのぐらい使うのかと。あるいは、港の受注、受け入れ態勢等の対応等の調整等もありまして、受け入れについては8月の下旬から1回目の受け入れというふうになっております。2回目につきましては9月の下旬、毎月月末に受け入れをしているというような状況でございます。

また、同時に、災害瓦れきについても内容が表記されておりますので、ご説明したいと思います。災害瓦れきにつきましては、平成25年の12月よりコンクリートあるいは処理場の盛土材等を使用しているということでご理解を賜りたいと、かように思います。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。今の確認なんですが、横浜のは平成26年の5月ということですかっ

て今聞いたんですけれども。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。協定書と覚書等については、平成25年の5月22日ですが、受け入れについては8月の末、8月の27日に第1回目の受け入れをさせていただいております。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、さらに確認しますと、平成25年の5月に協定契約して、その後、その25年の8月から1回、2回って、先ほど26年と言ったものだから、だからそれでの確認だったんです。もう1回。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。大変失礼しました。25年でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。そうすると、もうその時期には横浜のこの土は使える、何さでも使えるような状況にあったということだというふうに受け止めました。

さらにこう確認させていただきますと、先ほど、当初に示されたこの購入土100万立米の内容について確認したいと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。当初の土量の関係でございますが、計画盛土地盤高までは60万5,000立米ほどでございます。プレロード盛土工法については36万4,000円と、トータルいたしますと約100万立米、正確には96万9,700立米という計算になります。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。ですから、その購入先ですね、購入土という、当初はどのような予定だったのか確認します。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。当初の購入におきましては、盛土分及びプレロード分ということで、75万ほどの購入を予定しております。（「どこから購入する気でいたのかということを確認したかったの」と呼ぶ者あり）郡内の土取り場ということでございます。参考に、先ほどご説明させていただきました盛土量については、全体の必要土量でありまして、購入土につきましては工事の手法によって転用できる部分、要するにプレ盛りする部分は工区分けをすることによって転用回数を検討しながら盛土量を計上しますので、購入量は設計土量よりも少なくなるというような流れになることをご理解願います。

6番（遠藤龍之君）はい。何を確認したいかということ、この購入土100万立米というものを示しているのは、去年の6月議会、6月14日というか、6月の議会中にこれは一番最初の契約してね、その中に示された購入土の100万立米、この100万立米に対してさらにこの確認したいのは予算額ね、この100万立米を何ぼで買うのかというふうに設定されていたのかということ、最終的に確認したかったんですが、あわせて言いますと、この時点でもう既に横浜のですね、この契約をされているということであるわけですが、この時系列的に見ますとね、そのときにこの横浜の土というのはこの購入土の中には入っていなかったのか、入れなかったのか、あるいは入れていなかったんだっただけならなぜ入れなかったのか、そういうことを確認したかったわけです。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。先ほどもご説明させていただきましたが、当初の発注積算時期が25年の3月でございました。それ以降の協定ということで、積算時には反映されていないということで、まずはご理解を願いたいというふうに思います。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。ただ、その後、今日まで1年以上たってるんですね。その後、1年たっているんですが、その辺の対応というのは考えられなかったのかと。

あと、あわせてその震災瓦れき、新地に40万立米くれてやったんだけど、その辺の対応も考えられなかったのかどうか、あわせてこの2点について、同じような内容ですので確認したいと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。震災の土につきましては、コン殻のみの使用と、当初はコンクリート殻の使用ということで、横浜の土とミックスして圧密強度を出す工法でやりましたので、当初コン殻のみということで利用させていただいております。

また、新地のほうに提供した土につきましては、廃棄物の処理の状況で、処理土でございまして、宅地造成盛土には適さないという判断のもとから使用いたしませんでしたので、その辺も含みおきをいただいて、ご理解を賜りたいと、かように思います。

6番（遠藤龍之君）はい。震災関係のやつについてはある程度理解できた。しかしながら、この横浜のやつについてはね、もう既にその時期には契約して、ある程度土量が計算された、予定された、計画されていると思われるのに、なぜそれがこれまで手をつけらなかつたのかということを理解したくて今質問しているんですが、確認しているんですが。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。ちょっと舌足らずな説明で申しわけございませんでした。工事をやる上で、工区分けをしながら工事をしているということで、購入土量については先ほど当初の75万立米の話をしていただきましたが、53万立米ほどに購入土量変更になっています。その内容等については、先ほどもお話ししましたが、横浜の土の転用と災害瓦れき、あるいはコン殻の利用等、あるいは工区分けすることによって盛土材の活用の仕方、サーチャージの土地の活用の仕方等々によりまして、計画地盤まで施工できるような工法、あるいは施工体制をとっておるために、購入土盛土が減ったということをご理解願います。なお、横浜の土につきましては、月一の船便での到着ということで、限られた数量の中で、限られた土質ということで、災害瓦れき土の調整をやりながら、あるいは造成宅盤の場所、位置決めをしながら施工しておりますので、その辺は時間がかかったということをご理解を賜りたいと、かように思います。

6番（遠藤龍之君）はい。この件に関してはあれなんですけど、ただ、この前に12月にもこの請負契約の変更というのやっているんですよ。そういう中でもなぜこういう件が出てこなかったのかというのはちょっと不思議に思いましたので、確認の意味で質問させていただきました。まあいいでしょう、これにつきましては。

次に、先ほど来出ております分譲申し込みの件についてですね、60パーセント、80パーセントという数値が出てきた。とりわけ分譲の60パーセントというのは大変深刻な数字なのかなというふうに受け止めておりますが、なぜこのような結果になったのかですね、その辺はどのように分析、評価しているのか、改めてお伺いいたします。これについては町長にお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的なところは私お答えしますが、詳細については担当部署のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

我々としては、先ほど来からお答えしており、要所、要所で意向の確認というようなことを進めてきているわけですが、どうしても一定の時間がたつ中で、それぞれのご家庭での希望、意向の変更というものが出てきているのかなというふうには捉えているところでございます。

詳細についてはこれからですね、先ほど申しました潜在的な需要の確認というふうな

ものの調査を進める中でですね、さらに分析を進めていかなくちやならないなというふうに思っているところがございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。今、ちょぼちょぼと町長お答えになりましたが、その家庭の希望等々というお答えがありました。その辺の中身をどうつかんでいるかということを確認しなくちやならないのではないかとということで、今お尋ねしたわけです。やめた、今まで申し込みをしていた人たちがやめていった理由というのはいかなかの理由があるはずだと思われるんですが、それが町としてはどのように受け止めているのかということを確認したかったわけです。我々、外から見ると、もうとてもとても今の状況だと将来にわたってなかなか見えないということで、いつまでもここにいられないというようなことで、泣く泣く外に出て行った人もいのではないかとというような話、2、3、聞きますし、そういうことも十分考えられるというふうな見方も周りではあるわけですが、その辺を町はどのように捉えているのかということを知りたいという確認の意味での今の質問なんです。改めて町長にお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。事業の進捗そのものについてはですね、以前からお話しているとおりにおおむね当初予定していた期間内で何とか分譲なり公営住宅への入居というふうなことを目標にしてきておりましたので、事業の計画そのものについては大きな変更はないというふうな捉え方をしております。できるだけ前倒しでのですね、一部の分譲、入居という、その部分についての当初よりも少し残念ながら遅れ気味なところはありますが、そういう前提の中で、この問題をどう捉えるかということだろうというふうに思います。我々としてもこれまでの意向確認の中では、例えば子供さんと一緒に住むようになったというふうな方もいらっしゃるし、あるいは町内の中古物件に移転を予定しているというふうなこともございます。あるいは子供さんの学校等の事情からちょっと変更をせざるを得ないと。あるいは健康的な理由によりまして病気の療養のためなり、あるいは老人ホームへの入居を余儀なくされているといった等々ですね、それぞれの世帯のご都合と、理由というものを把握している部分はございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。そういうことだと思われま。非常に立派な理由というとおかしいですが、それぞれの持った深刻な理由になっていることと考えられます。としますと、そういう具体的な原因が今もこの時点でありながら、その辺の対策、対応というのは先ほど来のいろいろお話を聞いていますと、なかなか、まさに今後の将来も見えない。先ほどの答弁で見ますと、残されたあと160世帯が云々、かんぬんという話もありましたが、今のお話を聞けば、その辺の対策といいますか、今後に望むものというのはいかなり厳しいものがあるのではないかとというふうには受け止められます。あわせて、そういうしっかりとした事情、現状がはっきりしているならば、当然のことながらこの計画の見直し等々というのでも考えてもいい、もう時期になっているのではないかとというふうに思います。

それとあわせて、さらにそのことも含めて、それを求めてさらに確認していただきながら、今の、今後の対策、対応というものを示していただきたいんですが、前にもたった75戸分のうち、まだ9戸、10戸、まだ空き室の状況があるということが伝わってくるんですが、まずそのことの対策がどうだったのかということなんですが、そっちのほうは具体的な対策ですから、もう既に入れる状況にあるわけですから、その辺の具体的な対策とあわせて、その75戸のほうについてはこれまでどのような対策、対応をと

ってきたのかということとあわせて、今後それらも分析しながら、今後のさらなる対応策というものをどう考えているのか、具体的な対策と今後の対応策ということでお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。まず、既に入居している、先行している整備された公営住宅の活用のあり方というふうな部分でございますけれども、町といたしましては、意向調査の中でですね、一定のタイプ別の割合というものを踏まえて整備を進めてきているということでございます。そういう中で3LDKの一定の数についてまだ未利用の、未入居の状態になっているというふうな状況がございますけれども、これらについては担当部署のほうにこれからのその全体の公営住宅の整備の都合もあるので、特に3LDKについては当初そういうところに意向を示された方々を中心にして、本当に3LDKに入る意思がおりなのかどうかというふうなものも早めに確認しながらやってほしいということも指示をしてきたところでございます。いずれにしても前段のこの75戸のうちの3LDKの部分については、残念ながら一定の割合用意してございますけれども、それぞれのご家庭のご都合で、早期の入居というようなことにつながっていない部分があるというのは非常に残念に思っているところでございます。最終的にはできるだけそういうミスマッチのない形で入居を進めていかなくちやならない。あるいは、皆さまの意向を精査をしながらやっていかなくちやならないというふうに考えているところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと、大丈夫かなというような感じを受け止めます。あわせて、この間の対策ということでね、その75戸の空き室分というか、まだ決まっていない部分、決まってから相当たつわけですが、期間がですね、あわせて1年前にその意向調査、最終の意向調査をして、今までに、そしてもろもろそこから出てきて、最終的に何戸と決まって、その何戸に対して60パーセント、あるいは80パーセントということになっているんですよ。かなり期間があるんですね、もろもろ調査分析。その辺の対応というのがどうだったのかというのが非常に疑問に思うところなんです、その辺についてはどうなんでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。全体の公営住宅の整備、あるいは宅地等分譲、これはこれまでもご説明させていただきましてとおおり、要所、要所で意向を確認しながら、一定の精査をしながら取り組んできているというのは実情でございますし、今後もそういうような形で精査をしながら過不足のない状況での市街地整備をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。ですから、これまでも要所、要所でその都度、その都度とってきたようなお話をしますが、その結果が今の結果なんです。ですから、そのことについてはどのように、しかもそれを考える時間というのはもう1年もあったわけですよ。その間何をしてきたということに対して、今のようなご答弁、今、誰に対しても同じような答弁なのかなというふうに聞こえてくるわけですが、その程度のもし分析・調査、対策の立て方であるならば、今後さらに状況はこれ以上に厳しくなっていますよね。に対する対策になるのかどうか、大変懸念、疑問を受けるわけなんです、ということで一つ一つ確認しているつもりなんです、返ってくる答えは従来どおり、これまでどおりの答えしか返ってきていないということで、多分、さらにもう一回確認を求めても同じような回答が返ってくるだろうということで、これはもし時間があればまたもとに戻るとい

ことで、次に移りたいと、その辺についてはね。非常にこのその辺の対応策が甘い、大変疑問に残るということを指摘しておきます。

そして、そういうような対応策のもとで、このままいくならば、当然のことながら出てくる空き室、空き地に対しての対応策ということも問題になってくるかと思うんですが、その辺についての現状の受け止め方、この空き地、空き対策がどの程度出てくると予想されるのかね。先ほど頑張っていくとありましたが、しかし、かなりこの状況、これまでの対策等を考えるならば、かなり厳しい課題かなというふうな受け止めがあるので、改めて確認するわけですが、その辺の空き地、空き室対策というものを、今の現時点でどのように現状を受け止め、そしてその対策を考えようとしているのかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。この一斉公募についてはですね、先ほど来から申し上げているとおり、まだ中間段階での状況というふうなことでございます。そういう中で、最終的にはこの補欠の募集なり、あるいは先ほど来から触れておりますとおり、その後の再募集なりというふうなプロセスを経ながら、議員ご指摘の今ご懸念の部分を少しでも少ない形でこれを対応していかなくちゃならないなというふうに思っているところでございます。そういうことで、もう少しこの潜在需要の確認も含めて、一連の募集の期間での対応の中で努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。どうもちょっと深刻な質問に対しての、質疑に対しての答弁になっているのかなと、非常に疑問に思うわけですが、ですから、この間の対策、対応、あるいは分析調査といったものが、非常に必要なわけだったんですが、その辺がどうも曖昧な形で終わってきているということとこういう結果が出たのではないかということとをこの間確認しているわけですよ。それに対しても何ら、これまで同様の答弁で大きな変化はない、そういう状況で今のような対策でいいのかということの確認なんですよ。今の答弁は、今後、結局町の状況というかね、その間何をするのかという対策が全然見えてこない。対策があつてこういう結果が出たんですから、こういう対策をとって、そして1人でも多くの方々を残したい、残したいといいますか、入居していただきたい、分譲して買っていただきたいという話になるわけですが、その辺の対策がなくて、ただこの期間、10月31日までね、最終的に待つ、待つだけでいいのかという問題なんですよ。そこをね、今の話で具体的な対策が全然見えてない。なぜ60パーセントにとどまったのか、その分析がどうなのかということとかですよ、その辺が全く見えてこない中で、今後この……。〔質疑はなるべく簡明に願います〕と呼ぶ者あり）何回も同じような答えが出てくるから、多分質問がわからないのかなと思って、わかるように私なりに懇切丁寧に質問しているつもりなんです。答えが返ってくるからね。そういうことなんですよ、町長。ですから、その質問に対し、対応した答弁をしていただきたいと思いますが。今議長にとめられたので、これで終わります。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど来からお答えしている趣旨はですね、まだ募集の締め切り、最終的な整理がついた段階ではないというふうなことと、まだ申し込みに来られていない方が90世帯ほどあるということ、さらに、仮設住宅にお住まいになっているんですけども、最終の意向を表明されていない方がさらに70世帯あって、合わせて160世帯ほどの潜在需要もございます。ですから、そういう皆さんに1世帯、1世帯、待つのではなくて、こちらから確認をしながら、意思表示をしてもらいながら、できるだけ空

きのない状況をつくっていかなくちゃならないなというふうな趣旨で岩佐 隆議員等々にもお答えしてきたとおりでございますので、ぜひそういうふうな趣旨であるというふうなことをご理解賜ればありがたいというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。なかなか答弁が変わらないので。そういう動きが続いている中で、もし今町長がいったような形での結果が出なかったときの想定も、もうしておかなければならないというふうに思うわけですが、今その入居状況が、あるいはその分譲状況がそういう形が出た動きという中で、商業施設等の動きというのはどうなっているのかというのを、これは専門課長でいいんですけども、どういう状況になっているかお伺いいたします。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい、議長。商業施設の状況でございますが、大規模区画、また小規模区画分けてご説明させていただきます。大規模区画につきましては、これまでヒアリングを重ねておりまして、スーパー系の施設ということを念頭に置きながら、今後公募を進めていくという準備を進めているところでございます。小規模のほうにつきましても、町内の方々、店舗の方々にヒアリングをしながら、またどういったような店の配置がいいのですとか、また支援策というのはどういうものがあるかということも、お互い勉強をしながら、今協議を進めているというところでございます。以上です。

6 番（遠藤龍之君）はい。ですから、状況が変わりつつあるという、この変化のもとでの対応策というのはあるのかどうか、あるいはその辺を考えているのかどうかということをお伺いいたします。状況の変化といいますのは、大幅な人口の減少というのが今後考えられる。まあ、この間意向調査等々を踏まえても、だんだん調査するたびに減ってきているという中で、しかも今現在で分譲60パーセント、公営住宅80パーセントというふうに示されている中で、その辺も考えていかなくちゃならないのかなというふうな懸念を持つわけですが、ということでの質問でした。よろしくお願ひします。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。商業施設に入る方々の視点から見ますと、やはり議員のおっしゃるとおりどのぐらいの方々がこの市街地に住まれるのかというのは特に気になることだと思います。これにつきましては、町のほうからも先方のほうに状況提供をしながら、ご判断の材料にさせていただくということになると思います。それを踏まえた上で公募をし、そして今後の町の再募集のあり方ですとか、きちんと説明しながらご理解をいただき、ご応募していただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。今、その辺の状況、動き等々について出されたわけですが、そうしたことも含めて、町としてはぜひとも100パーセント埋めて、人口を埋めて、そして商業者もそれに合った商業施設というふうに考えているところで、あるいは努力しているところと思いますが、しかし、結果もあります。やっぱりその結果も踏まえながら考えていかないと、今後のまちづくりというのは大変厳しいことになるのではないかと。あるいは、少なくなったら少なくなっただけのそういったまちづくりの形成というものを考えていかなくちゃならないのではないかと。そうでなければ1つのコンパクトシティという都市機能を持った1つの町というのが形成されないということにもつながりますので、まずその前の段階で、こういうふうになった場合にどう対応していかなければならない、いくべきだというふうに、そういうふうに考えがなければいいんですけども、そういうもし考えがあれば、これ町長にお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。非常に応募の状況がですね、100に近い形にならないという、残念な状況にあるわけでございますけれども、あくまでもまだ中間の段階だというふうなことは基本でございます。いろいろ町としての個々のまだ態度を決めていない方々にアプローチをすると。それでもという部分については、国土交通省の空き宅地の取り扱い等の見解を確認しながら、改めてこの意向調査を行うと、あるいは再募集の実施について検討していくと、そういう手立ても今の段階では考えているところでございますので、そういう中での商業者の皆様の立地、あるいは新市街地の整備というようなことで、もう少し最終的な方向性が見えるまでにどうね、もう少し時間がかかるのかなというふうに思っているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。時間かけてだめだというのが町長のこれまでのお話だと、この部分何回も私たち聞いているんですが、このことを認めないと遅れる、遅れる、遅れるというようなこと、そういった手法でですね、この議会で数々のこの議案を通してきた、通されてきたという経緯もあるんですが、ここに至っては、今度は遅れることも必要だというように聞こえてくるわけですが、その辺は見解の相違といたしますか、いろいろ立場の違いということもあろうかと思しますので求めませんが、もしこうなると心配、懸念されるのは、そこに人口が張りつかなければ、町長が言うその都市機能を有したコンパクトシティというものが果たして完結されるのか、完成されるのか、機能を果たすことができるのか。あるいは、その前に、その商業施設、都市機能としてのですね、そういったのも確立といたしますか、成立しないのではないかというような懸念もあって、こう尋ねているんです。まず、そういうふうになったときのね、コンパクトシティ、どういうふうにイメージすればいいのか。商業施設がこの人口の割しか張りつかなかったとかね、あるいはそのスーパー、スーパーとありますが、本当に大手のスーパーがそういう状況の中に入ってくるのが可能なかどうか。普通、一般に考えると、商業者さんの立場からすれば、買い手がいないところに誰も入ってこないというのは、これは普通の一般の人考える話であって、でも町の方でコンパクトシティという力でそれは大丈夫なんだと、そういうことでということを受け止めていいのかどうか、その辺の今の現状を踏まえた中での今後の懸念、払しょくさせることのできる町としての考えがあるのかどうかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。コンパクトシティのあり方というふうなことでございますけれども、山元町のおかれた状況からしますと、今回のこの災害公営住宅なり宅地の分譲の募集状況がいまいち予定よりも入居の希望が少ないと、非常に残念な状況でございますけれども、まちづくりの方向性としては、これは避けて通れない対応じゃないのかなというふうに思っています。人口が全体として減る中で、分散・拡散型の集落、都市構造であったのではなかなかこの先商業の集積なり、サービス機能の集積をする上でも非常に難しい状況になってしまうというふうに受け止めているところでございます。繰り返しになりますけれども、この再募集、国交省の見解もしっかり確認しながら、再募集の実施というふうなことも念頭に入れて、できるだけ1人でも多い入居、あるいは分譲というふうな形を実現していく努力をしていかなくちゃならないというふうに考えているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。これ以上進まないと思いますので、次に。そういう努力をして、その結果、先ほどの答弁では10月31日が最終というように受け止めたわけですが、

そこまで頑張っただけで対応するという。そうすると、その31日まで頑張ると、ある程度そこで最終結論を出して、決断して、次に進むということになると、お尻のほうはいつごろを想定すればいいのか。いろいろ、27年の3月まではあれして、28年の3月までには全部もう完了するというようなお話、この間何回も確認しているわけですが、その辺の若干の遅れという、遅れとは町としては言いたくはないと思うんですが、そういう動き、31日まで待って、それを受けたときに、表現がちょっとあれなんです、その辺の工期、その辺はどの辺をイメージすればいいのか確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。時期的な問題というふうなことでございますが、先ほど来から申し上げているとおり、今回の一括募集、一斉公募の関係についての今のスケジュールからいくと、10月末までの期間で全体の意向調査が終わるということでございます。で、それを見極めた上で、さらに必要があれば再募集というふうな展開も出てくるわけでございますので、今回の一斉募集が10月の末ごろまでというふうな、そういうご理解をいただきたいということでございます。

それから、全体としてのこの工事の進捗ということについては、27年度いっぱいに入居を希望されている方々に、皆さんここにお入りいただけるような、そういう工程で進んでいるということでございますので、入居率が当初予定していた入居率よりは数字的に変化があるかもしれませんが、事業そのものについては27年度いっぱいだというふうなことで、分けてご理解をいただければありがたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今の話につきましては理解できました。まあ27年度中には全て完了という、分譲も入居もそれで完了すると、当初計画のとおりだということを受け止めました。

次にですね、このそもそもについてちょっと確認したいんですが、これは6月の18日に一括発注ということで、当初、一番最初は129億4,650万円でこの工事が出発したわけでありまして、そもそもこの工事内容について確認したい。数少ないこの資料で確認すると、工事の概要について示されているわけですが、この当初のこの計画と、今回提案されている中身に大きくどこが違う。どこが違うというのは、請負契約、当初の計画があって、その当初の計画のとおりに進んできていて、そのもろもろの今の現在の資材高騰、あるいは技術の変更等々ということで、この請負契約の額が増額しているというふうな受け止め方でいいのか。あるいは、ここに当初の計画にはなかったものが新たに増えたものというのも、その増額の内容、中身としてあるのかどうか、その辺の確認をしたいと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。議案の提案のときにご説明させていただきましたが、平成25年の債務負担行為第1号のときの契約から始まりまして、その後平成26年の3月14日について一部設計の内容等の変更等についても議決をいただいております。これは復興庁との協議の中で新しく認めてもらったもの、あるいは当初設計の中で見ていなかった内容等、例えば上下水道の関係とか、農業施設の関係とか、管理者と協議をする中で設計の内容等についての変更を26年の3月に認めてもらっております。それを基本に今回は工事の分について主に変更させていただきますということでご説明させていただいたというふうに思います。そんな中で、新しい項目出しがあるのかというふうなお話でしたが、国道6号のタッチとか、サーチャージ盛土についても全体の中での調整をしたので、新しい項目、頭出しという形で出させていただきました。

あと、集会所等の設計等についても今回お認めいただきましたので、新規の計上という流れになろうかと思えます。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。それらは、当初の計画には入っていなかったのかどうかということを確認してるんです。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。はい、一部入っておらないところがあります。例えば、国道6号のタッチ、それは当初から入っておりませんでした。あと、協議の中で詳細に構造的な内容等についても入っていないところがあります。その辺については今回の頭出しの中でご紹介させていただいておる状況でございますので、その辺はご理解をいただきたいと。強いて、済みません、ちょっと回りくどくなって申しわけございませんでしたけれども、今回の造成工事の関係については、大部分が当初の状況の中で計上していないというふうにご理解をいただければなというふうに思えます。项目的に当初の設計段階で計上されていないところが中心であるということでご理解をいただきたいというふうに思えます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、一括発注方式、債務負担行為等々を組んでですね、そしてそれに基づいて、しかもその手法として一括発注方式という、全て1社で対応できるというやり方を導入して今までやってきているんですが、ですから今の確認したの、債務負担行為のですね、その最初のスタートのときの中に入った以外のものは、この一括発注方式での対応というのはおかしいのではないかという疑問も含めながらの確認なんですけども、といいますのは、疑問として出ているのは、そこで一旦、最初ね、かなり予定の計画にもない、実はあるんだけども、ない小さな規模で最低のやつでまずそこを決めてしまうと、そこで契約してしまうと。あとどんどんふえていくのは、もうその1社で十分対応できるんだと、まあ実際に対応しようとしているわけだけども。そういう一括発注方式というのは、そういうことなのかと。そういうことも含まれて、それも許される、そういうことも許される方式だったのかどうかということを確認させていただきます。この方式については、私、余り聞いたこともない方式なもので、いろいろ疑問、懸念、そんなものが常にこう頭をよぎっているということから出てきた疑問としての質問だということを受け止めてください。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。一括発注方式の内容についてということですが、先ほど来の質問の中でもご説明させていただいております。大きな面積の中で、早く完成しなくちゃいけないところがあります。そういう状況の中で工区分けをして、受注者なりの努力をする中で、設計をやりながら、あるいは施工をやりながら同時に完成形を見るというような流れの中での状況でございます。そんな中で、管理者と協議をする中で、よりよいまちづくりのための施設としていかななものかというふうな協議をする中で、その内容についての変更等についても協議をする中で変わっております。ですから、その辺は今までに町のほうとしては経験のない発注の仕方、なおかつ今回は復興事業ということで、早期に完成を見るための手段のうちの1つであるということをおかんがみながら、今回工事をしている状況でございます。ただ、我々職員は、その都度、その都度、議員の皆様には内容等については説明をさせていただきながら、多くのご意見をいただく中で、その辺の調整をさせていただきながら成果を出しているというふうに考えております。本来であれば基本設計から実施設計、あるいはその実施設計に基づいて設計内容の精度を高めて工事を発注するというので、よりよい品質の確保と適正な成

果を求めるものでございますが、これを同時並行で進めておりますので、その辺は基本の流れに沿った管理体制、あるいは管理の対応の仕方を慎重に行いながら実施しておりますので、その辺は短時間で多くの成果が得られるように、段階的に検証して成果を出しているという観点からご理解を賜りたいというふうに思います。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。何を言っているんだかさっぱりわからなかったんですが、中に「調整して」という言葉があったんですが、調整されていないからこういうやり方では問題が、問題といいますか、疑問が生じるのかなということでの質問だったんですが、ちょっと今よくわかりませんでしたので、改めて伺いますが、当初の平成25年度債務負担行為請1号新山下駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の締結についてということなんですが、この市街地整備工事外の外というのは何を言っているんですか。そして、さらにその工事の内容、概要を見ますと、宅地造成実施設計、まあ設計関係、それから工事関係でこの当時は34.7ヘクタールで、土工事等々で最終に災害公営住宅本体建築工事M296戸というのが最初のこの計画だったんですが、そして我々がこれを認めたのは、我々がというと、私が認めたのはこの内容について認めたわけです。先ほど確認したのは、ここから全く新しいものがあるのであれば、そういうことはありなんですかという疑問を確認したかったんですけども。その部分が今質問になるかということ、何ですか、質問の中身には確認できて、答えることができるのならばお答えいただきたいと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。大変失礼をいたしました。新項目については、工事の一連の流れの中で関連性のあるものという判断のものから、今回の発注の中で発注をしております。施工性、安全性、管理性ともに同時並行で進む中での成果品という観点からその辺を判断したということでご理解を賜りたいと、かように思います。

6番（遠藤龍之君）はい。そもそも、私はこの、最初ね、この内容だから賛成したと、認めたということなんですが、本来ならば、逆に聞くと、その6号線タッチ等々、あるいは集会所等々というのは、もうこの中に入っているべきではなかったのか。やり方、方法とかというのはまた別ですね。復興計画に基づいての市街地形成、その内容であったわけですから、そうすると、そういうのも含めて入札して、その内容で、この内容だったらおらほうだったらこのくらいでできるとか、できないとかというようなことで最終、決まるのかなというふうに普通は思うわけで、普通はというのは、私はそう思うんですが、最初、小出しにして、本来はこういう計画があって、これはもう頭からもう町としてはつくる予定、計画があるにもかかわらず、当初は少し小さくしておいて、そしてできるところにという。結果、これは1社しか応札なかったんですが、結果としてはですね。そして、それからこの1年後、2年後にその中からこの今都合いい言葉が出てきたので、関連性があるもの、関連性があるものはここからどんどんふやしていったいいというふうなことになってしまうと思うんですが、そしてそれも、これまでの説明を聞くと、このフジタ関連の会社がフジタ関連の値段を出して、それで決まって進められていくというような流れになるかと思うんですが、そういった流れでいいんでしょうか。まず、いい悪いは別として、そういうふうな理解でいいのかどうかということを確認したいと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。新しく出た項目等については、復興庁との協議の中で認めてもらったものという大前提がございます。当初においては国道6号タッチにつ

いては議論をされておりましたが、復興庁との協議の中でまだ確認できておりませんでしたので、その辺は計上できなかったということで、まずはご理解をいただきたいと思っております。

なお、先ほど1業者というようにお話をさせていただきましたが、受注者の業者の調整等、あるいは請負費率等の関係もあります。その辺をかんがみますと、今回の業者への継続発注というのは問題ないというふうに思っております。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。今回のことについて聞いたのではなくて、そういう形態がどうなのかということを確認したかったわけですが、あわせて、何のための債務負担行為の設定なのか。今のようなやり方だったら、その都度、債務負担でなくてその都度、その都度やっていいんですよ。言っていることわかりますか。債務負担行為というのは、こういうことをやんねくてねえ、やりたい、だけっども最終的にどうなっかわがんねえから、まず金だけは用意しておいて、そしてその計画をまず皆さんに示して、俺たちはこういう、ここまでやりたいんだと、だけっども、ここまでやるためにはまだ財源の確保、補償もないから、だから債務負担でまずは財源を確保しておいて、そしてやっていくと、これが債務負担方式、行為でやるやり方なんじゃないですか。今課長が言っているようなやり方だったら、その都度、その都度契約すればいいんですよ。何で債務負担行為なの、という考え方を企画財政課長に確認します。

企画財政課長（後藤正樹君）はい、議長。今回の、申しわけないですけども、一般論の話をさせていただきたいと思うんですけども、今回、129億円ということで、当初発注する段階において、当然ながら当時ですと2カ年ということで確か債務負担をとったと記憶しておりますが、そういった工事を発注するということに、契約をするに当たっては、当然支出負担行為というのを起こさなきゃいけない。その支出負担行為を起こすためには予算の裏づけがなければならないということで、まずもつてはその契約をするために、現年度の予算とあわせて後年度の債務負担もセットして、今回、25年度当初予算をセットしたということでございます。考え方としてはそういう考え方になります。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。ちょっとかみ合わない部分があったものですが、そもそもの債務負担の行為を設定する、それに対応するというときの考え方としては、こういう大きな、2カ年、3カ年にわたる、それは大きな事業だからということ。それを担保するために債務負担でやるんだと。とするならば、この工事は、最初からね、今の国道6号線もね、集会所も含めた計画になってなくちゃならないのではなかったのですかという意味の話。でなければ、その都度、その都度、債務負担でなくて、その都度、その都度に対応すればいい話であって、債務負担をわざわざ設けるんだったら、逆にそういうことなのかなというふうな受け止め方があったわけですが、その辺の考え方が違うのかどうか、改めて確認します。

企画財政課長（後藤正樹君）はい。その部分なんですけども、ちょっと私の理解がどこまでかというのはあるんですけど、基本的には先ほど震災復興整備課長のほうからも話があったように、今回の事業は基本的に国の復興交付金でやっている事業がほとんどであるということで、考え方としてなんですけども、やはり財源の裏づけがないものを計画の中に入れるということはできないのではないかという考えのもとに、こういった形で発注をしているということで理解をしております。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。余り、多分理解のない中でのやり取りなのかなと思うんですけど、そもそもね、やっているのは、この事業進めるのは、ほとんどの財源は復興交付金なんですよ。復興交付金事業ではもう当初示された3,000億円、2,000億円の中に全部入ってる。だから多分その債務負担行為でやろうとしている。当然、その全体像を当初に入っていないとおかしいということをおっしゃっているんですけど。そうではないんじゃないんですか。そのための債務負担行為でしょうと。もしそれが、そういうことであるならば、今提案されている6号線等々というのが、この時点で入るといのはちょっとおかしいんでないのという疑問も含めながらの質問なんです。いかがでしょうか。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。今、こちらの財源、復興交付金ということでございますけれども、復興交付金については、それぞれやる事業の内容について一つ一つ復興庁と協議しながら申請をして、お金をいただいてやるというやり方をとっています。それで、今回の国道6号に関して言いますと、ちょっと何月何日という部分はちょっと済みません、ちょっと私今資料がないんですけども（「国道6号にそんなに特化する、あいつすることないから、一般的な考え方を聞いてるんだから」と呼ぶ者あり）例えば、その部分は国交省との協議とかそういった部分が成立すれば復興交付金の申請をしいよと、そういった部分の条件をつけながらやっておりますので、それぞれ認めていただく段階がちょっと違っていたという部分が今回のこの理由の1つではないかなというふうに思っております。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。コンパクトシティをね、提出するとき、もう既にこの国道設置というのは決まってるんだよ。それが財源がどうあれね、俺は財源、復興交付金がほとんどになった、この6号タッチについて、その復興交付金事業の対象になっていかどうかというのは今確認しないとだめなんだけど、それはあってもなくてもいいの。最初からそのコンパクトシティ建設すると、そういう計画があるんだらば、あったらば、当初の、入ってなくてはおかしいんでないのということをおっしゃっているんですけど。当初にあれば何も、それはだから復興交付金で認められっからとかね、財源が確保できたから改めて請負契約の変更という形を出すことが、それは、ということになればスムーズに私の場合理解できるんですけど。もし、債務負担の行為のときはね、そういう方法をとったのはそういうことなんでないのということなんです。もし、そういうことでなければ、単発でやってくればよかった話なんだから。ですよ。私と理解に違いがあれば、それも含めてお尋ねします。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。またちょっと同じような内容になりますけれども、復興交付金の仕組みが、今議員がおっしゃるように、最初から国道6号の改良という部分は今回の役場前の大きな橋梁ですね、橋梁をつくった際に出てくる事項としてはもちろん我々も踏んでございました。ただ、この復興交付金の申請の制度というか、やはり一つ一つ協議、部分をしていく中で、関係機関との協議といった部分、例えば先ほども同じようなことを申しましたが、例えば国道6号であれば、国土交通省との協議、こういったもののある程度の感触が得られないと申請できないという話になっていまして、それを待っているとこちらの造成工事の部分の発注も全体的に遅れてしまって、結果的には入居が遅れるといった部分が生じてしまう可能性があります。でしたので、今回の造成工事は何とか申請することができるようになりました造成工事、その部分の申請ができた部分から債務負担行為を設定させていただいて、発注をとにかく急いでやったという

部分が1つの考え方であると思います。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。国道6号線はたまたまあった話だけだから、別にそんなどうでもいいということはないんだけど、その辺の意見については、今後の意見に任せるということでいいんですが、債務負担行為でのやり方について聞いているんですよ。25年度で116億円ですか、それがこの計画全体の保障する額だと思うんです。その範囲内でやる事業の中身だったのではないかと。そうすると、この範囲で、一番最初のこいつね、中身のちょっとした変更とかね、ということでの増ということであるならば、それは理解できるんですが、そしてちょっと金もちょっとプラスかかるということであれば、この債務負担行為額を補正して、増額すればいい、そういうことでやっていくんだ。当初の計画というのは、大きなこの変化があってはまずいとは言わないけれども、そういうことにはならないんでないのという、あるいはあってはならないんでないのという疑問からの、今ずっとこの確認なんです、このことについては何か、なかなか行ったり来たりのあるが、このものできないんだけど、そういう疑問をまず呈しておくというだけで、あと改めてこの件については引き続き取り上げていきたいと。まあやり方がちょっと、町民にとっては疑問が残るやり方だと。今回ね、こういうやり方で、人に言うと、やりたい放題のことができるやり方なんだなというふうにしかこの間の皆さんの取り組みを見てみると、対応を見てみると、そういうふうにしか受け止めないと。これは私の理解不足でそうなのかどうなのか。だから、本当はこのやり取りの中でその理解不足のところを整理して、すっきりさせてほしかったということであれなんですけれども、今のやり方で言うと、そういうことなんだね。後からどんどんやれやれ、どんどん、行け行けどんどんでね、もう最初決めたんだから、これは議会で通ったんだから、あと何ぼふやしたっていいんだ、もうあとやる企業も1社しかないんだから、どんどん、どんどんやっていくべというようにしか見えないと。今の説明の中だけだよ、そうではないと思いますけれども。しかし、そういうやり方の中にそういうことが含まれているのかなという大きな疑問を残して、この件についてはここでとりあえず閉めておきます。

次に、工期についてなんです、この工事について27年3月31日までというのが28年の3月31日までと、1年間延期になったということなんです、この1年間の延期の内容、理由、根拠についてお伺いいたします。町長。

町長（齋藤俊夫君）はい。これは、技術的な観点からの内容は大変でございますので、これは担当課長のほうからる説明をさせていただきたいというふうに思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。工期の延期に関する内容でございますが、先ほど同僚議員の質問の中でもご説明させていただきましたが、国道6号の交差点改良に伴うものがまず1つでございます。また、あと国道6号タッチの橋梁に係る移転物件の遅れが要因というふうな状況でございます。また、未買収用地の年度内完了についての関係が延長になるというような状況の中で、造成工事等を施工した場合のことを考えますと若干延びるだろうというような状況でございます。あと、住宅営繕室長のほうからも話があったと思いますが、中層集合住宅の建設工事分がまだ未着手でありますので、この辺についても若干延びるというような状況でございます。それらを複合的に考えますと、1年間というふうな期日が延期の原因というふうにご理解を賜りたいと、かように思います。

ただ、先ほど来、町長のほうからお話がありましたが、災害公営住宅及び防災集団

移転宅地については、年度内を、27年3月31日を目指して頑張っておりますので、そちらには影響ないよとということ而努力しているということをご理解願いたいというふうに思います。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。工期についてはまだ疑問が残りますが、ちょっと前に戻りまして、その一括発注方式とあわせてによる疑問の1つとして、今、CM業者は何をしているんですか。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。CM業務の現在の状況でございますけれども、もともとCM方式につきましては、町の限られた人材、人的資源の中で復興事業を円滑に進めるためにということで、本来発注者が行うべき基本計画の立案ですとか、また地域との意向調整、各種法定手続き、設計施工管理といった業務を体制的、技術的に保管・支援するために導入しているというところでございます。現在の状況でございますけれども、工事中でもありますので、施工管理の支援ですとか、また各種法定手続きの支援、また地元との協議会の運営補助というものに現在携わっているというところでございます。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。それは一般論というか、一番最初に聞いた基本的な仕事の中身のようなんですが、具体的にいろいろ町でこのようにもろもろこういった工期の遅れ、あるいはこういった契約の変更、あるいは先ほどの応募の対応等々あるわけですが、そういったのもCM業者の、今の話を聞くならば、対象になっているかと思うんですが、その辺についての実態はどうなのかということの確認をしたかったわけなんですが、改めて伺いたします。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。具体的に例を挙げますと、議員のおっしゃるとおり募集に対する支援ですとか、また今、今後予定しております宮病の法的申請等々に現在、業務携わっているという状況でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。多分に想像すれば、実際の仕事をしているのかなと思うんですが、その辺、そのCM業者と町の関係というのは実際どうなっているのか。何かこの間のいろいろ話の中で、どうもその実態をつかんだ中での答弁、質疑応答になっているのかどうかという不安も生まれていますので、実際そのCM業者とどのような関係で、十分に理解、熟知した中で我々と対応しているのか、住民と対応しているのかという不安、疑念から確認するわけですが、その辺の関係、連携というのはどうなっているのか具体的に伺いたします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。私のほうからは主に工事関係についてご説明をさせていただきたいというふうに思います。設計・施工一括発注の中で、実施設計の考え方、あるいはそれに対する対応の仕方等についてのアドバイス、あるいは確認等の助言、あるいは現場において施工管理の範疇にありますが、現場での出来形検査等の立ち会い、あるいはコンクリートの試験での立ち会い、あるいは完成物の立ち会い等についても同席をしていただいております。なお、週1回でございますが、2市街地において打合せ等を実施するというような対応をして、現場と役所とCM業者であるオオバと、3者が共有できるような体制をとっているという状況でございますので、ご理解願いたいと、かように思います。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。工事関係はそういうことなのかなというふうに理解することはできます。まあそれが今のこの事業の進め方にどの程度影響しているのかという部分に

についてはよくつかめませんでした。そういうことで対応されているということでありました。

ちょっと話戻って大変申しわけないけど、確認だけなんですけれども、何回も確認しますけれども、この請1号、請1号って、この去年の6月に一括発注でやった内容については、今後もどんどん変わるということで受け止めていいのかどうかの確認だけしておきます。私は大きく変わたらうまくないと思うんですが。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。先ほども青田議員の質問の中でご紹介をさせていただきましたが、前回の変更の中で設計が主でありまして、今回については工事が主であるということで、詳細の数値の確認はまだ完了しておりませんので、終わっておりませんが、大きな流れとしては大きな変更は出てこないというふうに、项目的な大きな変更は出てこないというふうな内容でございますので、ご理解を賜りたいと、かように思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

12番（佐山富崇君）はい。休憩でないのか。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。

再開は2時25分といたします。

午後2時17分 休 憩

午後2時25分 再 開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

12番（佐山富崇君）はい。それでは、簡単に行う。

(4)番の山下排水路の暗渠化に伴う工事の1億2,000万円、土地改良区との協議をしたという話であります。その協議の内容を説明願いたい。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。当初は開水路ということで大型U字フリュームを設置して、その周辺はのり勾配の計上、要するに複断面の排水路の計上でございました。今回、先ほどもご説明をさせていただきましたが、土地利用の活用のこと、あるいはのり面の維持管理等、各行政区のほうで対応していたというような状況の中で、まちづくりにとってこの位置づけを検討する中で、暗渠化、ボックスカルバートを入れることによって、その上を道路として活用することによって、東西の土地利用の一体性を確保できるという観点からも協議をさせていただいて、今回の計画に至ったということでご理解をいただきたいと、かように思います。以上です。

12番（佐山富崇君）はい。一番最初の説明で大体理解したんですけど、協議の内容を全て教えてちょうだいと、こういうことなんです。結局はどういうふうになったのか。1億2,000万円こうやってかかるんだすべ。土地改良区で1円も出さないのかなとか、こういうこと聞きたいの。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。大変失礼をいたしました。

先ほど大型U字側溝の話をしていただきましたが、それが上に道路をつくることによりまして暗渠化になるということで、ボックスカルバート900×900のボックスカルバートが27.6メートル、1,000×1,000のボックスカルバートが16

3. 35メートル、1, 100×1, 100のボックスカルバートが183. 2メートル、1, 300×1, 300のボックスが33メートル、1, 800×1, 500のボックスが134メートルと、計541. 42メートルということで、北の山下停車場線から南の浅生原笠野線のところまでの段階的に排水構造物を入れかえするというような状況でございます。なお、その大きさについては、周辺の排水等も計画してこれに合流することから、段階的な大きさの構造物になったということでご理解を賜りたいと思います。以上です。

12番（佐山富崇君）はい。つまりは、改良区でもそれで管理費かからなくなるんでしょう。それをね。管理費かからなくなる分改良区でどれくらいこれとか、そういう話ないの。（「改良区の負担金はかからなくなるんでないかと。維持管理等でしょう」と呼ぶ者あり）

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。維持管理等については町のほうで管理をするようになるということで。改良区の負担についてはございません。

12番（佐山富崇君）はい。維持管理は今後町でやると、そういうご答弁だと思います。そういうふうに理解していいのかどうか、まず。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。協議する中で、暗渠化についての管理については町のほうでということで協定されておりますので、議員おっしゃるとおり町になります。

12番（佐山富崇君）はい。そうすると、900×900、ただ余り早いご答弁だったので、ご説明だったので、理解ちょっとしないところもあるんですが、900×900、これは何メートルだか。あと、1, 000×1, 000、それから1, 100×1, 100、それから1, 300×1, 300、それから1, 800×1, 000、1, 800はわかります、中くぐることもできつからね。1, 100だの900、どういうふうに管理するんだらう。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。途中、途中に管理用の人孔、要するに穴、マンホールですね、管理用のマンホールを設置して管理をするというような指導を土地改良区のほうから受けておりますので、その辺は維持管理に支障のない距離での配置を計画しているということでご理解を願えればと。

12番（佐山富崇君）はい。ですから、そういうことであれば、そのように最初から言ってくださいよ。マンホールは何メートルおきに、900のところは何メートルおきに、1, 100のときは何メートルおきに、そうでないと理解できないの。私、詳細に説明していただきと一番最初質問しているわけですから、質疑しているわけですから。土地改良区、一番最初は土地改良区から頼まれたこの自治会というか、部落だべな、集落で管理してたんでしょう。この集落が大変だから、つまりあそこの方々の集団移転地の皆さんが出るようになってしまうから、あそこのところそうでなく、埋めてしまうんだわと。埋めてしまうと管理どうするのと。管理今度土地改良区でかからないんでしょうと。かからないんだと。だけと金は出さないんだと。町で皆管理しますから。そういうことであれば、そのようになったと、マンホールは何メートルおきに何個つけるんだと、そういうふうな説明しなければ理解できないでしょう。細かく説明していただき、詳細に説明していただき、協議内容をもって、俺一番最初言ってるんだよ。だから、簡単なやつだけでも、そういうふうに教えてもらわないとこっちが理解できません。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。大変申しわけございませんでした。排水構造物の延長等については把握しておりますが、ボックスの数等についてはちょっと把握しており

ませんでしたので、管理用ボックスは設けるといふことのみのお返答とさせていただきます。大変失礼しました。もしお時間をいただけるのであれば、箇所等、あるいは個数等の確認をする時間をいただきたいと、かように思います。（「お願いいたします」と呼ぶ者あり）

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。

再開は2時45分といたします。

午後2時33分 休憩

午後2時45分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。大変貴重な時間をいただきまして、本当にありがとうございました。

先ほど佐山議員のご質問の中で、マンホールの位置等についてのご質問でございましたので、それについて回答させていただきます。なお、先ほど私が紹介させていただきました排水構造物の延長等についてのマンホールの位置等が異なりますので、その辺はご理解を賜りたいと、かように思います。

基本的には、一番北側のほうは内側が1, 800×1, 800のボックスの人孔と。さらに80メートルおきまして、同じく1, 800×1, 800のマンホールというような計上でございます。3カ所目につきましては、同じく80メートルぐらい約距離がありますが、これは下水のマンホールと同じく、これは900ミリのマンホールになります。前にご紹介した2つのものについてはボックス形式のもの、今回のものについてはマンホール、円形のものということでご理解を賜りたいと思います。さらに90メートルを離れまして、同じく1, 800×1, 800の、これはボックスのほうの形状になります。続きまして、5つ目につきましては、900ミリのマンホールということでご理解を賜りたいと思います。6つ目につきましては、200×1, 500のボックスのほうのマンホール、マンホールというかボックスの管理用のマンホールというふうになります。最後の7つ目につきましては、2, 600×3, 900の大きなマンホールになります。なお、これらの四角のマンホールにつきましては、上流から流れ出る水との関係上、円形のもの、あるいは四角いものというふうな形状になっていることをご理解いただきたいと、かように思います。以上です。

12番（佐山富崇君）はい。900ミリのマンホールは3つ、「2つ」と呼ぶ者あり）2つ、5つ目がそうでなかったの。3つ目、4つ目と5つ目、「済みません、3つ目と5つ目です」と呼ぶ者あり）ああ、そう。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。済みません。3つ目と5つ目がマンホール、円形のマンホールでございます。そのほかのものについてはボックス型のマンホールということでご理解をお願いします。

12番（佐山富崇君）はい。それはわかりました。その四角いというやつかな、丸でないやつは中に入れるのね、そっから。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。四角いボックス型も円形のマンホール型も、人が出

入りできる管理用のマンホールということでご理解願います。

12番（佐山富崇君）はい。つまり、中に入って十二分に管理できるというふうに理解していいわけですね。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。はい、そのとおりでございます。

12番（佐山富崇君）はい。十分理解をいたしまして、それは結構なことだなというふうに思います。ただ、雨水下水道の関係はどうなるの。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。雨水のみの排出でございますので、ご理解をお願いします。下水については公共下水道の区域に入っておりますので、公共下水道で出水ということでご理解願います。

12番（佐山富崇君）はい。それはわかっております。ただ、雨水はここに流すということでご理解していいのね。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。はい、防災調整池の水も含めて、あるいは周辺の今まで利用されている区域外の水も含めての利用ということでご理解をお願いします。

12番（佐山富崇君）はい。私が聞こうとしていたのは、その用水通路関係と、この暗渠との関係を聞こうとしてたの。だから、もう1回改めて詳しく。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。先ほどもご紹介させていただきましたが、1号調整池の水も今回のこの場所に放流するというような計画でございます。

12番（佐山富崇君）はい。そうすると、降った雨はすぐに遊水池でなくこいつに流れるんでないの。遊水池にたまらないで。そうすると遊水池の意味がないんでないの。そのところさ。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。排水の考え方でございますが、先ほどご説明させていただきましたが、1号調整池については11.5ヘクタール分について先ほどご説明したところの西側の区域のエリア全て防災調整池に入るような計画で排水しております。なお、先ほどご紹介させていただきました区域外の水等の関係もでございますので、あるいは距離的な関係もでございますので、マンホール等の設置についてはその等距離の間隔での設置ということでご理解を賜りたいと、かように思います。

12番（佐山富崇君）はい。あのね、何回も「先ほども説明したとおり」と言われると、俺がさっぱり理解していないみたいにとられるので、余り心外だな。それはそれとしていいんだけど、貯水池は雨降ったとき流さないでためるためのものなんでしょう。一度に雨降ったとき。だから、そこそこいつがつながってるとなると、遊水池の役割果たさないですぐ水出るんでないかということをご心配するのよ。そうでないの。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。防災調整池の役割でございますが、一時水をためるという役割をまずします。そんな中で、流出口、要するに通常流れ出る口でございますが、これオリフィスというような表現をさせていただきたいと思いますが、流出口、26センチ×26センチの出口のやつで流れるような形状になっています。これは自然にそのまま流れるということ、今回のこの排水路に流入するというご理解をお願いしたいと思います。

12番（佐山富崇君）はい。ですから、大雨降った場合、自然に流れるんでしょう。だから、最初から排水はどうなるの、浜の海水はどうなるのと俺言ってきたでしようが。だから、今まで田んぼとして遊水池になっていたところが水を今度出す側になるわけよ。埋め立てて市街地になるんだから、ね。だから、「遊水池があるから心配いりません」そういうふ

うに言ってきたの。言ってきたけれども、今言うとおりに、あふれ出てこう行くようにしています、しますと、こういう話でしょう、今の話は。だったらば、大雨降ったらばさっぱり何の役目も立たないでしょうが。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。1号調整池については、説明の中で8,625立米の貯留能力がありますということでご紹介をさせていただきました。全体的な面積としては11.5ヘクタールございます。ヘクタール当たり750トンの貯留能力が必要ということで、これは開発指導要綱に基づく大きさでございます。そこに一時ためておきながら、自然に流す分については26センチ×26センチのヒューム管、箱型のボックスで流れ出ますよということでご理解を賜りたいと思います。

12番（佐山富崇君）はい。2,000ミリ降る時代だよ、2,000ミリ。過去のデータにとられてはいけないと言っていた。そういう状況の中で、だから私は最初から心配していた。集団移転地は心配だよって。「いや、大丈夫ですから、大丈夫ですから」「抜本的排水計画であります」ところが抜本的でも何でもないんだ。前の排水と同じように直しますからって言い直したべ。だから、そこがだめだと。排水は下からしないで上から流したんでは。下から出るようにしてから上から流さない。これは直接関係ないからって議長にお叱りを受ける前にこれだけ話しておきます。まずね、これだけね。あと別な機会を捉えて改めてやりたいと思います。

そういう心配ということで、あともう1つは、時間も刻々と迫ってからの、後藤さん言うとおりに。集会所建築設計、これは営繕課だ。どの程度のもの。

建築営繕室長（佐藤和典君）はい、議長。規模につきましては、こちらの資料のほうの1-2のほうに面積を書いておりますが、160平米相当のものとして予定をしております。中の集会所の間取りの予定につきましては、大体大きな集会場として1部屋、あと副集会場として1部屋、それに台所、厨房の施設とトイレ男女、多目的、あと収納庫としての倉庫を一部予定してございます。全体の建築面積として160平米ほどということで設計の予定となっております。

12番（佐山富崇君）はい。この集団移転地の大きさからいって、それで間に合うかしら。まあ6割きりしか入らなくなっちゃったから、なるから、よかったかもしれないんですが、160平米ということは55坪かな。55坪ないわけですよ。私は古い人間だから平米よりも坪数のほうがわかりやすいんですけど、53坪ぐらいですか。（「48」と呼ぶ者あり）48坪、ああそうか。50坪ないんだな。そういうことになると、そんなことで、これは今の集会所、上の人たちが使ってるんだから、下の人たちがさっき言った遊水池と同じに全部使うんだべから。そうすると、ここ前々から言っていたその集落なり行政区の配置がえだのはどうするんですかということで、そこでのここ1区になるんだか、2区になるんだかわからないけども、ここの集会所になるんでしょう、行政区として。行政区として何ぼ出るかそんな基本だの見たの。この基本設計してもらうのに、基本的に。そこんところさ。それともどどんみんな抜けていんからいいのか、ちゃっくくても。そこんところをお伺いします。

建築営繕室長（佐藤和典君）はい、議長。全体の規模というようなことでのお話かと思うんですが、想定されて、となっているのは、災害公営住宅の山下の1期分につくった集会所の程度の大きさということでして、全体の規模の中からですね、割り出しているというような形の考え方につきましては、ちょっと申しわけありません。

12番（佐山富崇君）はい。ですから、そのとこっしや。そんなことでは、利用価値も何もなくなるんでないですかと。ちょこちょこっと仮設の集会所みたいなもんだわ。お茶飲み場みたいな、ね。そういうことでは、例えばあそこ1つの自治区とするならば、総会もないもできないでしょう。総会するとき中央公民館に来いっていうのか。そこだね。だから、あんまり中途半端なことはしない。そして後からまたこうなんですってくる。せっかく認められたんだから、それなりのものをつくるように実施設計したらいかがですか。実施でないな、基本設計、まず。（「これは課長答弁しにくいと思いますので」と呼ぶ者あり）（「当初から将来を見越してきちっと整備すべきでないかというので」と呼ぶ者あり）

建築営繕室長（佐藤和典君）はい、議長。規模的には確かに小さいというような形の部分もあるかと思いますが、そばには今後まだ復興庁との調整が終わっておりませんが、防災拠点施設ということで大きなホールを設けた施設もつくられる予定になっておりますので、そちらのほうの併用もあわせて考えていければというふうに思います。よろしくお願ひします。

12番（佐山富崇君）はい。つまり、防災拠点施設があるから、そっちの利用もあるからと、こういうような話ですよ。だったらつくってことねえんでねえのは。ほっち利用してもらったらいいべした。ほっちが立派なのあるんだらば、ね。私はそう思うんですよ。2つも3つもいらんないんだ。ほっちあるんだと、こういう今のおっしやりよなね。だから、防災拠点施設っておっしやいましたね。そこ使ってもらったらいいべしたわ。つくんねいで。無駄金。中途半端なもの。やるんだらやる、やらないだらやらないで、これが必要だと私は思うんですが、いかがですか。

建築営繕室長（佐藤和典君）はい、議長。集会所につきましては、新たに居住する住民の方々のためのコミュニティの場所というような位置づけで、同じようなところとなっております。そこにつきましては、今後ですね、行政区のあり方等の関連もありますので、全体の中で活用方法を見出していくというような形になろうかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

12番（佐山富崇君）はい。課長に聞いてもらち開かないので町長にお願いひします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいま室長のほうからお答えしたのが基本になるわけですが、ご質問のこの集会所機能の整備につきましてはですね、行政区の再編等の課題も関連として当然考えるわけでございますので、新市街地のこの自治会のあり方の方向性を決定するまでの間ですね、暫定的に町管理としてこの集会所を当面維持管理していきたいというふうに思ひてござひますけれども、先ほども室長からお話したように、駅東にですね、防災拠点施設というふうな、これは有事の機能としての防災拠点施設というものが整備される予定でございます。これは坂元も同様な施設でございますが、これについては先ほどの説明でも触れましたように、一定のスペースがある施設でございます。これは平常時には例えば公民館的な機能なり、地区のホールとしての活用、十分に考えられる規模、内容でございますので、その辺を勘案しながらですね、この行政区再編の中で整理をしていきたいというふうに考えているところでござひます。

12番（佐山富崇君）はい。防災拠点施設を平時は集会所で使うとか、公民館的色彩も帯びると、そういう中途半端なことをおっしやるから私はだめだという。有事の場合に使うものと平時の場合に使うものごちゃまぜにして。しかも公民館的色彩も帯びる、管理者置くの、

何人置くの、管理者。

町長（齋藤俊夫君）はい。ただいま説明した施設の整備の基本的な考え方として、津波防災拠点施設というようなことでの整備、これは導入の部分でございます。しかし、平時はですね、有効な空間利用、施設利用というふうなことが当然出てきますので。有事と平時を意識してこの管理をしていきたいというふうに考えているところでございます。具体の維持管理のあり方については、これからいろいろと詳細を詰めていく段階というようなことで、現段階では考えております。

12番（佐山富崇君）はい。ですから、まだ何も決まっていんでしょう。集落の設置もまだ、これ私言い出してから1年以上、2年ぐらいになってるは、もう。何も決まってない。遅いんだ、これこそ。それで始まるともうたちまち終わらなくてだめだ、早く議決せいと。これだよ、今までやってきたのは。そのパターンだから。時間がない、時間がない。そういうことを申し上げておきまして、まず工期1年間延長と。信用できません、1年で終わるか何だか。なぜかと、27年度中に、27年の3月末日で終わる、一切。その目標に変わりはありませんかと何回私お聞きしました。町長だよ、これ。変わりありません。多少は心配でありませんか、そのようにおっしゃったらどうですかまで言ったことがあります。多少心配、ちょっと頭痛いところあります。おっしゃったらどうですかと言ったこともあります。そのとき町長何とおっしゃいました。「表現の違いだけだ」こうおっしゃったんですよ。問題ないというのと、多少頭が痛いというので表現違うだけでしょか。しかもここにきて1年延長って、50パーセント延長ですよ。とんでもないことでないですか。私はせめて2、3カ月遅れるのかなとか、半年か大きくてというふうな思いを持っておりました。多分延長になるだろうと。1年、1年とか2年が3年になると。とんでもないことですよ。違約金の分だ、これは。しかも、私ら一番最初から心配したことだらけでないの、全部。この4つ、7つか。面積もこんなにいらないでしょう、言いましたよ。それから、あそこは地盤が軟らかいからよっぽど踏ん張らないとだめですよ。それから資材も高くなってきますよと。ただこれは土地、土もらったから安く減ったというんだからいいばりと、3番目は。それから、6号線、こいつはね、早くからわかってた、同僚議員の遠藤議員も言ったとおり。それから、ポンプの施設、この調整池の、これもだ。ポンプで入んなかったらどうなるの。下の方また水浸しだよ。早く下がはくようにしなきゃだめ。整備課長、そうでないかい。言ってきたよ、ずっとこいつは。全部。全部言ってきたんだから。しかも今度集会所の建築設計も、これだっけさっちゃんつくっておくんだと。自治会組織とは関係ないから。「50坪なくたって大丈夫だ。上にあるのと同じぐらいでいいから。とにかくお茶飲み場つくればいいんだべ」ぐれえの、そんな感じ。だめでないのと言うと、「防災センターがあるから大丈夫でないかい」と、こういうおっしゃり方。今後どういうふうな施設にしていくかまだ検討中で、検討中とも言わないな、まだわからないんだとか。あとこれからなんだというようなお話。それから、土地も買えないんじゃないの、こういうふうに言ったの。大変だよって。なかなか大変でないの。いや簡単だ、半年待っても、数カ月で買えるんだからと、こうおっしゃったんだよ、町長は。私らに一言もなしに。数カ月で買えますからってマスコミにぶっ放したんだ。それで新聞に載った。よく、いさらそんなこと、半年で買えるのやって、私にお叱りをうけたんですから、町民から。

そこでお伺いします。これは用地課長か、用地室長か。きょう新聞に上がっていた方

いたね。あの方なんだ、あの新聞記事によると、書いた人いたかないか知らないけど、1町6反、こういうおっしゃり方をしていたように読みました。1町6反あんの。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。おおむね1町6反、そのぐらいあります。

12番（佐山富崇君）はい。この集団移転地の中に1町6反あると、こういうことですか。わかりました。すぐ理解できました。こういうのだとすぐ理解できるんだな。

それでお伺いします。これは、復興整備課長か。周りに土山盛りにしておくから、用地が台風来た時点で埋め戻してグーだと。こういうさっき同僚議員にご答弁なさって、ご説明なさったようですが、1町6反の土地に埋め戻すに何日かかっぺ。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。ちょっと段階的な施工がありますので、その辺は今ここでは回答を持ち合わせておりません。大変申しわけございません。

12番（佐山富崇君）はい。ですから私は心配して工期のことを心配するんだということ。整備課長ね、「間違いありません、28年3月31日完了です」こうばっちり言ったよ、同僚議員にね。私も聞いてたけど。逆算しなきゃないべ。土地埋めんのに何日かかるから。例えば1カ月なら1カ月ね。しかも何だかやわらかいんだからね。かかる。そうすると用地は手に入るのは何月、いつまで終わるのかって、全部逆算できるんでないですか。それを示してもらいたい、ここで。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。それでは、土地の取得について、最初私のほうから申し上げさせていただきます。きょうの新聞にも出ておりましたけれども、前に議会のほうでも報告していた部分は、この部分につきましては土地収用法というものでお願いするというか、土地収用法で申請しております。この流れにいきまして、サイン後の権利取得及び明け渡しと収用委員会から来るのが大体2月の中旬か、2月中には来るだろうということで、おおむね6カ月かかるということでお話をしていたと思います。それから、それをしまして、ここの案件につきましては、議会承認なもんですから、議会のほうに承認をいただいて、それからの工事になるのかなということになります。まあ2月末、まあ3月の中旬ぐらいまで議会承認等も入れればその以降に工事を入れるのかなと。土地の取得計画は以上でございます。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。工事に関しては2工区に分かれております土地の関係上、防災調整池のほうは1カ所、あと商業地ゾーンの付近に1カ所というような状況でございます。これは用地・鉄道対策室長のほうからお話がありました収用手続き後に造成工事については防災調整池の場合は5カ月くらい、駅前の商業用地については面積がありますので6カ月くらいということで、12月中旬ごろまで一番長く造成のほうの整地はかかるというふうな計画で今考えております。以上です。

12番（佐山富崇君）はい。先ほど手元に持ち合わせてないと言ったけれども、つまり6カ月ということなら何とかなるわいと、こういうようなお話ですか。間違いはないですか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。今までの施工体制の状況から考えますと、6カ月ということでJVのほうとも打ち合わせをさせていただいておりますので、その辺は間違いはないというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい。間違いのないようにお願いします。

さて、その土地だ。収用法が一番遅れた場合はどういう形に進みますか。私わからないんで、法的にこの分は。教えてください。なかなか相手があって、一番遅れた場合何ぼかかりますかということをお聞きしたいの。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。遅れた場合、先程来何回も申し上げておりますように、土地収用の手続きフロー、段階としましては、新聞等でご存じのとおり、先月の末に申請をいたしまして、まあ今県の収用委員会のほうからはおおむね6カ月ということをおっしゃっていますので、それで先ほども申し上げましたように、その後議会承認案件でございますので、3月ということ、よっぽどほかの市町村とのいろいろな案件がなければですね、県の収用委員会等が、ずればといえおかしですが、案件が多くなければ6カ月ということをおっしゃっていますので、今申し上げているおおむね3月、採決までいくと7カ月目で終わるのかなと、そういうふうにお考えしております。

12番（佐山富崇君）はい。口は悪いんですが、つまりは遅れたってがりむり相手から6カ月後には土地はこっちのものになると、こういうことですね、今の話は。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。無理無理というか、うちのほうとしましては、県収用委員会のほうから権利取得及び明け渡しの中で、それが出た段階でうちのほうとしては支払い等に応じると、議会承認をいただいたら相手方への支払い等に入ることなものですから、無理やりとかそういうものでなく、法的なものでいく計画で、おおむね6カ月プラス議会承認を入れて7カ月目かなということをお考えしております。

12番（佐山富崇君）はい。議会はね、それはあれだべけれども。つまりは、幾ら遅くても半年後にはこっちの名義になりますよと、こういうふうにおっしゃっていると一緒でしょう。そうではないんですか。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。県の収用委員会等のいろいろなお話をお伺いした中では、6カ月、県の収用委員会が権利取得及び明け渡しを言い渡された段階で、こちらとして登記のほうに持っていけるということをお伺いしておりますので、極端な早い話を言えば、今佐山議員が言われましたように、そういう回答になると思います。

12番（佐山富崇君）はい。相手に対抗上、向こうも訴訟と持ち込んだ場合でもそうなるわけですね。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。その関係につきましては、相手の方がですね、差し止め等なり申請、もし出されれば、その辺につきましてはまだ町としても何回かの経験があるわけでもございませんので、その辺は相手方が申請等がもしあったとした場合は、そのときはその内容等を想定することもできませんので、申請内容等が出ればそれを精査して、適正な対応をしてまいるという形になると思います。その中で、それが出たから工事が遅れるかどうかというのはまだこの段階では私のほうからまだ言えないという状態でございます。

12番（佐山富崇君）はい。つまりは、過去に経験がないからわからないというのが実際だわね。相手の方がいらっしゃるわけですから。私はそれを心配するわけですよ。相手のあることですからね。そして相手の方もね、けさの新聞を見る限りにおいては、町の手法が気に食わないと、説明が足りない、端的に言うとな、そうおっしゃっているようなふうにあの記事は読ませていただきました。もう少し私らに町民に耳を貸してほしかったというようなおっしゃり方をしていたような記事に受け取りました。文面からはね。ですから、その辺のところを十分心してお願いを改めてここでしておきます。この分についてはね。

やっぱり難しいということでもあります。結論はね。町長にお伺いします。この工期、今まで何度お聞きしても27年3月末日と言ってきたのに、がらっと今度は28年の3

月末日と、1年も延ばすと。そういうことに何の責任も感じませんか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今のご質問は、工期の変更というふうな部分のご質問でしょうか。（「聞いたとおりでございます」の声あり）私これまで申し上げてきたのは、活字等で皆さん一日千秋の思いで新市街地のほうの移転を待ち望んでいる、そういう皆さんをですね、27年度いっぱい移転を完了をしてもらおうべく予定どおり今の段階では進んでいるというようなことを一貫して申し上げてきたところでございます。現段階でその移転なり入居の完了を終える時期を遅れるというふうな、まだそういう段階、状況ではないのかなというふうなことでございます。もちろんできれば一部分でも早めにお入りいただけると、段階的に入居いただけるというふうな方策もとってきたわけですが、その辺についてはなかなか思いに任せない部分があって、一定の入居の時期の遅れというものは部分的にはあるというふうなことで、現段階ではご理解をいただきたいというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい。ですから町長、27年度いっぱいにはでしょう。26年度いっぱいにはということでしょう。そのところ町長、さっき町長おっしゃったのは27年度いっぱいにはとおっしゃったよね。そして工期でなく、災害公営住宅に関してだけだと、こういうふうなおっしゃり方をする。すりかえですよ、すりかえ。26年度いっぱいでしょう、7年度いっぱいじゃないでしょう、今まで町長言ってきたの。今7年度いっぱいと言ったよ。6年度中でしょう。7年度いっぱいだったら28年の3月末日の後期になるの当たり前でしょう。6年度でしょう。もともとは工期は27年の3月末日なんだから。だから26年度だよな。7年度いっぱいだったら最初から28年の3月末日を目標にしていたんですか、工期は。

町長（齋藤俊夫君）はい。私申し上げてきたのは、入居のタイミングが27年度いっぱい皆さんお入りになれるようにというふうなことで、一貫してお話を申し上げてきたところでございます。

12番（佐山富崇君）はい。何で27年いっぱいなの。27年の3月末日が実際は工期だったんだから、26年度中にいっぱい住宅は入っていただくということでしょう。そういうすりかえの言葉をおっしゃるから私はだめだというの。

町長（齋藤俊夫君）はい。すりかえというふうなことは全然ございませんので、一貫して入居の時期はそういうふうなことでご説明をしてきたところでございます。ただ、工事の中身についてはいろいろと変更分が発生してくるので、その部分についての工期そのものは一定の期間延期をさせていただくというふうなことで、工事に係る部分と入居のタイミングをわけで考えていただければありがたいなというふうに思います。

12番（佐山富崇君）はい。町長はあくまでも27年度いっぱい住居に入っていただくと、こういうふうに言ってきたんだと、こう言い張るわけですから、私とはかみ合いませんので。この部分についての質疑は終わります。

それで、今度、同僚議員の遠藤議員も言いましたが、商業用地どうなってますか。かなりヒアリングを重ねてきたというような話。状況が変われば変わるわけですよ。町内の個人の方々に、これから勉強してというおっしゃり方もした、課長はね。その出てください、個人商店なり何なりの方々にはお話を、その方々とこれからどういうふうにして応援もできかということも勉強もしていきたいというふうな話を受けましたが、私はそれはそれで大変大切なことだと思いますが、一番はそのスーパーですよ。名

の通った、若者が喜んで買い物できるようなスーパーと、町長はいつもこれもおっしゃってた。これもまた違ったとかどうか分かりませんが、私はこれも聞いているつもりですが、小っちゃいんじゃないかと。かなり大きなスーパーでないとも、ある一定の規模と、こういう表現をなさってた。また、坂元地区には、これは坂元でも管理がありますね。坂元地区にはホームセンター的スーパーと、こういうふうなおっしゃり方。前もお話しましたが、小平に出るそうですね。これ、どういうふうに課長つかんでつかお伺いします

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。ただいまの議員のお話のスーパーに関しましての情報は私どもつかんでおります。また、山下の地区に、商業地のほうに進出を検討していただけるスーパーということも私ども把握しているところがございますので、その山下に入られることを希望されているスーパーの方々もその情報は多分つかんでいると思いますので、それは私どもとその希望されるスーパーの方々も情報は共有しているところがございます。以上です。

12番（佐山富崇君）はい。情報はつかんでおると、情報はあると、つかんでおると、こういうお話でございますが、売り場面積何ぼと聞いておりました。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。その情報につきましては今手元に資料ございませんので、お答えできる状態ではございません。申しわけございません。

12番（佐山富崇君）はい。情報をつかんでいるとおっしゃったんですから、時間差し上げますから、時間、議長とっていただいて、出していただきます。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。

再開は3時40分といたします。

午後3時30分 休憩

午後3時40分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。先ほど私の答弁の中で、手元に資料がなく、確認しなければならぬというお話させていただきました。私の意といたしましては、その資料が担当の者に持っているかどうかを確認したいということでございます。今確認したところですね、やはり担当のほうでも店の大きさにつきましては、面積については把握していないところがございます。申しわけございませんでした。

12番（佐山富崇君）はい。そういうふうなことではだめじゃないかな。早く情報を収集しなければ。だから、遠藤議員にも先ほど質疑で言われたとおり、さっぱり検討も何も実際動きもしていないのにね、毎回同じく検討しています、ヒアリングしてまますって。あと、先ほどおっしゃった山下駅前に来るスーパーというの何ていうスーパーですか。もうそろそろはっきりさせておかないと、そのスーパー来るんではあそこにやっぱり土地買うかなと、公営住宅に入ろうかなという方もいらっしゃると思うので、そろそろ出されたらどうですか、具体名を。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。今現在、山下大規模区画のほうに進出の希望をいただいているところがございますが、これから公募をかけることを踏まえますと、ここで出店さ

れる、希望される業者名を申し上げることはできません。申しわけございません。

12番（佐山富崇君）はい。公募とおっしゃった。公募に応じるようなスーパーは何社あるんですか、じゃあ。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。現在2社程度を考えております。以上です。

12番（佐山富崇君）はい。2社程度、その辺、それは全国的規模で言えばスーパーとして何規模のスーパーと言えるんですか。町長はある一定の規模の大きさのスーパーとおっしゃってるのね。大体どの程度だか、そいつだけ明かしてください。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。現在用地として広さ1ヘクタール考えております。その程度に出店されるスーパーということまでしかお答えできません。

12番（佐山富崇君）はい。それは土地利用計画でわかりますよ、1ヘクタール持っているというのは。予定しているというのは。そうじゃなく、今その2社があると、公募に応じるようなスーパーが。それは全国規模で言うとどの程度の規模の、大規模スーパーと言えるのか、中規模なのか、小規模なのか、そういうことを教えてくださいと言ったので、土地だけこのくらい用意しているという、これわかっているの私らも。これは何回も見せていただきましたからね。私は無理じゃないかい、坂元なんかそんな大きくやれないと、こうやってきただけのことですから、それはわかっているんですよ。ですから、どの程度の規模の、実際課長はこの公募に応じそうなスーパーというのはどこ、AさんとBさんというのわかっているんでしょから、このAさんとBさんは全国的に言えば大規模のスーパーと言えるのか、中規模と言えるのか、小規模のスーパーと言えるのか、その辺を教えてくださいっていうことを私言ってるの。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。ただいまのご質問につきましても、特定される可能性もありますので、お答えすることはできません。申しわけございません。

12番（佐山富崇君）はい。何聞いても答えられないので、質疑やめます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

9番（岩佐 豊君）はい。同僚議員いろいろ質疑したので、私1点。

先ほども何度か出ていますけれども、河北新報に載った土地収用ですね、これについて2、3点お伺いいたします。

これに至るまで、町としても十分な対応をしてきたと思いますが、これまでの対応はどうだったのか、具体的に説明をお願いいたします。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。対応についてということでございますけど、この計画が始まりまして、まあ山下・坂元地区両地権者とお願ひ等に上がりましてきた経緯でございます。それで、今回、本日新聞に出ました方につきましても、当初からの願ひ等に上がりまして、交渉を進めてまいりました。それで、回数的には2けた台で回数行っております。その中で、何とか事業に対しての協力を願ひしたいということで、新聞のお言葉をお借りしますと、町の幹部がどうのこうのと載ってございましたけれども、それにつきましても私幹部になるかどうかわかりませんが、私初め副町長、町長とお願ひ等に、誠心誠意願ひに上がっていたという経緯でございます。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。これまで誠意を持って対応してきたんでしょから、具体的に何度お邪魔して、例えば回数もそうですが、あと顔ぶれね。例えば町長が5回行った、10回行った、その辺のことを具体的にご説明をお願いします。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。ちょっとお待ちください。私の、ちょっと今資料探して

いるんですけれども、記憶の中で申し上げます。回数につきましては、この方につきましてはトータル的にいきますと二十数回になっております。それで、まあ用地・鉄道班の班長初め、まあ理事なり等がございますけれども、その方を交えまして、私を含め町長、副町長を初め、私の記憶の中では24、5回の回数になっております。これでよいでしょうか。

9番（岩佐 豊君）はい。相当ね、そういう誠意を持って対応されているとわかるわけですが、具体的にはこういう難しい問題については、やはりトップである町長がどれだけ誠意を持って事に当たったかというのが、私はすごく重要だと思いますよ。実際にね、今のお話で言うと、町長が何度足を運んだのかわからないので、具体的に町長に聞きます。町長、何度足を運ばれました。

町長（齋藤俊夫君）はい。回数を言うのは簡単な話でございますけれども、これ回数の問題じゃなくて、町として姿勢、誠意、どういうふうな形で向こうに、相手方にご理解いただくかと。あるいは、町で足らざる部分があれば、相手方といろいろとお話のできる方も含めて、さまざまなチャンネルを駆使しながら、我々としては新市街地整備についての土地の提供についてのご理解を求めてきたというふうなことで、ご理解を賜りたいというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい。町長ね、町長のお話だと簡単だと言うんですよね。まず町長がね、先頭に立って事に当たれば簡単かもしれないですよ。町長、何度お伺いしたんですかと私確認してるんですよ。

町長（齋藤俊夫君）はい。私が直接お邪魔してお話したのは1回、1時間40分でございます。

9番（岩佐 豊君）はい。これはですね、私ね、これまでもこの土地収用ね、この方法については慎重にやるべきだと再三言ってきたつもりです。それで、それに至るまでにはね、やはり町として真摯な対応をするべきだと私はこれまでずっと言ってきたつもりです。町長はその辺も理解した上で、今、1度というお話ですよ。やはり難しい事に当たるときには、みずからが、たとえ、私そこにいたわけでないからわからないですけど、たとえ来るなどと言われても、夜討ちかけてね、これでもかというくらいの誠意を持って事に当たるのが私は本来の姿だと思いますよ。ここにね、「町に不信感」ってあるんですよ、町長。こういうことの裏返しですよ、これ。あんまりいろいろ言うとね、おかしくなるからだけど、要するにね、先ほども同僚議員からもお話ありましたけれども、半年程度要するのかなというふうなお話ありました。ただね、その前段で室長から再度並行してというか、再度ね、地権者とお話をしていきたいんだと、今後もやっていくんだというふうなお話を受けているんですよ、私ね。だから非常に町としても頑張っているんだなという思いがありますが、ただ今の町長のような答弁ですと、1度しか行っていないというふうなことを堂々と言われるとね、本当にこれを解決しようとする町長に姿勢があるのかどうか、私疑問を感じてきますね。町長ね、町としてまだこれ対応ね、並行して対応していくということですから、町長みずから足を運んで、その前段に解決を図るというふうな考えはないのかどうか確認をしたい。

町長（齋藤俊夫君）はい。この方についての用地交渉、これは私も御本人にお話をさせてもらっていますけれども、多くの皆さんが集団移転での新市街地の移転を待ち望んでおられるというふうなことで、ぜひご理解をいただきたいという意向で町としての事業スケジュールもございますので、収用法と任意での話し合いを両面でさせていただきたいという

ようなこともお話をさせてもらって、今日に至っているというようなことでございます。そういうことで、今後とも並行してこの方については誠心誠意というような形でやっていきたいというふうに思っております。

ただ、岩佐議員ご懸念の部分は、それ一般論としてはそのとおりでございます。いろいろといろんな形での誠意、姿勢をあらわすというようなこと、それは大事なことは私も県職員時代も用地なども少し担当してきた時期もございましたので、その辺の基本的な用地交渉の心構え等々、私なりに承知しているところでございますけれども、あとはやはり相手の方の状況を勘案しながら、どういう形でご理解をいただけるかというものを判断しながらやらせていただきますので、まさにその用地交渉はケースバイケースの中でやっていかなくちやならない側面もあるというようなことも一方でご理解をいただきたいというふうに思います。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。町長ね、当然難しいのわかるんです私も。ですから私お話ししているんですね。ケースバイケースじゃないんですよ。この場合は町長みずからですよ。あのね、誠意を持って本気になってやる気があるかどうかって私確認しているんです。一般論でないんですよ。この件に関しては私はこうやりますと、そういう回答を私は求めてるんです。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。岩佐 豊議員のご提案は真摯に受けとめさせていただきますけれども、あとは私なりの対応もでございますので、そういうことで誠意を持って対応してまいりたいというふうに思います。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。最善ね、理解してというか、譲って、今後推移を見たいと思います。

それと同時にですね、えっと、この場所ですよ。先ほどちょっと室長さんから説明を受けて、一方はね、結構大きな面積として用水池の面積がそうですよね。あとは、この駅の公園のところかな、ぐらいの場所ですよ。この中の公園用地、これはなかなか厳しいのかなと思いますけれども、この調整池、調整池はこれはここでなくても可能ではないんでしょうか。俺、これはもう難しいんですか。こういうことは検討したのかどうかちょっと、この辺確認ちょっと。この辺ね、難しいって最初にこういう話が出たときに、ここを移動できるようなことって手法的にも無理だったんですか。その辺ちょっと私わからないので教えてください。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。防災調整池の2号につきましては、区域内の考え方、理想的な一番最下流ということで、位置的には非常に重要な場所であるということでご理解を賜りたいと思います。

土地自体が放流口であります水路と並行してお持ちになっておりますので、非常に重要な放流先ということでご理解を賜りたいと思います。

9 番（岩佐 豊君）はい。この絵を見ると確かにそうですが、その南側ね、でもこれ面積を要するに少し狭めれば川まで行くわけですよ。川というか排水路というのかな、ここは。だから、ここは、要するに考え方としてできないことはなかったんですよ。そうすればね、倍ぐらいの面積があるわけですから、ここで、これだけで。そうするとやっぱり地権者とすればね、やはり一番は町に対する不信感だと思いますが、それと同時にね、やはりこれまで自分が手掛けてきた土地を、その土地に対する愛着ですよ。だから、そこから離れてまるっきり違うところになんか行きたくないわけですよ。だから、せめて

その場所はじゃあかわって、その南側に移ろうというの検討すれば、これこんな難しい
というかね、こんなに後手後手にいかなくて済んだような気がするんですけど、その辺
の調整というのは難しかったんでしょうか。再度お伺いします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。都市計画区域の決定をしておりますので、区域内で
の対応ということでまずはご理解いただきたいと思います。なお、この用地だけじゃな
くて、先ほど議員もご認識のとおり、駅前広場、あるいは商業用地等もお持ちである
ということで、できれば同時にご理解を、ご協力をいただきたいという観点から計画を
実施させていただいておりますのでご理解賜りたいと思います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。正直ちょっとこの辺も残念な思いもします。やはり地権者から
見ればね、やはりどうしてもこれまで本当に愛情を持って手がけていた土地を放すとい
うのはやっぱり心残りというか、重いものがあるんだろうなど。また、そういったこと
も踏まえて、町に対する不信感を持っているということも事実なので、やはり先ほど町
長が「私なりの」と言いましたけども、それを最大限ね、皆さんから評価されるような
方法でぜひ頑張っていたきたいと。やはり、この新市街地の成功が、成功というかね、
いい方向で進むのにもやはりそういった思いが非常に私は大事だと思うので、その辺を
町長にひとつ期待してね、私はこれで質疑を終わります。

町 長（齋藤俊夫君）はい。新市街地の整備は、津波で甚大な被害をこうむった皆さんが1日も早
く新しい住まいに移っていただいて、生活再建を果たすというふうな意味で大変重要な
業務を今町として進めているわけでございますので、個々の地権者の皆さんの思い、こ
れは岩佐議員おっしゃるとおりの部分、それぞれの皆さんがお持ちだろうというふう
に思います。しかし、ここは町の置かれた状況、被災者の皆さんの置かれた状況をトー
ータルで勘案していただく中で、ぜひ賢明なご理解、ご判断をいただけるよう、私も引き
続き努力をさせていただきたいというふうに思います。

議 長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議 長（阿部 均君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議 長（阿部 均君）これから議案第42号 平成25年度債務負担行為請1号 新山下駅周辺地
区市街地整備工事外請負契約の変更について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議 長（阿部 均君）日程第5. 議案第43号を議題とします。

本案について説明を求めます。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。議案第43号 平成25年度債務負担行為請2号 新坂元駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更についてご説明を申し上げます。

平成25年第2回山元町議会定例会において、議案第72号として議決を経た工事請負契約の一部について、次のとおり変更するものですが、議案第42号同様、平成26年3月第1回議会定例会において主に各工事の設計変更についての請負契約の議決をいただいております。今回の内容は、前回の内容を踏まえまして、主に工事の変更に関する内容についての一部変更というものでございますので、よろしくご理解をお願いします。

議案の概要につきましては、別紙、第1回議案臨時会配布資料No. 2にてご説明いたしますので、ご覧願いたいただきたいと思っております。

第1回議会臨時会配布資料No. 2 議案の概要についてご説明をいたします。

平成25年度債務負担行為請2号 新坂元駅周辺地区市街地整備工事外の設計・施工一括発注工事において、下記のとおり造成工事並びに建築設計内容の一部に変更が生じたことから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を要するので提出するものでございます。

次に、項目及び内容についてご説明をさせていただきます。

1. 契約の目的でございますが、平成25年度債務負担行為請2号 新坂元駅周辺地区市街地整備工事外の請負契約の変更でございます。

2. 契約の相手方でございますが、仙台市青葉区2丁目9番27号 鴻池組・上野組特定建設工事共同企業体。代表者 株式会社鴻池組東北支店執行役員支店長 加藤 康です。

3. 契約金額について、変更の金額と増減額の金額について読ませさせていただきます。変更47億648万9,871円、消費税を含みます。増額といたしまして7億7,267万5,250円、これ消費税も含みます。同じです。

工事の場所ですが、山元町町地内でございます。

工事の概要についてご説明させていただきます。

造成工事といたしまして、造成面積9.1ヘクタールから9.4ヘクタール、0.3ヘクタールの増ということで、新市街地から県道へ接続する2キロ拡幅工事等により、造成面積を0.3ヘクタール増加するものでございます。

これ、別紙資料No. 2-1をご覧になっていただきたいと思っております。

坂元川にかかります2橋、国道6号の上と下の部分と、左角下でございますが、これの一部、外周分の計画道路の連続性を確保するために、区域に追加をさせていただきます、0.3ヘクタールの増ということになります。よろしくお願ひします。

続きまして、②重機足場の強度確保に伴う表層改良工2万2,030平米の増ということで、地盤改良工事、特にセメントによる柱状改良工でございますか。これを施工するに当たり、現地盤で大型重機の施工を行うために地盤の支持力が確保できないため、重機の足場を改良するために新たに計上するものでございます。金額に換算しますと7,900万円ほどの増ということになります。

同じく資料のNo. 2-1をご覧になっていただきたいと思っております。②の表層改良工2万2,030平米増は、主に本市街地の外周の赤枠で囲まれたところということでご理解をお願いします。国道6号につきましては、商業地の国道6号の部分が主でございます

ので、ご理解を賜りたいというふうに思います。深さにしますと90センチほどの深さでこの面積を改良しているというような状況でございます。

続きまして、軟弱地盤改良に係る杭本数の増ということでございます。当初1万4,648本を計画しておりました。実施設計をするに当たりまして、変更として2万961本、6,313本の増という状況でございます。内容等については、ボーリングの調査を行った結果、地下水が当初想定されたよりも高く、軟弱地盤の分布層の範囲が広いことが判明したこと等に伴いまして、杭の本数を増やしたということでございます。当初ボーリング調査におきましては、10カ所でボーリング調査を基本設計の場合はしておりました。実施設計におきましては5カ所増やして全体で15カ所、その供試体を参考に検討しております。ボーリングの調査の結果からわかったことは、軟弱地盤層の厚さの確認でございます。基本設計では確認できなかった坂元川の大川1号橋の軟弱地盤層の厚さが大きいこと、これが本数の変更の大きな要因の1つというふうにご理解をいただきたいと思っております。

また、地下水調査を一定期間を通して調査することによりまして、工事との、あるいは坂元川の増水時等の時期等によりまして、地下水の水位が非常に高くなっていると。これは、地下水が高いということは液状化が起りやすい土壌であると。なおかつ土質の粒径、粒子についても細かいものが含まれているということが条件でありまして、これらの影響して杭の本数になったということをご理解いただきたいと思っております。

No. 2-1の図を見ていただきたいと思っております。③軟弱地盤層6,313本の増と書いてありますが、施工面積にしますと赤の8部分6万8,130平米、このエリアで6,300本の増ということでご理解を賜りたいと、かように思います。金額に直しますと2億9,500万円ほどの増になります。

続きまして、④新市街地と接道に伴う国道6号交差点改良工事一式増ということでございます。これは、復興交付金の第8回決定、平成26年の3月により認められたことによりまして、国道6号の交差点改良工事について管理者と協議をする中で新たに計上するというものでございます。内容等については資料No. 2-2をご覧になっていただきたいと思っております。北側については互理側101メートル、新地側については117メートルの改良延長でございます。北側については国道6号と県道の交差と隣接しておる関係上、改良区間が若干新地側よりも短くなっておるということでご理解を賜りたいと思っております。これらの改良区間におきましては、交通管理者並びに道路管理者の指導を受けての対応ということでご理解を賜りたいと、かように思っております。工事費にいたしまして5,000万円ほどの増ということでございます。

続きまして⑤既設橋梁拡幅工事2橋一式増ということで、新市街地から県道への接続について、利便性並びに通行者の安全確保を図るために坂元川にかかる2橋を新市街地で整備する道路と同様の幅員に拡幅するものでございます。

これも資料のNo. 2-2をご覧になっていただきたいと思っております。

国道6号より西側が1号橋になります。⑤1号橋でございますが、大川1号橋、施行延長が25.9メートル、全体で9.5メートルの橋梁幅員になりますが、現幅員が5メートルでありますので、4.5メートルの拡幅というような状況になります。そのうち歩道の幅員が2.5メートルであるということでご理解を賜りたいと思っております。国道6号の下の2号橋につきましては、長さL=26.3メートル、済みませんW=1.0

と、拡幅というふうに書いておりますが、1.5メートルの拡幅でございますので、この辺変更をお願いしたいというふうに思います。既存の橋の幅員が5メートルでありましたので、今回改良によりまして6.5メートルになるということでご理解を賜りたいと、かように思います。

この2橋に関係する工事費等については約1億1,500万円ほどという内容でございます。

6番目の交通広場、駅前広場工事1,980平米の増でございます。都市計画決定の変更により、交通広場面積を増やすとともに、屋根つきの駐輪場並びに一時駐車場の整備工事を追加するものでございます。

これも資料のNo.2-2をご覧になっていただきたいと思います。当初2,330平米ほどの面積の駅前広場、交通広場でございました。それを1,980平米ふやまして4,310平米に変更するものでございます。内容につきましては、屋根つき駐輪場ということで、177台ほど予定しています。一時駐車場として広場のところに20台分確保できるように施工する考えでおります。

建築設計といたしまして、災害公営住宅建築設計1棟増ということで、坂元地区における中層集合住宅1棟分の建築設計費を増加するために計上するものです。約1,800万円でございます。

続きまして工期でございますが、平成25年6月18日から平成27年3月31日までということで、現計画でございましたが、変更は末工期を平成28年3月31日までとさせていただきますようになります。

この変更の理由でございますが、工事数量の精査を行ったことに加え、復興庁との協議により認められた国道6号交差点改良工事、橋梁拡幅工事等の新工種を造成工事費に追加するとともに、中層集合住宅建築設計費を新たに計上するものでございます。また、追加工事及び未同意者に係る用地取得に不測の日数を要する見込みが出たため、末工事におきましては28年3月31日まで変更するものでございます。なお、既に申し込みを受けております災害公営住宅への入居や、防災集団移転宅地への供給については計画どおり実施できるよう努力しておりますので、工期の変更の要因ではございませんのでご理解を願いたいと、かように思っております。

以上、議案第43号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

10番（岩佐 隆君）はい。今課長のほうから説明していただいたんですけども、最初の1点目の造成面積ということで、0.3ヘクタールの増ということでありますけれども、これについてはね、橋の部分の増高の部分と、あと下の部分のこの増高の部分、これ合わせて0.3ヘクタールだと思うんですけども、この下の部分についてね、先ほど説明の中でちょっと出て、説明はしていただいたと思うんですけども、ちょっと内容的につかめなかったの、下の部分もあるんですよ、これね。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。先ほどの説明の中でご説明をさせていただきましたが、大変聞きづらくて申しわけございませんでした。このエリアにつきましては、建物等が建っておりますこと、あるいは造成計画の中で外周道路の計画を考えた場合、連続性を確保するために必要な区域であるということで追加したものでございますので、ご

理解を賜りたいというふうに思います。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。説明はそういうふうなことで説明受けたの、ただ理解できないからちょっとね、今お話をお聞きしたんですけれども、従来の市街地と、あと旧のこの部分、それと連動性を持たせるためという話なんですけれども、その辺地盤の強化も含めてね、こう考えて本来だといかなくてだめだと思うんです。この部分だけは造成面積を増やすという形でね、これ今までの買収の中に入ってた区域なのかな、黒い区域だから。そこんとこと、あとは今お話ししたように、連動性を持たせるという考え方で、ここの部分でどのくらい買収の面積があるのか、その辺について増高の部分での面積なのかね、ちょっとわからない部分あるのでね、教えてください。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。（「今、買収のエリアの」と呼ぶ者あり）面積につきましては450平米で、この方については当初借家していたものですから、借家、この場所ですね、ここ宅地があったものですから、住宅が、そして被災者の方がここを借家してまして、その人が立ち退きができるということで、後で追加買収ということで買収しております。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。大変舌足らずな説明になって申しわけございませんでした。0.3ヘクタールの内容を御紹介させていただきますと、橋梁に2カ所に対しては0.1ヘクタール、先ほどの土地については450平米と、ヘクタールと平米とちょっと違いますけど、大変申しわけございません。あと、本来であればJR用地が都決されておりました。そのJR用地が当初0.5見ておりましたが、それが0.3になったということで、差し引き増分が0.3ヘクタールになるということでご理解を賜りたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい。先ほど説明したという中でね、全然今のやつについては説明してないし、JR用地の関係とか、これプラスマイナス出てくるんですね、それで、具体的に450平米、これ今お話聞くと借家になっていて、それ取り除いてそのために造成するんだという話なんですけれども、本来これなんかも本当はどういう形かで全体の用地の中でこれについてはこの部分だと駐車場かあるいは緑地帯になるのかな、ちょっとこの図面でちょっと見えない部分あるんですけれども、当初どういう形で考えてたんですか、ここは。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。大変失礼いたしました。当初の土地利用計画によりますと、周辺の土地利用については当初は防集移転宅地というような計画でございました。その後の都決変更によりまして、公益施設用地ということで変更しております。その公益施設用地に変更する際に、周辺道路の整備も一連の整備という計画のもとに今回の追加ということでご理解を賜りたいと、かように思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。まあね、そういう形であれば当初から全体の囲い込み、これは軟弱地盤もこれ後からのちょっと質問にも入るんですけれども、軟弱地盤の関係で具体的に囲い込みをして、そこで杭打ちをして地盤を強化すると、そういう手法をこの新坂元駅周辺はずっとおやりになってきたと思うんですよね。その中で、本来だとこの公益用地という部分、用地という部分だから多分建物も建って、そのエリアの中に入っていると思うんですけれども、この450平米は造成だけという形で、実際にはこれ強化されているのかどうかね、ここの部分。そして、これから公益用地としてどういう使い方をするのかね、都市計画の中で最初の段階では住宅用地だという形でね、どの時点かで

変更なさって、こういう形になったと思うんですけども、今の時点でこういう形で造成をするという形になると、分離造成するという形になってくるので、本来だと造成、一括の造成、あるいは一括の囲い込み、そうしたの中で軟弱地盤解消するために同じような手法できちっと造成やっていると、そういう手法をとらないと、後でこの部分だけという形になったときに、工事費も増高になったり、あるいは個々の部分だけ地盤的に別な地盤になってくるという形もあるので、その辺についてお聞きしたいなと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。未同意の土地の隣接ということで、これと並行して対応というふうな考えでおるところでございます。基本的には一連の施工の中で一部施行しているという箇所でございます。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。せっかく説明するんですから、わかるように説明してください。さっきね、公益用地としてとるという形の中で、具体的にどういう造成の考え方だったり、今後の公益用地としての用途、どういう用途でやっていくのかね、まあ公益用地って今までだとね、具体的にどういう使い方をして、どのような方向でやっていくのかね。あと、今お話ししたように、今までの地盤の造成の考え方、あるいは軟弱地盤の対応の考え方、それと今回のね、この用地、それをどう考えていくのかね。言っていることわかりますよね。大丈夫ですね。

（「議長、ちょっと時間下さい」と呼ぶ者あり）

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。

再開は4時40分といたします。

午後4時28分 休憩

午後4時40分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

暫時休憩といたします。

午後4時40分 休憩

午後4時40分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。大変貴重な時間をいただきまして本当に申しわけございませんでした。先ほどの岩佐 隆議員の質問に答えさせていただきます。

先ほどの左下の増の面積部分についてはまだ施工されておられません。当初計画の中で周辺が宅地造成ということで、まあその中の一部に建物が建っておったこと、あるいは移転等の状況も時期がずれておりましたので、新市街地のほうから施工するという状況の中で、この部分を除いた部分から、西側から施工した関係上、この部分については遅れております。なお、まだ未同意の土地についてもまだ施工されておられませんので、その2カ所をできれば同時に施工する計画で今のところありますので、よろしくご理解願います。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。次に、土地利用でございます。この地区につきましてはまちづくり協議会からの提言も受けまして、初期の坂元支所の機能を併設する防災拠点施

設を既存の市街地のほうからの利用も考慮しまして、新市街地、この西側の土地、買い方になったこの土地に配置するというようにしております。以上です。

議長（阿部 均君）もう一度、何か最後のほうわからなかったということなので。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。この地区の土地利用につきましてですけれども、まちづくり協議会からの提言も踏まえて、支所機能を併設します防災拠点をこの既存市街地からの利用も考慮して、新市街地西側の既存市街地寄りに配置するものとしたところがございます。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。一つ一つ聞きます。第1点は、課長のほかにも答弁していただいて、これについては（「済みません、マイクお願いします」と呼ぶ者あり）未同意者とあと買収が9月契約で、あと26年の4月に引き渡しだったということで、遅れた部分があったと。それで、今回契約変更の造成、そういう考え方でいいのかなと思うんですけれども、ただ、この造成をする中で、まあ今回の工事も含めて後から出てくる杭の増高とか、あと囲い込み、まあ、あのう事業室長のほうで防災拠点という形のお話もありますけれども、やはり都市計画の中で実際にどういう形で利用するのかの中で、やはり造成と、あとその杭打ち含めた軟弱地盤の解消、そういった部分の事業、それもやはりやっていくべきかなとは思いますが、その辺については課長のほうからまずどういった形で考えていくのか。（「軟弱地盤の改良のこと」と呼ぶ者あり）

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。今後残った部分についても液状化が想定されますので、軟弱地盤の対策は行う計画でおります。

10番（岩佐 隆君）はい。それはいつの時点で、どういう形でやるのかね。山下の新市街のときも余り変更はしないと。まあこれからは工事きちっと工期を守りながらやるという話だったんですけども、これからこれをまた軟弱地盤の対策をするという形になるとね、また変更もあり得るし、あるいは工事の全体の中での延長も考えられるのかなと思うんですけれども、そこまではいかない工事になるのかどうかね、はみ出している部分あると思うので、面積は少ないんですけども。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。工期等については先ほど未同意者の対応の時期等にもよりますが、それを見て地盤改良をしたいと、かように考えております。改良する方法としては、どのような方法がいいのかということも含めて検討をしている最中でございます。坂元側よりも南側に関しましては、軟弱地盤層が浅いということで、施工方法についても種々、今検討して対応しているということでご理解を願います。

10番（岩佐 隆君）はい。ここでN値でどのくらいの支持層があって、何メートルぐらいなんですか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。大変失礼しました。この辺の地殻の支持層を考えると、9メートルほどでN値50に達する位置でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。ただね、やはり9メートルという13メートルよりは大分支持層が浅くはなっているんです。9メートルという結構普通の地盤で考えると結構あんな支持層が下に行っているという形なので、ここもやはり今お話ししたように軟弱地盤の対策工法、これをとるといった形とか、あとやはり全体の囲い込みをやはりやらないかなければ、その軟弱地盤の抜本的な対策につながっていかないような感じがするわけですが、その辺の工法と、あとどのくらいの期間を要するのかね、この面積で今お話ししたように9メートルという軟弱地盤の一応支持層までね杭を打つという形とか、

あとやっぱり囲い込みの方法もきちっと考えていかないとだめだと思いますので、その辺についてお考え、どういう形の考え方なのかをお聞きしたいと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。大変申しわけございませんが、この辺の工程についてはまだ詰めておりません。収用法の時期等についての調整とともに行うということで、先ほどご説明させていただきましたが、工法の検討もごございますので、期日等についてもまだ決めていないというふうな状況でございますので、ご理解願います。

10番（岩佐 隆君）はい。今までのこの軟弱地盤対策、まあそれを考えると、私は素人ではありますがけれども、町からの今までのお話を聞いていると、やはりきちっと囲い込みをして、そこに杭を打つ工法、それでないと液状化だったり、あるいは軟弱地盤の対策はできないという形の考え方になるのかなと思うんですけれども、そうすると、別にそういう枠でね、時間設けてきちっと囲い込みをするという形だったり、あるいは杭を打つという形になれば、それはそれで時間がかかってくると思うんですけれども、その辺の全体の工程、きちっとやはり我々に教えていただかないと、まあ山下地区とは違ってまあ用地買収、収用法、まだやるという手続きもしていないようですので、全体で今お話のようにまだ工事の工程についてはわからないということですが、全体の中でどのくらいかかっていくのか、その辺についてはまあ多分今の段階でも出せると思うのでね。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。ちょっと時間をいただきたいと思います。（「何分ぐらい必要ですか」と呼ぶ者あり）10分ぐらいお願いします。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。

再開は5時00分いたします。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長します。

午後4時51分 休憩

午後5時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。たびたび貴重な時間をいただいて、本当に申しわけございません。

先ほどの岩佐 隆議員からの質問についてお答えをさせていただきます。

先ほどご説明させていただきましたが、未同意の土地と同時施工という考えのもと、面積からいきますと1カ月ほどかかるというような計画でございます。以上です。よろしいでしょうか。

10番（岩佐 隆君）はい。未同意者と、今の工事の買収、あるいは転居していただいて使う用地、まあその用地で工事で1カ月ぐらいで終わるという形なんですけれども、ただ、これはやっぱりあくまでも未同意者という形になりますので、これから収用法の手続き含めると、先ほどの収用法のお話だと6カ月以上かかると。それで、例えば最短で、私は1カ月で間違いなくできないと思うんですけれども、課長ができるというからこれはできると思うんですけれども、ただ、あとの部分を見るとね、7カ月ぐらいかかると。そういうことで、それを前提に今度は事業室長にこの計画、まあ去年のね、10月の29日に土地利用計画の変更の説明ということで、我々に資料いただきましたけれども、ここ

の中で非常にこのあの市街地の重要な部分、災害の拠点、特に坂元支所機能を移させて、ここに拠点機能を移すという形のお話ありますけれども、その計画でいつまでに作るという計画なのかね、あくまでも全体の計画の中でこの部分の計画でいつまでにつくるという計画のなのからお伺いしたいと思います。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。坂元地区の防災拠点につきましては、復興交付金を活用しながらですね、国の復興交付金を活用しながら27年度中に施工したいというふうに考えております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。未同意者の収用法の手続き等、室長どのくらいかかりますか。もう1回確認します。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。これにつきましては、先ほど新山下地区で、エリアで申し上げましたように、これも同じく6カ月と。それで、これにつきましては金額、面積等に対しまして議会承認を得なくてもいいもんですから、まあ6カ月、採決が出てくればすぐに入れるのかなど。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい。そういうふうに後ろの室長からお話を聞きましたので、今度前の室長に。全体でね、7カ月以上かかるということで、今お話のように27年度中にこの建物、具体的に建てるという形だと、非常に私は期間的に難しいのかなという思いもするわけですが、やはりそういう形であればね、きちっと方向性を出していただいて、工事の手法、あるいは実際にねその部分、未同意、あるいは工事、それも含めてね本当は修正して我々議会に特別委員会でもお出ししていただけるような形が私は望ましかったのかなと思うんですけども、今の時点でね事業計画室長、どういったお考えをお持ちなのかお聞きしたいと思います。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。議員のおっしゃるとおり、スケジュールにつきましては非常にタイトになるというふうに思っております。あと、この建物、位置も含めまして、また収容の時期、スケジュールを鑑みまして、建物の位置ですとかそういったものを今後検討していかなければならないなというふうに感じております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。いや、この部分についてはね、先ほどお話ししたように重要な部分なので、工事の全体のそういったタイムスケジュールだったり、あるいはあの建物のタイムスケジュールだったり、手法的な部分も含めてぜひね、我々に示していただきたいということをお話しておきたいと思っております。

あと、3番目の関係で、軟弱地盤に係る杭の本数の増、これに関してですけれども、これについても議会でたびたびあそこの用地を選定する中で、軟弱地盤であるということのお話とか、あとそれに伴った工法、きちっとやっぱりしないと、せっかくね用地とって事業を進める中で、工事がね進まない、あるいは工事費が増高になるという話もさせていただいたと思うんですが、私も何回かさせていただいたし、同僚議員も何回かさせていただいた中で、今回については10カ所の基本設計、10カ所を調査した、それが基本設計の考え方の中で10カ所、そして実施設計の中で15カ所ということですが、これだとね、例えば倍とか3倍とかで調査する中で、このくらいの増高になるというんだったらわかるんですけども、たった5カ所、全体の中で5カ所ふやして、実施設計の中で6、313本も軟弱地盤対策としてふえていくと。工事費も2億9、500万円ですから結構増高になりますよね。それをきちっと最初の段階でね10カ所、決まってるんですか、これ、基本設計であれば面積当たりのその調査の箇所数というのは

決まってるんですか、これ。それ、面積と、あるいは今お話ししたように、その全体の面積と工事へのその調査、どのくらいの工事費で、どのくらいの調査が必要だとか、あるいは面積でどのくらいの調査が必要なのか、きちっとそういう形で工事の1つの進め方の中で、調査のあり方の部分であるんですか。それをお尋ねしたいと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。基本設計の中で今回10カ所ボーリング調査をしたということで、先ほどご紹介させていただきました。国道6号を挟んで西側、東側という地形もございます。なお、あと旧市街地との接続部分、あるいは国道6号と接続部分、あるいはあのその北南に対する考え方等を総合的に踏まえて10カ所を選んだということでございます。たまたまボーリングする中で、旧市街地のへりと国道6号のへりについては、基本設計の中でボーリング調査したところ、同じような値が出たということを経験し、それを基本に設計をさせていただいております。ただ、実施設計をするに当たって、施行者としてボーリングをすることによって地質層の確認が、詳細にすべきだという判断のもとで本数をふやしたと。それも端々の中間を増やすことによってどのような地層なのかの検討をする中で、地層の厚さ、あるいは地下水の高さ等々についての調査をする中で本数を、杭の本数を決めたために、基本設計よりも数値が大きくなったというような状況でございます。本来であれば圧密沈下に対する基本的な見方、自然含水比とか圧密指数とか間げき数という一定の調査条件が基本設計の値よりも実施設計では大きな値が出てきていたということで、実施設計の段階で杭の本数を減らさないと圧密沈下の抑止力には効果がないというような状況のもとで本数を増やしたということをご理解を。

10番（岩佐 隆君）はい。先ほどの説明の中でその説明についてはお聞きしたので、ただ問題は当初のね、基本設計の中で軟弱地盤という部分、これわかっていた部分あったのでね、本来は実態に近い形で調査をすると。それが限定だと思ったんですけれども、それで実際にね面積当たりのね、基本設計例えばするとき、調査の箇所数というのは決まっているんですかという質問なんですよ。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。先ほどもご説明させていただきましたが、土地の形状、あるいは面積等の把握の状況から見て、平均をとる上で何点以上というふうな決まりはございます。ただ、この市街地におきましては、先ほどもご説明させていただきましたが、軟弱地盤層であるというふうな観点から、多く本数をふやしておるというような状況でございます。なお、先ほども説明しましたが、国道6号を間に挟んでいるということも条件のうちの1つに入っていますので、その辺を踏まえて10カ所というのは若干多めのボーリングというふうに思っています。

10番（岩佐 隆君）はい。この地域については、何回もお話しするように、軟弱地盤という地層だというのがわかっていたし、実際にね地層調査する中で、基本設計の思想調査する中で、10カ所で十分だと、例えばそういう思いでなさって、それで全体の工事費用としてある程度試算して出したと思うんですよ。それが、今回5カ所実施設計でふやただけで、金額で2億9,500万円、あと杭でも6,313本もふやさなくてだめだと。それが私はね非常に問題でないかということでお話してるんですよ。当初の中でわかってたんだから、きちっとやっぱり調査をして、実態に近いようなね、実施設計をするときにそんなに全体の工事費だったり、あるいは基礎杭のこの本数、まあある程度ふえるのはしょうがないですけれども、ただ今回については6,000本ですよ、全体の1万4,6

00、前計算した中でね。それ6,000本になると非常にこう多いということが1つですよ。それで、やっぱり当初の中で本当は町でもオオバにきちっとお話しして、調査するときのね、具体的な指針としてやはりもっと箇所数をふやしながら実態に近い、そういった数字をやっぱり跳ね上げてやるということが1つ当初の段階で必要だったのではないかと思いますけれども、その辺についてはどうなんですか。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。まあ、あのう言いわけのような回答になって非常に申しわけございませんが、詳細設計をすることによって基本設計で把握できなかった分というのは有機土質層の分布の確認ということで、これが帯状で調整をするわけがございます。その辺で1地点のボーリングの値が大きく変わったことによって平行な帯状からV状の帯状になるということで、そういうふうな状況の中で杭の本数の考え方が変わったというような状況ですので、まずその1点をご理解いただきたいということと、あと先ほども説明しましたが、坂元川の水位の状況によっては通常の地下水の位置がかなり違っております。一部は自噴するようなほどの被圧の確認ができていたというようなこと、そしてさらにはN値10以下の砂層が多くて、液状化が起りやすいと。まあこの辺も基礎調査の中でしっかりやれば少しは確認できたんじゃないかと。多分議員の思いはそういう思いだろうと思いますが、たまたま基本設計の段階でそのボーリング調査をもとにした数値が詳細設計で行った数値よりも値が小さかったということが原因でございます。我々もこんなに増えたのを反省しなくちゃいけないというふうには思いますが、現実的には地下水と圧密の、地下水の関係の液状化と圧密沈下のどちらかの悪い方の数値をとって本数を決めるということになりますので、本数がふえるような形になってしまったというのが現実です。

10番（岩佐 隆君）はい。何回もこれは堂々巡りになるのでね、非常に言いわけとしか聞こえないんですけれども、私たちはね、議会としてこの地盤、非常に悪いと、軟弱地盤で、用地買収のときからここについてはね、いろいろな議論があって、用地買収されてきたということです。その中で、やはり最終的に議会は全体にやっぱり工事を早く進めたり、被災者のためにという思いでその用地も理解したわけですけども、ただ、そのときに言っていたのは、やはり軟弱地盤であるので、その工事を進める、あるいは工法についてはやっぱり十分考えながらやって、それで遅れが生じないようにというお話は私だけじゃなくて議員全員が多分思ってきたと思うんですよ。それが今になってみて、こういう形の工法、もう一回軟弱地盤の対策ね、し直さなくちゃだめだと。し直すとかプラスしなくちゃならないということになると、非常に我々とすれば何のために今まで議会の中でこの部分について軟弱地盤だから工事、あるいは対策きちっとしなさいよという、そう言っていた意味合いが全然執行部として聞き入れていただけなかったのかなと、非常に残念に思います。

あと、もう1つ地下水の調査についても、今お話あったようにね、水位が高いので液状化が起ると、これについてもいわゆる基礎調査、基本設計の基礎調査の中で、十分な調査をすれば、今のように水位が高い現状、液状化の現状というのも基本的に見えてきたのかなと思うんですけれども、それについても今お話のように全体の考え方の中で、いや基本設計の基礎調査だと、それだけで本当に済むものかどうかというの私は非常に、私自身もそうですけれども、議会としても今まで何のためにこういう形でお話してきたのかわからないのでね、きちっとこれについては対策をしないと、今の時点でどうだこ

うだという議論ではないんでね。ただ、最初の時点でどういう形で工事を進めたり、どういう形でね、この全体の事業を進めていくのかという基本の最初の考え方がどうなのかということだと思うんですよ。これについては町長にお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の市街地整備に当たりましては、山下、坂元それぞれの水田地帯における軟弱の度合いですね、地盤の度合いが一定程度異なるというのは我々としても事前に知り得る状況もあったというようなこともございます。それでまた議会の皆様方からも今岩佐議員からご指摘のようないろんなご心配も頂戴してきた中で、具体の工事に取りかかってきたわけでございますけれども、基本的な部分については当然受注業者の方々にもお話をし、問題提起をしながら進めてきているというようなことでございますし、繰り返しますけれども、あのう学校の建設であれ、この地盤といいますか、市街地の造成もしかり、基本設計、実施設計というふうな一定のプロセスを経ながら、まあ、より詳細な設計、状況把握をしながら工事を進めていくというのが、これはどこの場面でも基本的な流れでございますので、やはりその基本的な流れの中でいかに問題意識を持って対応していくかということが問われるわけでございますので、その部分については先ほど申しましたような視点、観点の中でやってきたつもりではございます。なお、足らざる部分については、今後もいろいろと調査、詳細設計を進める中で、いろいろ問題が生じてくる場面もあろうかというふうに思いますけれども、できるだけ早めに特別委員会なり等を通じて、あるいは所管の委員会等を通じまして、情報を共有しながら、より良い形で市外地の整備に努めてまいりたいというふうに考えるところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい。今の町長の答弁から、まあ基本設計から実施設計に上がれるから、その部分はまあ変更はあるのは当然だと、そういう意味合いのお話だったんですけども、そういうことであれば前段でき、基本設計を組む中で、実際にオオバさんと、あと町と、あとこの企業体、鴻池さんと上の組さんの企業体、この話し合いの中で具体的にどういう話を、この軟弱地盤の対策を考えた中で基本設計の組む調査、それでお出しになったのかね、その前段の話をお聞きしたいなと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。基本設計の段階では、先ほどオオバのほうで基本設計をしたという中で、坂元地区における軟弱地盤についてもある程度の認識を持つ中で対応したというふうな状況になってます。ただ、実施設計をする段階で杭の本数等について先ほどもご説明させていただきましたが、非常に軟弱地盤層の状況、あるいは地下水等の状況等について杭の本数に変化があるということの中で、我々事業費全体を考えた場合、できるだけ安価な方法でやるというような観点からの議論もさせていただいております。そんな中で、当初はサンドコンパクションパイル、砂による改良で発注をさせていただいております。今回種々議論する中で、鴻池JVのほうで得意なグラベルコンパクションパイルと、砂に置きかわって碎石による工法に変えた。それによって砂の市場の単価、あるいは碎石の市場の単価等に大きな差が出ておりますので、安い方法でやるというふうな努力もしているのは事実でございます。また、砂におきましては市場が仙台からの搬入ということで、回転数からいきますと非常に効率の悪い回転数になると。施工の日数も多くかかるし、集約して地盤改良機械を投入する意味がないということも議論の1つになりまして、碎石によることによりまして、亘理郡内からの供給が可能であると、回転数も多くなると、JVの所有する機械もフルに活用できると、そう

いう観点から工期が短くでき、なおかつ材料等も安くできるというような努力なんかもしているということをございます。その辺も含めて本数が増えた内容も視野に入れながら、ほかの全体の事業費の中でも努力をしているということをご理解いただきたいと、かように思います。

10番（岩佐 隆君）はい。ただね、安価な工法を選択しながらやる割にしては、増高の金額、全体の金額の非常に比率も多くなっていると。7億7,200万円ですので、本来だと基本的な話し合い、オオバと町と先ほど言った鴻池と上野組の共同体の話の中で、やっぱり軟弱地盤の対策をどうやっていくのかね。あるいは基礎調査どうやっていくのか、具体的に多分いろいろお話しされて、その中で具体的に調査をする箇所とか、あるいは実施設計に至る考え方についても十分にお話されてきたと思うんですよ。その結果がこういう形では、何のために我々議会で言ってきたのかわからないということをお話しておきたいと思います。

あと、引き続いて次に移ります。6番目、交通広場です。これについて、1,980平米の増、これに関してこの時点でね、まあどういう形で増えたのかね。まちづくり委員会からのお話とか、多分町自体で考えたとか、あと商業施設との整合性の問題とか、まあいろいろ多分考え方はあると思うんですけども、駐車場等ね、いろいろふやしたという形で説明受けたんですけども、今の時点での考え方として、この交通広場、これについてね、どういう形の考え方で2,000平米、1,980平米増になったのか、再度お伺いしたいと思います。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。交通広場につきましては、今回4,310平米を配置しまして、その周辺に駐車場、一般車の一時駐車場を20台分ですとか、駐輪場を配置増としたものでございます。駅前広場につきましては、バスですとかタクシーの乗り入れ、送迎用の一時駐車、待ち合わせ等のスペース、またあとロータリー部分の緩衝帯と周径スペースなどを配置するものでございます。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。いや、なぜこの約2,000平米増えたのかという部分で。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。済みません。当初計画では土地利用といたしまして国道6号の東側にですね、公共施設用地を配する計画でございました。そこにある程度の駐車場及び自転車の置き場を設置する計画でいたため、駅前の広場利用者が公共施設用地駐車場等を併用して使用するという事としておりました。しかし、公共施設用地が西側に移動したため、台数確保が困難となったため、広場用地を拡大して台数を確保したということでございます。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。それによって、今まで町長含めて町当局で言っていた商業施設、ちっちゃくて余り見えにくいんですけどもこれが減っているという形で、まあ本来商業施設の考え方として、やはり結構応募あって、これから公募しながらやっていくんだよという考え方がちょっと今までお話ししていたのがどうだったのかということと、あとこの面積ね、必ずやはり1,980平米増やす必要があったのかどうかね、これについては後から、この後の話で出てくるんですけども、全体の用地の面積有効に利用するために、具体的にこの南側だけでも十分に災害公営住宅あるいは住宅の用地、あるいは公共施設、あるいはあの駅前広場、それも商業域も含めて十分対応できるんでないかという議論の中でね、道合地区の関係もあったと思うんですよ。それで、この時点でまあ約1,980平米増やす理由、今までからい言うと、ちょっと我々納得できない部分も

あるんですけども、これはふやして利用する人たちに利便性を図るという形で、それだったら前からこの面積必要だってなればね、計画変更しないできちっと都市計画の中で具体的にやっていただければよかったのかなと思うんですけども。それについてちょっと納得できるような説明をしていただければと思います。

事業計画調整室長（櫻井英文君）……。

10番（岩佐 隆君）はい。簡単に。商業の施設用地、これはどのくらい減ったんですか。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。少しお時間を。（「何分ぐらい」と呼ぶ者あり）10分ほど。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。

再開は5時40分といたします。

午後5時32分 休 憩

午後5時40分 再 開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部から10分間延長の申し入れがあり、休憩を10分間延長します。

再開は5時50分といたします。

午後5時40分 休 憩

午後5時50分 再 開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。大変貴重なお時間いただきまして申しわけございませんです。先ほどのご質問でございますが、土地利用計画、都市計画決定の変更前と変更後の商業用地の面積でございますが、変更前は4,800平米、変更後1万2,050平米、7,250平米の増というふうになっております。商業用地の面積の変更が、変更前で4,800平米だったものを、変更後1万2,050平米、その差7,250平米増となっております。

議長（阿部 均君）答弁が間違っていれば再度答弁願います。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。申しわけございません

坂元のもともとの商業用地の平米数、4,800平米だったものが交通広場の横の面積2,970平米になっております。その差は1,830平米減です。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今、櫻井室長のほうから答弁いただいて、4,800平米が、まあ、これ最初の都市計画の設定の関係で、これ変更で1万2,500平米、それで今回まあ1,830平米がこの1万2,500平米から引かれるという形でいいのかな。多分そうだと思うんですけども、あとちょっとね、あれだったら訂正してください。それで、問題は4,800平米から1万2,500平米にしたときに、まあやはり商業用地必要だと。これはいろいろな皆さんからご要望があつて、そして必要だからここに1万2,500平米つくりたいということで、我々議会のほうにお話をいただいて、その中でこんなに必要あるのかどうかという議論は大分させてもらったんですよ。やはり執行部のほうでは「いや、必要だ」と、これについてはある程度要望がある。それ

をちゃんと積算した上で面積にしたという形でお話あったんですけども、そういう経過でいいのかな。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。坂元地区の大規模の商業地域のことだと思います。この商業用地の面積約1ヘクタールにつきましては、購買施設用地を配置したときの事業者へのアンケートなどの結果に基づきまして、その面積を確保しているというところでございます。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。その1万2,500平米のアンケート、その積み上げのアンケート、その商業者の入りたいという人たちはまだ生きてるのかな。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。坂元の大区画の商業用地につきましては、まだご要望がある状況です。出店意向のある業者まだおります。と言いますか、ヒアリングした中で確認しております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。この9.1だったりの面積で、商業用地ね、ある程度とるっていう形だと、何もなくてとったというわけではないんですね。今お話したように、要望があって積み上げて、4,800平米から1万2,500平米にしたということだと思うんですね。それでいいんですか、まず最初に。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。4,800平米から1万2,500平米の変更に関しましては、もともと国道6号の東側にありました公共施設用地がまちづくり協議会の意向に基づいて西側に移動したことに伴いまして、この用地についての利用形態を検討したところ、いろいろヒアリングする中で約1ヘクタールの土地が必要ということに基づきまして、この用地を確保し、最終的に小規模と含めて1万2,050平米になったというところでございます。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。まあ町では必要だからとったということで、先ほどから何回かお話しているように、業者からの要望あって、積み上げた中で1万2,500平米で積み上げたので、都市計画決定をその時点でしたということでもいいのかな。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。議員のおっしゃる通りでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。本来だとその1万2,500平米が生きてくるということなんですけれども、今回、先ほど私が質問した中で、交通広場、これで一応1,830平米なのかな、全体で。先ほどの事業室長のお話だと1万2,500平米からこの1,830平米が減るということでもいいのかな。違うの。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。数字的にはおよそその平米数でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。それで、今時間かけてそれお話したっていうのは、商業用地全体の面積なのでね、1万2,500平米必要だということで積み上げた中の数字だということで、今回ね、商業用地を減らす理由ということになると、やはり今までの要望が減ってきたということなのか、今まで積み上げた商業者の要望が、「いや、やめる」という形の要望が減ったのか、町自体の中で商業施設というのはやっぱりちょっと多かったなということで今回交通広場という形で、こちらの工事をすることによって商業の用地減らしたという形だと思うんですけども、理由的に先ほどお話した中では、なかなか何でこれふやしたのかという話だと、ここに書いてある形しか出てこないんですけども、商業用地と、あとこの交通広場、増やした部分、何でね、商業用地を減らしてまで交通広場増やしたのか。必要だから増やしたという形になるんですけども、ただ、商業用地も必要だから面積とったんですよ、1万2,500平米。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。商業施設につきましては、最終的に小規模と大規模合わせて1万2,050平米でございますが、もともとあった面積4,800平米（「ちょっと高く言ってください、聞こえない」と呼ぶ者あり）もともと4,800平米あったものを、それを小規模の部分に約3,000平米に減っているところでございます。この3,000平米につきましては、これも業者さんからのヒアリングということで約3,000平米ほどやはり必要だということで、要望から導いた数字でございます。また、交通広場の面積につきましては、もともと坂元駅でご利用されている自転車ですとか、自動車の待機の量も踏まえて、このような数値、面積を算出して、変更後の都市計画決定の面積になったというところでございます。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今のお話だと、この小規模のやつは要望が少ないということで、今回交通広場に転用したという形の考え方でいいのかな。ただ、実際には今まで1万2,500平米というのは大規模、小規模含めてこのくらいの用地が必要だということで我々にずっと説明していただいたんで、それに伴って、例えば小規模のやつ3,000平米でいいんだよと、そういう話になるのかどうかね。最終的には公募をして、具体的に用地を利用してもらう人たちを決定するという形だと思うんですよ。今の時点で4,800平米が妥当なのか、あるいは3,000平米が妥当なのか、1万2,500平米が妥当なのかというのは、わざわざ都市計画の用途を変更してまでやる必要があるのかどうかということなんですよ。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。小規模の商業用地の3,000平米につきましては、町内業者さんへの意向調査の結果でございますし、汎用性の高い面積ということで積み上げたものでございます。また、現在ヒアリングしている中でも、やはり3,000平米ということのご要望をいただいているというところでございます。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。3,000平米で、公募しないで、一応地元の事業者のヒアリング、それを積み上げて3,000平米でもうそれ以上つくらないという形で、今の時点で決定するというでいいのかな。ただ、山下も同じですけども、やはり基本的には大規模の商業用地、あと小規模の商業用地も含めて、これから公募したり、あるいはヒアリングで今から手を上げるという人たちが出てくる可能性だってあるでしょう。それで、ある程度面積を多くとりながら商業用地つくってきたという経緯はあると思うんですけども、その経緯というのはもう今の時点で終わりだと。あくまでも3,000平米の小規模の商業用地確保して、あとは交通広場でとるという形で考えたということなのかな、今回の変更する理由として。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。昨年12月の都市計画決定の際にこれを変更したものでございますが、それはもう地元の方のヒアリングの結果、3,000平米とその他大規模業者を希望する方の約1ヘクタールの積み上げ、また、交通広場につきましては、現在の坂元をご利用されている方々の根拠から積み上げて面積を出しているというところでございますので、この面積で今後公募を進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。面積的にね、やっぱり商業用地のある程度面積の経緯、議会の中でも随分議論をさせていただいたり、小規模の商業用地についてもね、積み上げてという話もさせてもらってきたんですけども、ただ、全体の用地の中でね、どういう形で考えていくかというのが全体の用途の、利用の考え方だと思うし、都市計画変更する

中での基本的な考え方だと思うんですよ。それを頭に入れていただいて、次に移ります。
7番目。

それで、7番目について、これについて先ほど山下のときにもお話したんですけども、これについて今の時点での空き、あるいは入居、その全体のパーセント、数字、教えていただければなと思います。この坂元の新市街地の全体の空き、どのくらい一応具体的に要望があって、どのくらい空きがあるということで、これ出していただければなと思います。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。新坂元駅周辺地区の申し込み状況でございます。これも山下と同様8月5日現在の数値でございます。まず、宅地分譲についてですが、募集数41区画に対しまして28世帯が申し込みをしているという状況でございます。13戸が今余っているという状況です。申込率でいきますと68パーセントです。次に、災害公営住宅ですが、募集戸数68戸に対しまして63世帯が申し込みをしているという状況でございます。現在5戸の減、申込率でいきますと93パーセントという状況でございます。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。まあ、あの今の時点でね、これも先ほどの山下の新市街地と同じなんですけれども、今の時点で山下よりは数字は上がっていると。まあ山下のところでは戸建て住宅の要望で60パーセント、まあ坂元の今室長のお話だと68パーセントで、ただ、まだねやはり13戸ちょっとまだ入っていないということとか、あと世帯、まあ68パーセントですから32パーセントの人たちが入られていないということで、まあ例えば面積的に13戸だと今までの計算からいくと2,300平米くらい、2,100平米くらいかな、2,100平米くらいの土地が今の状況でいくと空きになるということでもいいのかな。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。宅地分譲分13戸減ということで、1区画当たり100坪計算で4,290平米になります。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。まだ確定した数字というの出てこないと思うんですけども、先ほどの話ね、ただ、今の時点で4,290平米、まあこの住宅の戸建ての用地が浮いているということだと思うんですよ。今から埋まるような努力を町側でするという形ですけども、ただ、先ほどのお話の中に出てきているように、やはりあのうせっかく南側の用地利用して9ヘクタール強のそういった用地を使いながら考えていったときに、本当にね、この今回の7の関係で、建築設計のやつが出てきているんです。これ、基本的に確認しますと4,900平米だったかな。7の中層の住宅の用地、4,900平米でしょう。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。議員おっしゃるとおり約4,900平米となります。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。まあね、今の時点の数字でこれがそのままという形でないんですけども、実際に今お話ししたように戸建ての住宅でも、これも最初いろいろ議論する中で、この今回の調査設計をするその場所、あるいは中層の住宅についてはこちらの南側の用地で対応しきれないと。特に住宅の災害公営住宅の用地が不足していると。全体の面積の用地が不足しているから、4,900平米、道合に持っていったというお話ですけども、やはり我々は議会の、この前の本当に10時38分までの議論の中でもお話ししたように、住宅の用地、あるいは考え方というのは、やはり日々変わるものもあるし、基本的にはやはり全体の事業の中できちっと用地の面積考えながら事業を進め

ていくべきだろうと、そういうお話もさせてもらったと思うんですけども、今回についてね、災害公営住宅についてはまだ5戸減ということなので、これから93パーセント分、これも埋まる可能性あると思うんですけども、ただ、本当に68パーセントの今の戸建ての住宅、これが本当に埋まるだろうかという心配と、あと先ほどね、6の関係でお話したように、商業用地減らしていく中で、全体の用地面積をね、有効に利用するという形の観点からいって、都市計画ね、今の時点だって本当は変更しながら、例えば工事、28年の3月、今回の最後に変更理由の中で28年の3月31日までの工期を延長するという形も出ていますからあれなんですけども、こういう形で考えると、何もここに本当に今お話ししたように、今回の幾ら議案で通ったという形であっても、いろいろな疑問あった中で、建築設計の考え方として、今回本当に計上する必要があるのかどうかね。それは今お話ししたように、商業用地を削る中での今回の提案、交通広場の提案、これだってね、約2,000平米ですから、あと今お話ししたように増えたとしてもね4,000平米、これ6,000平米ですよ、今。こういう形でね本当に考えたときに、実際にこの用地が本当にここで中層の形で必要なのかどうかね。具体的に例えばこれが余ったときに、先ほどの話でなくても余らないような努力をするにしてもね、余ったときに非常に私はふやした理由が国に対して説明できるのかどうか。排水を整備するためだけに、整備するような形で国の復興交付金使っていいものかどうかね、これはやっぱり国自体でもそうだし、町自体でも具体的にやはりね、後で間違いなくこれ精査されますので、全体の用地が余る中でね、災害公営住宅を移すという形の中で、調査設計費出し、それをやはりきちっと考えていくべきだろうと思うんですけども、事業計画室長、どういった思いで今回の一応、まだある程度の数字で住宅の空き状況があるわけですけども、空き状況と、あと先ほどお話ししたように、全体の交通広場の商業用地のとり、そういったのを調整しながらね、全体の都市計画の変更の中で、中層の部分、見直す形でも考えられるのではないかと思います。その辺についてはどうなのかね。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。まず、1点目の宅地分譲について申込率現在68パーセントということで、32パーセントが埋まるのかどうかということをございます。戸数でいきますと13戸でございます。これにつきまして、まだ申込されていない方ですとか、意向を確認できていない方がおりますので、そういった方の潜在的な需要があるということで、これを期待したいというふうに思っております。

あと、商業施設の用地を減らすようなことも考えながら、都市計画決定を見直しながら進めることはできないのかということをございますが、小規模、大規模、両方とも現在3,000平米、また1ヘクタールということを前提に、商業者の方とお話を詰めているところをございますので、この面積についてもですね、変更しないで進めたいというふうに考えております。

南側、道合ではなくて南側のほうに中層をつくる考えはないのかということをございますが、先ほど13戸の状況で対応を考えますと、まだまだ道合のほうの需要もあるかなというふうに思っております。また、あのう宅地の分譲の区画の空き場所が確定するのもですね、補欠抽選が終わる12月6日以降になるかというふうに思っております。この道合地区の工事工程を踏まえますと、やはり宅地分譲緒空き宅地に中層をつくるのが難しくなるのかなというふうに思っております。

10番（岩佐 隆君）はい。まあ、あのう今、先ほどの商業用地の話もね、減ったから交通広場に

するんだという、安易な考え方としか私は見えないし、全体の用地の中でどういう形で考えているか、その辺のやっぱり考えるべきだろうと思うし、あと、今お話した中で、戸建て住宅と災害公営住宅、これ埋まるか埋まんないかというのは、これ時間がたたないとわからないし、あと本人たちがここを、坂元を要望しているという形もわかるんでね、これ早急に、例えば対応することだって可能でしょう。何で12月末まで待つ必要があるんですか。これは議会を二分した議論なので、きちっと本人たちの確認をとってね、やはり本当にこちらに戸建てで住む、あるいは災害公営住宅に来てくれるのか、やっぱり確認した中で、議案としてこの⑦のこれ、建築設計の委託料出してもいいんでないですか、議会に。どうなっかわからないのに、今の時点で。それで進めるほうが私は後で説明つかなくなるんでないかと思いますよ。だから、きちっと本当は1カ月でも1カ月半でもかけて、もう具体的に13件、あるいは5件しかないんですから、要望あった人たちに本当に要望あるのか、ないのか、具体的にお聞きして、そして要望がある場合については町ですっと進めてきた中で、私は粛々と進めていいと思うんですけども、ただ、空きがあって、それでねわざわざ議会を二分する議論の中で、足らないからこちらに災害公営住宅持っていくんだよという、そういった執行部のお話が、整合性がとれなくなると、そういう思いするんですけれども。調査、具体的に早くすると。13戸、5戸、その辺についてはね、どういうお考えか、今の時点だと12月というお話でしたけれども、10月、12月、それまで待つ必要があるんですかね。室長、ちょっと具体的に。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。12月の件でございますが、これは補欠抽選の方があった場合には、その空き宅地のほうに入っていきますので、そこまで確認しないとどこの宅地、区画が空いてくるのかというのが確認できないということでございます。議員のおっしゃるとおり、今大事なはまだ申し込みされていない方、まだ意向を表明されていない方のどういうお考えなのかというのを確認するのがやっぱり重要だということに思っていますので、早急に計画を立てて、意思を確認したいというふうに思っております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。たくさん件数あるのであれば、町もいろいろな仕事を抱えているので、それについて急げ、急げという形言わないんですけれども、この事業の進捗上、今お話したように、13軒とあと5軒だけなので18軒なんですよ。どこに行くかというよりは、この坂元に要望があった人たちに、本当に要望してくれるのかどうか確認しながら、まあ場所どこに行くかというのはそんな問題でないですよ。そこに用地必要なかどうかという形で考えればいいだけなんですよ。ですから、そういった部分でね、いち早く要望を聞いて、全体の計画の整合性をとって、その中でね都市計画の変更だったり、あるいは実際に今お話したとおり、まあ、あのう道合地区の中層の、やっぱり必要性があるのであれば、今まで議会の議論の中で、これは議案として通ってるやつなのでね。ただ、やはりその前段でね、本当に必要性があるのかも含めて、やはり意向をきちっと確認した中で判断をしてね、調査をしたりして進めていくというの、私はこれは筋だと思うんですよね。それができないのであれば、ちょっと10月とか12月に延びてしまったら、町長がいつもおっしゃっているように、事業全体が遅れる形になるということだと思うんですよ。ぜひそれについては前倒しで13あるいは5戸、その意向を調査すると。その中で、その上でね、今回の調査費、きちっとあとお出しす

るような形で早く調査していただいてね、そういう形で可能ではないかと思うんですけども、それについては手法的に全体の事業の遅れにつながるとかどうか、手法的な部分で、ちょっとご答弁いただければなと思うんですけども。

事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。やっぱりまだ百数十軒の潜在需要がございますので、こちら辺の方の意向をしっかりと早急に把握し、その坂元に来られる方、どのくらいおられるのか、山下、宮病も含めて確認したいというふうに思っております。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい。町長に。今の事業室長の答弁の中に出てきたように、やはり早急に確認するという形で、まあその確認する中でね、全体の変更もあり得るのかどうかね、具体的にやはりもし、万が一今までの68パーセントという数字がどんどん伸びていけば80パーセント、90パーセント伸びていけばね、多分1割程度であれば大丈夫だと思うんですけども、余り空く形だと、やはり先ほどお話したように、今の時点だとね、6,000平米くらい全体の中で用地が浮く可能性があるという形なんで、早急に調べると。その調べた中でね、適切な判断をするという形をね、考え方としてお持ちなのかどうかね、お聞きしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。新市街地の整備につきましては、要所、要所で規模の見直し、ある種の規模と言いますか、用途の見直し、検討を重ねてきて、都市計画の決定というふうなプロセスを経て今回の事業認可になる造成、そして一斉公募というふうなことで進めてきているというふうなことは十分ご理解いただけるんだろうというふうに思います。限られた時間でスピード感のある業務遂行が求められる中でですね、私としてはやはり対応にブレのない形で、そしてまたできるだけ出戻りのない形でこの事業を推進していかなくちゃならないだろうというふうに思っているところでございます。議員、十分時間をかけていろいろとご論議いただいた部分等々あるわけでございますけれども、我々としても一定程度、要所、要所で町の方針を変更、考え方というものを話を申し上げて、都市計画の決定なり、あるいは予算の議決等という形でご理解を得て今日に来ているということでございますし、公募についても一定のスケジュールの中でこれから補欠なり、あるいは再募集というふうなことも念頭に入れながら進めなくちゃならないというふうな状況がございますので、ぜひそういう全体の流れ、限られた時間で出戻りのない形で事業を執行しなくちゃならないというこの状況をですね、ぜひともご理解を賜ればというふうに思うところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。土地計画の決定をされてから、この道合地区の用地、まあ4,900平米という議論出てきたと思うんですけども。その中で考えると、やはり必要性がきちっとあるという形で担保されて、それが具体的に事業として進む、その形が私は一番やっぱり町民に理解を得られたり、あと議会に理解を得られるのではないかとことです。ですので、先ほど言ったように調査をいち早くして、13軒、5軒なので、早くして、全体の意向をね、きちっと把握しながら事業を進めたらいいんでないですかというお話をしているのでね。それについて今までずっといろいろな議論積み重ねてやってきたから、それはあんまり必要ないんだというお話で、今の町長の答弁だと捉えられるんですけども、私はね、実際に議会でも議決した案件なので、それを円滑に進めるために、やっぱり具体的に基礎的な部分ね、きちっとやっぱりお考えになって進めたほうがいいのではないかとのお話をさせてもらっているのです。まあ、調査したり、意向を聞くというのは何か問題あるんですか。早めに聞くというのは。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。町民の皆様方に日程をきちんと説明をして、その中でできるだけ混乱のない形でこの仕事をすすめなくちゃない。ご懸念の入居率等の関係については、予定されているスケジュールの中で粛々と確認をさせてもらうというようなことでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。具体的なスケジュールもいいんですけども、今お話したように、実際に進む中で、きちっと整合性がとれるような進め方というの必要だと思うんですよ。山下も60パーセント、こちら68パーセントということではね、宮城病院も多分数字的にはそんなに上がっていないと思うんですよ。全体的に見てね、本当に160人の人たちがきちっとそういうところに、市街地に入ってくれるのかどうかというのは、私は事業を進める側とすれば一番心配な点だと思うんですよ。国でお金出してくれっからいいんだという問題ではなくてね、やはり事業を進める側としてきちっと一つ一つ積み上げながら全体の事業を進めていくという観点を持っていかないと、そういう形でね、室長のほうはできるだけ進めていきたいというお話を多分したと思うんですけども、町長はそういった形でなくてもいいんだという見解にしか捉えないんですけども、これは本当に重要な問題なのでね、きちっとやっぱり十分に考えていただいて、その中で判断、あるいは最終的には事業というのは1年、2年たったら必ずできるので、今の進め方でいくとやると思うんですけども、ただ、その中でこの議論、あるいはこの前の議論がね、本当にいかされるかどうかというのは町自体の、町長あるいは執行部の事業の進め方っていう部分に大きくかかわってくると思いますので、十分その部分も考えながらこれからの事業の進め方なり、あるいは意向調査の進め方、できるだけ早く、坂元地区に限ってはやるということで、我々議会にね、ある程度安心感を、安心な部分を、事業を進める中でね、与えていただきながら事業を執行していただくというのが、私は執行者の考え方だと思いますので、その辺についても一回町長から答弁いただきたい。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。坂元地区の新市街地の整備については、6月議会で長時間にわたってご議論いただいて、お認めをいただいたと。その後、それを受けて一斉公募というふうなスケジュールで、まだ6月から1カ月半程度ですね、過ぎた段階、途上でございます。先ほどから言っていますとおり、公募のスケジュールというものがございますので、やはりここはまず一定の場面を捉えて、それに基づいての作業を混乱のない形で、出戻りのない形でまずはやらせてもらうと。そして、なおかつ議員ご心配の、ご指摘の対外的な部分、国等々の関係についても十分問題意識を持って前後の関係をトータルで捉えながらこの事業を進めなくちゃならないと言うふうな認識でありますので、当面は今予定しているスケジュールの中で、1人でもこの方々に新市街地にお入りいただけるように努力を重ねていきたいというふうに考えるところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。この事業の前提が、この用地、住宅の用地も災害公営住宅の用地も全部入ってもらえるような形の整備の考え方なんです。ですから、途中で、今の時点でね、まだ68パーセントということなので、その推移をきちっとやはり見ながらね、やはり考えていくべきだろうという話をしているわけでね、事業を組み立てた中では全部入っていただくという形の事業ですから、今の時点でね入っていないという形とか、あとこれからどうなっかわからないという形とか、あと今回の部分についてはね、先ほどお話したように、交通広場のね、この増高の事業なんかも、我々から言えばね、前いろいろ議論した中で出てこない部分が出てきているということなんです。ですか

ら、私は心配してお話してるので、具体的にやはりせっかくつくる坂元の新市街地の駅前
の用地なんで、それが埋まらない中で別なところの用地をつくる、中層の住宅がつく
られるという形になると、非常に後々我々議会の責任にもなるし、あるいは執行部とし
てもやはり事業を進めた側の責任というのも出てくると思うんです。ですから、早目に
今お話ししたように、意向調査きちっとやっただきながら、全体の用地確保してい
くと、あるいは事業を進めていくという形が、私は事業を進める上での1つの妥当な進
め方だと思うんですよ。それを町長は「いや、今まで計画した中で、もう12月という
かたちできめているんだから、それ以前の調査というのはいり得ないという話もするん
ですけれども、私は非常にその辺は疑問を呈しておきたいと思います。以上です。

議長（阿部 均君） 終わりね。ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君） はい、議長。今の件なんですが、今の件というのは道合地区の分譲、入居率
の問題ですね。公営住宅の中で68戸に対して63戸、まだ5戸残っているということ
ですが、道合地区に限って言えばどういう状況になっているのかお伺いいたします。

事業計画調整室長（櫻井英文君） はい。道合の中層の申し込み戸数につきましては、現在のところ
5世帯でございます。以上です。

6番（遠藤龍之君） はい、議長。これ、12に対して5世帯と受け止めて。まあ12戸というよ
うな説明、前も受けたんですけど、12に対して現在5戸というのと、7戸、さっき言っ
た5戸というのはどういう状況なんですか。そもそも分母の68の中に12が入ってい
るのではなくて、道合は道合で別に分母12なんですか、そうすると。確認します。

事業計画調整室長（櫻井英文君） はい。道合の12戸につきましては、全体の募集戸数68戸の内
数でございます。以上です。（「ちょっと数おかしい。数合わない、7戸って言ったの」
と呼ぶ者あり）

6番（遠藤龍之君） はい、議長。そうすると、先ほどの説明の数字と合わないんじゃないですか。
これ本部会議でも十分議論されたことだと思うんですが、この辺ほかの課長さんたちど
うなんですか。誰でもいいです、みんな本部会議に参加しているんでしょうから、この
辺については十分誰もが認識しているというふうに思うわけですが、議長誰でもいいで
すから指示して、あれしてください。

震災復興企画課長（本郷和徳君） はい。道合の中層の公募状況ということというふうに限って言
いますと、今南側と北側の道合を含めて全部で68の募集をかけているところでござい
ます。68にはその道合地区の中層部分12世帯が入っておりまして、今の公募の中で
申し込みの中に中層希望という申し込みを書く部分がございます。その部分で今5世帯
の申し込みを受けているというような内容です。以上です。

6番（遠藤龍之君） はい、議長。先ほど68が分母なんでしょう。そして、その68の中に12
戸も入っているということでしょう。そして、一番最初の説明では68に対して63戸
が申し込まれていると、応募されたということで、5つ余ってますよと、残ってますよ
ということだったんですよ。もし68のうちにその12が入っているんだらば、そ
の12に対して、その道合地区ね、12に対して5ということはいり得ないのではない
のかなど。その辺の数字の整合、確認したいと思います。

事業計画調整室長（櫻井英文君） はい。言葉足らずで申しわけございません。道合と南側の数値を
別々に今ご説明します。道合が12に対して5戸の応募になっています。南側56戸で
すね、残りが、56戸に対して今申し込みが58、2戸多い状況でございます。合わせ

て先ほどのお話ということになります。よろしいでしょうか。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。今の説明ではわかりました。そうすると、その南のほうでは2人超過しているということに受けとめました。南のほうが非常に人気が高いのかなというふうな受け止めですね。

戻りますと、この道合地区12に対して5戸しか現在ないというのは大きな不思議です。疑問です。道合地区のところには完璧に12戸入るからということで、もうそれは確実なものとして6月議会で決められたという経緯があるんです。そういう前提がですね。これは、もうこの時点で100パーセント満室状況になっていなければならないという、少なくとも道合地区についてはですよ。皆さんの町の強い姿勢のもとに、あの道合地区が強行されたわけですから、当然その前提となる、あそこを満室にするということで、住みたい人がいるということであの道合地区決定されたわけですから、当然これはもうイの一番、ここは12満室になることにならなければおかしいんですが、町長その辺のようにお考えか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。中高層の意向調査の関係ですね。前にもちょっと紹介させてもらったというふうに思いますが、担当課長のほうから改めてですね、その辺の前後関係をちょっと補足をさせていただきたいというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。今のこの結果に対して、町長が6月議会で強く強調された、そういう中で決定された、そういう前提、状況の中で、今回まだこのくらいの応募にしかかかっていないということについて、今現時点でどのような町長が受け止めておられるかということをお聞きしたんですけれども、よろしく願いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。6月議会にお諮りする段階での意向調査、一定のその入居希望者がいたということをご説明したわけですが、現段階においては残念ながら5世帯にとどまっているという状況がございますが、「状況の説明でなくて、それに対してどうなのかという」と呼ぶ者あり）これは、その当時とその後の申し込みの段階で何らかのその事情があつて、連棟式の住宅に変更する方がいたのかなと。あるいはまだ申し込みで何らかの理由で来られない方もおられるのかなというふうな捉え方をしているところがございます。道合の中層も含めて、全体としてのまだまだ町として積極的に意向を確認をしていかなくちやならない面があるというふうに思っております。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。6月に決めたばっかしなんです。決めたんですよ、皆さんが。そして、1カ月足らず、今のお話では何らかの事態があつたということですが、そういう事態をつくってはだめなんです、この道合地区に関してはですよ。皆さん強行的にこれ決めたんですから。いろんな問題を指摘されている中でね。そして、もし万が一、こういう結果になってしまったんですけれども、なつてしまつたら、もう5日にわかつたら、6日、7日、きょうまでに毎日参して、ここ満室にして、そしてきょうに臨むというようなこともなくちやならなかつたのではないかと思います、その辺の対応についてお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ええまず、意向調査の把握の段階ですね、6月議会のほうでご説明したとおり、3月に64世帯を対象に調査を行ったと。その意向結果を踏まえて6月のほうで説明をさせてもらったというようなことでございます。あのいずれにしても、一定の時期、タイミングでですね調査をして、それに基づいていろいろ予算措置なり工事の

進行なりをしていかなくちやならないというふうな状況があるものですから、そのことは基本のご理解をいただきたいというふうに思います。その上で必要な入居の促進、確認というふうなものが、町としても一生懸命やっていかなくちやならないというふうには思っております。先ほどの紹介と重複しますが、南側の造成地では56戸に対して58戸と2戸上回っているというような状況もございますので、こういう皆さんなり、先ほど来から言っている町全体としての160世帯の潜在需要調査、これをしっかりとしていく中で12世帯を埋めていく努力をしていきたいというふうに考えてございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。6月であれほど頑張って道合地区に設定した12分の5ですよ。あのときにはもう12室、これは必要だということで、本来は24だったかちょっとその前のあれはわからないんですけども、少なくともこの部分の確保は十分な対策をとなくちやならない。で、今意向調査の結果というのは、そんときの意向調査の正確度というか、どの程度のアンケート調査の結果だったかということについても、もう疑問、疑問が生まれてくるんですよ、こういう結果が出てきますと。そして、56分の58でしょう。と、それも少ない数なんですから、アンケート調査をとって大体見えてくるかと思うんです。こんなこと言っているのかどうかということあるんですけども、そのアンケート調査とったときに、その対象については明確になっているかと思うんですが、なっているんだとするならば、やっぱりその後の対策、対応というのは必要ではなかったのか。全くどこの誰だかわからないということであればまああれなんですけれども、少なくとも56分の58というのは、もしかすると12の中の人がそっちに移っている可能性が、それ以上そもそも決まっているんだから、そういうふうな考えなんですよ。その辺の、そのときの住人の人の2人がもしかするとそっちに移っているかもわからないし、3人が移っているかもわからないしね、4人が移っているかもわからない。そういうことになるんですよ。その当時のアンケート調査というのはどんなものだったのかね。こんなことを言いたくはないんですが、無理くりね、あの道合地区に6月議会でそこに建てようとするがために持ってきた手法の1つなのかなというふうな疑問、疑惑まこう考えてしまうということになるんですよ。本当はそうではないでしょう。でも、こうした動きを見ると、そういうことも考えられるのかなというふうなことになるんです。ですから、やっぱりこの辺はきちっと明確にした上で、この実施にはすべきだと。今、やっぱりその辺解明した上で。ですから、今回ここにその7番目というのはね、今回は必要はないんでないか。その辺の実際の動きを見て、そして皆さんせっかく頑張ったんですから、その12になるまで頑張って、そしてその12になった時点で改めて提案していただくと、この県についてはですよ、道合地区について、そうすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど来からお答えしており、今回のこの大震災を契機とした新市街地の整備、集団移転の事業というのは、一定の限られた時間で住まいの再建をぜひ実現させなくちゃならないという形でやっておりますので、やはりどこかの時点では意向調査の時点をまずはベースにしてやっていきませんか、いつまでもまとまった形で造成なり募集ができないという形になるわけでございますので、一定の判断をしていただいた6月を大事にさせていただいて、先ほど来から申し上げている一連の公募のこの期間、あるいは執行部としての再募集の努力も含めて、この問題については対応をさせていた

だきたいというふうに思います。そのことが混乱のない、出戻りのない事業の推進ということになるというふうに考えているところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。万万が一、このままの状態ですと12分の5しか入らないと、12月6日まで待ってもそれしかというふうになったときには、そのまま強行ですか。その場合はあの道合地区はもう当然強行するという受け止め方でいいのかどうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。国交省のほうです、この空き宅地等の取り扱い、これの見解（「空き宅地でなくて住宅だよ、住宅。住宅だよ、ここ。住宅もその対象になってるの」と呼ぶ者とあり）ええ、先ほどお話したとおり、「具体的にこのところだけについて教えてください。時間も時間なんだから」と呼ぶ者あり）流動的な考え方でこれを進めようとするとうる混乱を来します、一定の時点を捉えて物事を進めざるを得ませんので、あとはいろんな形で努力する中で入居率を高めていきたいというふうに考えるところでございます。（議長、休憩）と呼ぶ者あり

議 長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。

再開は6時55分といたします。

午後6時47分 休 憩

午後6時55分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

町長以下執行部が出席しておりません。どのように対応したらいいか議論を開催しますので。（「もう入ってくるんだよ」と呼ぶ者あり）だって、これではうまくないね。開会できないので。

議 長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。

町長がお見えになりましたので再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番（遠藤龍之君）はい。俺が質問する番だったんだっけ。まあ、いいです。

改めて確認します。この間、この道合地区のですね、7番目の建築設計部分については、まだ やっぱり不確定要素が残っています。そもそも、改めて確認しますが、この12分の5がいつになったら12になるのか。あるいは、12にしようとしているのか。この間の説明の中で最終が12月6日というふうな説明はたびたびあったわけですが、この時期まで待つのかどうか。あるいは、この待った場合に、全体の事業というのがどういうふうになるのか、ちょっと話戻すようになりますが、その辺について確認をいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。いつまでにこの道合に予定している中高層が埋まるのかということですが、基本的には先ほど来からご説明申し上げている補欠抽選がある12月以降になろうかなというふうには思いますが、改めてちょっと触れさせていただきたいのは、仮設でお住まいの方を早く新市街地のほうに移転をしていただきたいと思います。しかし、残念ながらまだ仮設にお住まいで意向を表明されていない方が70世帯ほどございます。これは応急仮設とみなし仮設も含めて70世帯ほどおられると。そしてまた、新市街地移転希望を確認している方のうち、申し込みに来られていない方が90世帯ほどおられるということですので、この160世帯の方々の意向を限りなく把握

する中で、物事を進めていかないといろいろと混乱が生じますので、町としてはそういう形でこの問題に対応してまいりたいというふうに考えるところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、そういうような対策、対応も何回、3 回にわたっても聞いているんですが、そういう対策をとった上で、とった上でではないな、それをどのくらいの期間の中でそういう対応をするのかと。そういう対応が早ければ、1 2 月まで待つ必要もないわけだし。その辺の対策、具体的な対策を聞いている。今から1 2 月でもう5 カ月ね。常々そのスピード感云々という言葉を多用しているにしては、ちょっとのんびりしてるんじゃないのかというような感もないわけではないんですが。あと、全体の事業計画を進める上での確認でもあるんですが、その1 2 月6 日までね、先ほども質問したつもりなんですが、全体の事業というのは動かないのかどうかね。それが決まるまで着手できないのかという点を確認、というのも前の質問の中にしたつもりなんですが、その件についてはいかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。我々としては2 7 年度末までには仮設からの受け皿になる新市街地の受け入れ態勢を整えるということでございます。そういうことですから、早目に入居できる方もおりますし、ぎりぎりになる方もおられると。そしてまた、その仮設に入っておられる方、応急仮設の方、町内での民賃での仮設の方、いろいろ生活上の事情もおありだというふうに思います。我々としては早めにですね、意向を確認する中で、遠藤議員ご指摘の部分について早く見通しをつけなくちゃいけないというふうに思いますけれども、それぞれの皆さんの事情も確認しながら、できるだけ早い時期に意向調査の最終的な整理をしていきたいというふうに思っております。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと質問と答弁かみ合わないんですが、また質問戻して、少なくとも、1 2 分の1 2、1 2 つについてはある程度特定されているわけですから、この辺の対策というのは十分可能だと思うんですよ。大体つかんと思うんです。その人たちへの対策を進めるならば、もっと早い時期にその道合地区の1 2 戸というのは可能になるのではないかという思いから確認しているんですけれども、その人たちの対応をどうするか。その人たちの対応も1 2 月6 日まで待つのかどうかということなんですよ。この人たちはもう特別に、特別というか、特別なんだから、そもそも道合地区というのがね。そして、そこは絶対だよということで進めたわけですから。この件についてはまた別な取り組み方が違うと思うんですよ、全体の、抽象論、一般論でのお話ではなくてね。この件については具体的なんです。その辺の対応どうなのか。まあ、同じような答弁は入りませんので、新たな答弁を求めます。

町 長（齋藤俊夫君）はい。できるだけ早くというふうな思いはありますけれども、全体の意向調査のスケジュールを基本にしながら、この問題を進めなくちゃならない部分もございまして、今の段階では1 2 月辺りを1 つの時期というふうに捉えて対応してまいりたいというふうに思っております。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。その考え方は全く変わらないんですか。この道合地区については、特別なんですよ、何回もこう強調していますが。特別にそして強行的に大丈夫だと、もろもろの問題が指摘されながら、それを強行突破という形で実現された地域なんですよ。その大きな要因になったのはその1 2 戸確保したと、意向調査でね、とってみたらばそこに住んでもいいという方々が1 2 戸いたということが大きな理由になっているんですよ、根拠になっているんです。そうすると、そこだけでも特定されているんですか

ら、その部分だけの対策、対応というのは可能だと思うんですが、ということはずっと聞いているつもりなんです。ということであっても、やはり12月まで全体のどうのこうのという形での対応に終始するという事柄なんでしょうか。今の答弁ではそういうことなんです、改めて確認をいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的なスケジュールにのっとり、道合地区の入居促進に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。皆さん聞いていると思いますが、今の私の質問に対しての今の答弁が本当の答弁になっているかという点、全くなっていません。本当にこの事業を真剣に取り組む姿勢の結果なのかということになりますと、その町長の姿勢に対しては大変残念ながら、何と言いましょ、私こういう場合の表現、言葉がわからないので、残念だという表現しか使えませんが、そういう感じを受け止めています。この件についてはもうこれ以上進まない。あくまでも先ほど来の同僚議員の提案にもありました。そして私も提案しております。この件について改めて調査して、そしてそれで結果を得て、改めてこの部分については提案するというお考えには至らないということで確認してよろしいんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど来から申し上げているとおり、混乱のない、出戻りのない形をできるだけ踏襲をしたい。そしてまた、160世帯の潜在需要のある方々が、ここ数か月間でどのような最終的な意思表示をされるかというふうなことも含めて、この道合地区の問題は受け止めてまいりたいというふうに思っております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。私、余りこういうこと言うの好きではないんですが、万万が一、ここが皆さんの希望していたとおり、決定したとおりの結果にならなかったときの町長の対応、対応というのはあるのでしょうか。確認いたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。現段階でも12分の12にはなりませんけれども、申し込み戸数が5世帯あるというふうなことでございますので、私は先ほど来から申し上げているとおり、この世帯をベースにしてできるだけ12世帯がご利用いただけるような努力をしていきたいというふうなことで現段階ではそれ以上のお答えは差し控えさせていただきます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。町長の対応はわかりました。非常に残念であります。

あと、ちょっと元に戻るんですが、この交通広場の件についてなんです、先ほどの説明では十分理解、納得できないという疑問が残ったということで、改めて確認させていただくわけですが、そもそも4,800あったものが商工会云々、そういった要望に基づいて3,000平米に減らしたというのがこの根拠になっているようであります。そして、そういう要望にあわせて、なぜか、偶然と言いますかどうかわかりませんが、交通広場のほうが広くというような要望もあったというような形でこっちが広がって、交通広場のほうを広げたというように、今再々の説明の中で理解したわけですが、そもそもこの交通広場、この全体の計画の中で、どの程度の規模が必要なのかということで当初計画で出されてきたと思うんです。当初計画では住民がもっと多かったんですからね、決めたときにね。それに対してこのくらいの交通広場が必要なんでないのということで決められたかと思うんです。それが現状では、その応募者数が分譲にしても公営住宅に、まあ公営住宅に若干増えたのかな、最終的に。ただ、そもそもが100世帯、100戸内外の希望ですからね。その中で出発した考え方が商業施設としては4,800必要だということで多分設定されたと思うんです。そして、そのほかの部分については

交通広場と。それは当然その当時の坂元駅の乗降者数、利用者数というものを十分想定して、その数字が当初設定されたと思うんですが、その当初の考え方と、今回こう変わったというのの根拠を示していただきたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この件につきましては、先ほどもご質問、同僚議員から頂戴して、担当室長からもですね、お答えをさせていただきましたが、当初の計画では土地利用としてこの国道6号東側に公共施設用地を配置する計画でおったという。そこにある程度の駐車場なり、駐輪場を設置する計画でいたわけでごさいます、駅広利用者がその公共施設の駐車場も併用して使用してもらおうと、こういう考え方でおったわけでごさいますけれども、これがその後の検討の中で公共施設用地を西側に移動したというようなことで、駅前での台数確保が困難となったというような事情がございます。そういうことで、この車社会に対応した駅広、議員おっしゃった震災前の一定の利用状況なども勘案しながら必要なスペースを確保させていただいたというふうなことでございまして、そしてまた商業施設についても先ほど来からご説明しているとおりの、商業者の皆様の意向なども相当程度勘案しながら、必要な商業地の面積を確保してきているというふうなことでご理解を賜ればありがたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと逆じゃないかと受け止めたんですが、当初は西側の下の南のところに防災交流拠点ね、建てるということで、その人たちの利用の人たちも利用している人たちの自転車あるいは自動車というのも置くというのが当初の予定にあったとするならば、この施設がなくなるんですから、逆に縮小というふうなことになるのではないかとこのように、駅利用者だけでなく、今の説明ではね、駅利用者だけではなくて、その施設利用者も利用できるよと想定して、この駐車場、それと駐輪場、駐輪場をね、設定したという、多分今の説明であるし、あと前からの説明にもあったわけですが、あとあわせて、具体的に、では当初何台分で設定していたのかということと、今の町長ではちょっと逆の説明なんですけど、その施設が亡くなるんですから、当然この必要台数というのは、駐車台数というのは少なくなるということが本来ではないのかと思うんですが、その辺の疑問も含めてお答え願います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。別な角度から、私のほうから（「別な角度でなくて、今の町長の角度から答えてください」と呼ぶ者あり）駅広の考え方についてちょっと（「いやいや、そんなのでなくて、これは今の疑問について質問してるんですから」と呼ぶ者あり）

議長（阿部 均君）だから、今の質疑は（「今の疑問に答えられる答弁だったらいいんですけども」と呼ぶ者あり）とめられる施設がなくなったからということなので。（「全く逆の説明を町長はしてるんだよ」と呼ぶ者あり）質疑に対して答え、答弁を願います。（「その疑問について答えていただければいいだけの話なんです。まずはだよ」と呼ぶ者あり）（「早く答弁しろ」と呼ぶ者あり）誰が答弁なさるんですか。（「どなたがって、答弁した人答弁しないと、普通は」と呼ぶ者あり）

震災復興整備課長（庄司正一君）はい。駅前広場の2, 330平米の当初の計画におきましては、駅前広場面積の設定上の交通空間基準面積を参考にさせていただいておる数値でございます。商店街等の利用等によって、自転車置き場、あるいは車の駐車台数等の関係を調整しておりました。今回の4, 310平米という面積におきましては、基本的には先ほど交通空間基準面積2, 300と、あと交通広場に必要環境空間基準面積というもの

があります、これが歩行者、あるいは駅を利用する人たちの人数等による交流の面積というふうにご理解をいただければ幸いです。（「後のことを聞いているんだ、あんたも本当に答えるんだったらちゃんと質問に対して答えてくれよ。答える自信があるんだたら」と呼ぶ者あり）その他面積として自転車、あるいはバイク等の（「質問の答えになっていないよ、あなたの答えも。質問に対しての答えしてください」と呼ぶ者あり）はい、申しわけございませんでした。

議長（阿部 均君）だれも答弁できないんですか。なぜ増えたのかという。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。幾らぐらいかかりますか、調整に。再開は7時30分といたします。

午後7時18分 休憩

午後7時30分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。1人来ていないんですけれども。

議長（阿部 均君）執行部からの申し入れがあり、暫時休憩といたします。

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。執行部のほうからのまた再度申し入れがありまして、7時45分まで休憩いたします。

午後7時30分 休憩

午後7時45分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部より再度延長の申し入れがございますので、8時まで休憩を延長します。再開は8時00分といたします。

午後7時45分 休憩

午後8時00分 再開

〔資料配布〕

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）6番遠藤龍之君の質疑に対し、事業計画調整室長より答弁をいたします。事業計画調整室長（櫻井英文君）はい。大変お時間をかけまして、大変申しわけございませんです。

今、お手元に配布したA3の縦の資料ですけれども。上側が当初認可の土地利用計画図になっております。下が現在の土地利用計画図ということでございます。

駅前広場につきましては、その目的として駅を利用される方ですね自動車の送り迎えですとか、自転車で来られる方、またバイクで来られる方の利便性を向上するために配置するというものでございます。当初につきましては、当初の駅前広場につきましては、車の送迎を想定いたしまして北側のところに回転用地ということで場所を用意した

というところでございます。なお、自転車、自動車の一時駐輪、駐車、またバイクにつきましては、現在の大規模の商業用地の中にあります、上の図面でいいますと斜めの斜線が入っている部分ですが、ここに自転車、バイク、また一時駐車を行うということで考えていたところでございます。その中でですね、もともと公共施設用地として考えておりました防災拠点、坂元支所なんですけれども、それをこの造成地の西側に持ってきたというところでございます。その用地に大規模の商業施設ということで1ヘクタール使うことになりましたと。また、商業者用地の北側の小区画の商業地が3,000平米程度でよくなったということがありまして、もともと考えていた自転車、バイク、自動車の一時駐車スペースを合体しまして、回転場と合体しまして駅前広場としてより利用者に使いやすい形にしたというところでございます。面積につきましては、もともと計画でいいますと2,300平米ということでお話しておりました。これは、駅前広場の計画趣旨に基づいて回転用地の面積2,300平米を用意したところでございます。新しく4,300平米につきましては、この駅前広場の最低の面積、開店用地に加えて一時自動車の駐車、また自転車、バイクの駐輪台数をもとに面積を加えまして4,310平米としたところでございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そうしますと、先ほどの町長の答弁と今の答弁では食い違いはあるのかないのか確認いたします。

議長（阿部 均君）打ち合わせはよろしいですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど、遠藤議員の質問にですね、私が答えた考え方は、基本的にはそういうふうな方向でご理解をいただければというふうに思います。そういう中で、今室長が改めてですね、この図面の対比の中での説明をいたした中では、この国道の右側の右下の斜線の部分を駅広利用者の方々の駐車、駐輪スペースというふうにしていただいていた部分が基本でございます。ただ一定程度この公共施設の中にも駐車スペース等がありますので、若干程度は駅広の利用者も念頭に入れた公共施設の駐車場等の利用も想定をしていたというふうなことでご理解を賜ればありがたいというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう説明を最初からしなくちゃいけないですよ。必要ならばこういった資料をなぜ先に出していないのかということにもつながってくるんです。これについてはこれまでの同僚議員も指摘している、あるいは求めている話だと思うんですが、結局のところ、確認すれば、この上のほうの下のところが一応駐車、駐輪場。これが本来ならば駅前広場としてこれも加えてというような説明であれば、これがここでは拡大ということになるのかな、理解はできる、そんな中身はあれなんです。できればね、せっかくこういう資料持ってくるんだから、先ほど来の質問の中で言ったように、当初ここに何台分を予定していたのかということも含めて、この質問の中にあっただけですが、もうこの件については結構でございます。そういう私の表現悪いから、そういった程度の理解、説明しかできなかったということを確認して、次に移りたいと思います。

今、この間、これまでも再々にわたってこうした質疑中断というのが答弁中なんです、というのがあったわけですが、本来ここにおられる方々、本部会議のメンバーだと思うんですが、こういった重要事案については、多分にこれまでの説明の中でも再々確認しているわけでありまして、こういった本部会議の中で最終意思決定されるというふうなことで我々は理解しているわけですが、この2案について、この本部会議でどのよ

うな議論が交わされたか、その内容についてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）どなたが答弁なさるんですか。答弁なさる方は挙手を願います。どなたが答弁なさるんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。あのう今遠藤議員お尋ねの今回のこの議案の42、43号を本部会議でというふうな趣旨のお尋ねでございますけれども、議案そのものについて本部会議でという場面は改めてはございません。ただし、重要な案件については本部会議で、例えば先ほどご説明したこの土地利用計画の変更、都市計画の変更等々、これらについては逐一本部会議で問題を検討をしてきているというふうなことでご理解をいただければというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと今の説明でも理解不足というか、できかねるんですが。この2案についてはしていないと。2案というか、43号、42号については本部会議としては議論の対象に、議論はしていないと。ただ、個別問題についてはそれぞれやっているということではありますが、それでいいのかどうかと。全体の議案として提出するときね、しかも重要な、この坂元についてはもうおよそ当初と比べると10億円以上の中身変わっているんですね。38億円に対して47億円なんですよ。3割アップといいますかね、そのくらいの内容、大きく変更した中身を我々に提出、提案してきていると。そして、その中にとりわけこの坂元地区においては大きな問題、これまでも大きな問題として指摘されてきた、議論されてきた道合地区の問題もあると。そして、その道合地区の現状をどうかと言いますと、12分の5だと。これはやっぱりもう全体の中でね、あるいはここには軟弱問題もありました、大きな問題としてね。この議会の中でも指摘されております。こうした重要案件については当然本部会議で最終意思決定機関がどこなのかいつも確認しているんですが、いつも確認しているんですが、わからないんですが、そういった中で当然議論し、協議し、そして皆さんの共通認識のもとにこういったものを出されなくちゃならないというふうに、常々これは町長に言っているんですが、そしてそれはやっているということなんですが、もしこの2案が、この本部会議にかけられないまま出されてきたということであるならば、これはちょっとね、こんな重要な、そんな程度で我々に提案してくるというのは、ちょっとこれは議会軽視ということにつながるのではないか。その結果が、このたまたまこういう結果になったのかどうかわかりませんが、結果として何回にもわたる質疑中断、答弁中断という結果を導き出していると、生み出しているということからするならば、これは当然本部会議の対象事案になると。そして皆さん十分にこの議論を重ねた中で提案されれば、これまでの混乱というのは生まれなかったというふうに思うわけですが、その辺の運営と、その辺の結果について町長どう思われるかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。ただ今ご説明しましたとおり、議案そのものの形での本部会議での議論というものは、これまでそういうプロセスを経た形で議会に提案はしてきておりませんというのは事実でございます。一方で、議案という形になる前に、相当程度班長レベルの検討委員会、そして管理職以上の本部会議の中で議論を重ねてきていると。そしてまた、議案に持っていく過程で、例えばきょう、この本会議に出ているメンバーで議案の構成、内容についてもまた改めて確認をしてきて、議案としてお出しをすると、こういうふうなプロセスを経てですね、絶えずこの繰り返しの中で必要なものは議案として議会のほうにお諮りをしてきているというのが実態でございます。まあもろもろの案件

がある中で、限りなく議員ご指摘のような点に留意しながら、できるだけ幹部職員が問題を共有して、いろんな角度からさまざまな検討を重ねた中で議会にお諮りをする、あるいはまた本会議の前に所管の委員会なり特別委員会のほうにも要所、要所で説明をしながら対応してきたと、今後もしていきたいというふうに思います。言うならば、いろんな場面でのタイムリーさを確保できるようなですね、そういう形での本会議のみならず、議会の対応に努めてまいりたいというふうに思うところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。いつもそういうきれいな答弁になってしまうんですが、なっているようですが、現実がそういう今の町長のお話と伴っていないという現実があるから確認をしているところなんです、今回のこの一例を見ただけでも、そのような検討をなされていれば、中断、中断というのは本来は考えられない。そのように検討しているならば、そして質疑の中で本当に中断しなくちゃならないような内容のものかと言えば、これは誰が見てもそういう内容ではない。本当にそういう検討をしているならば、当然誰かが、誰もね、やっぱり忘れていて、ど忘れとかまあいろいろあります。そうした場合に、隣の人が、あるいは後ろの人が当然そういう検討をなされているのであれば、十分指摘できる内容なんです。議論、ずっとこの件に関して検討しているという今の町長の答弁のとおりになっているならば。ところが、残念ながら今回もそういうことが十分なされていないと思われるような結果、ずっと混乱してこの時間まできているというふうに見られます。これに対して答弁を求めますと、また同じような答弁で、また堂々めぐりということになりかねない、なると思いますので、私は、またそうするつとね、答えるとまたこれで言いたくなつから。やっぱりね、やっぱりその辺は今後本当に一緒に、共通認識でやりましょうとかね、共通理解求めますとか、求められるような状況が生まれてこないんだ、いつまでたってもね。そのことを私はやはり強く指摘して、ある本当に言ったことを真摯に対応していただきたいということを求めて、私の質疑を、結果どうなるかわかりませんがね、私の質疑としてはこれで終わります。

議長（阿部 均君）質疑終わるのね。町長がお答えしたいということでございますので。（「答弁求めてないんだけど」と呼ぶ者あり）

町長（齋藤俊夫君）はい。本日はこの2つの議案に関してですね、長時間にわたっての審議となりまして、その過程で大変休憩、中断を余儀なくさせてしまったことを改めてお詫びを申し上げたいというふうに思います。確かに今回のこのボリュームのある契約の変更という案件につきまして、我々なりにその工夫しながら、別紙資料という形での説明資料を用意しながら、最近の議会対応してきているわけでございますけれども、今回反省点といたしましては、やはり追加でお示したような、これまでの都市計画の変更の過程がわかるような資料などもおつけしながら、説明をすればよかったかなというふうな反省もしているところでございます。いずれにしても遠藤議員ご指摘のような形にならないように、できるだけ、前に一度説明しているからということではなくて、可能な限りの必要な説明資料を添付しながら、共通理解を深めていただく努力を重ねてまいりたいというふうに思いますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

1 番（青田和夫君）はい、議長。1点だけ確認させてください。造成工事で防災集団移転促進事業と災害公営住宅事業で、対象外となった面積が出た場合どうするのか、その1点だけお伺いします。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい、議長。ただいまの質問ですけど、対象外というのはどちらの、事業としての対象外ということですか。それとも、これまで言った区画が少し空いてしまうという部分の形のこと。（「面積が余るじゃない。例えば100に対して50しか入らなかったと。その対象外の」と呼ぶ者あり）そうすると、区画に空きが出た場合ということになると思います。これは、うちの議論の中で、国土交通省のほうから、例えば宅地の空きの区画が出た場合の方針が示されまして、その件については櫻井室長のほうから御説明させてもらったような形になりますけれども、いろいろ意向確認とか、段階を踏んでやってきた場合においては、例えばやむを得ず空きが出てしまった場合、そういう空きの区画が出てしまった場合には、財産処分というんですかね、そういった部分も含めて、その事業の中で検討してもらえというような方針が出ておりましたので、そういった部分を視野に入れながら、また、先ほど意向が出されていない部分についても、再度、何度も募集をかけながらやっていくという部分が国交省からの条件みたいなものとして通知されていますので、そういったものをやっていながら、仮に、本当に空きの区画が出た場合については、財産処分、これは対象外の方への分譲とか、そういったものも含まれるものだと思いますけれども、そういった部分も検討の1つに入っていくというような形で対応していくような形で考えていかなければならないということになります。以上でございます。

1 番（青田和夫君）はい。そうすると、対象外のやつで面積が多くなった場合、転売も可能だと、そのように理解しますが、それでいいんですか。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。すぐに転売が可能かどうかという部分は、まずはですね、そういった状況において、国にまず相談するということが、速やかに国に相談するという部分はその通知の中にも条件として付されていますので、まずはこの募集なり公募の条件プラス、あと町の今後のその、例えば再募集とか、そういった部分の考えを含めて国に相談しながらその部分が認めていただけるような形で協議をしていくというような形が今後の段取りになろうかと思えます。以上です。

1 番（青田和夫君）はい。そうすると、復興交付金の返還ということは考えなくていいわけですよ。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。その部分も含めて国との協議になりますけれども、基本は今の防災集団移転の事業とか、そういった部分におきましても、国から整備費をもらって造成をして、分譲した部分のお金というのは被災者の方々が入っていただいて、あとお金が町のほうに入りますので、こういった部分はいずれにしても国のほうに返還していく形になりますので、仮にその財産処分といったことになった場合においても、そういう国へ返還していくという部分の形は変わらないんですが、どのような形で返還していくかというような部分については、その通知の中では明確に示されていないので、その部分も含めて国土交通省と協議をして決めていくというような形になろうかと思えます。以上です。

1 番（青田和夫君）はい。そうすると、国交省との協議の中での話だと、そう理解しますが、町単を出すということはもう頭から離して考えていいわけですよ。

町 長（齋藤俊夫君）はい。基本的な対応の方向性についてはですね、担当課長がお話したとおりでございまして、要はその被災自治体として計画的に、あるいは要所要所で国のほうと必要な相談を確認をしながらやる分については、国のほうでも理解をいただけるものと

いうふうに考えておりますので、単費を投入するというようなことは私どもとしては精いっぱいやらせてもらっていますので、ないものというふうに理解するところでございます。

1 番（青田和夫君）はい。そうすると町単は考えていないというふうに理解しますが、対象外となる部分に対して、国交省との交渉、ねえ課長、交渉に応じての話だけれども、その交渉を議会のほうに一つ一つ報告していただけることを望みますけれども、どうなんですか、そこ。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。例えば国、また県かかるかもしれませんが国等との協議状況について、町としての大きな方針という部分を決める場合においては、議会のほうへのお話、ご説明という部分は必要かと思っておりますので、そういった部分を段階を見てやっていくというふうな形で考えております。以上です。

1 番（青田和夫君）はい。報告していただけるということなんですけれども、先ほど町長が話されたように、資料等々も添えて、添付して、わかりやすく説明していただくと解釈しますが、いいんですかそれで。

町長（齋藤俊夫君）はい。この空き区画等の取り扱いについては、議員今確認していただいたとおり、必要な変化の状況を確認した段階で、必要な書類とともにご説明をさせていただきますし、その他の案件につきましても、努めて必要な書類を添付しながら説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

8 番（佐藤智之君）はい、議長。1 点だけ町長に苦言を呈しながら申し上げたいと思います。先ほど来、各議員から厳しい指摘もありました。例のあの新坂元駅の道合地区、またその南面に位置する南側の入居申し込み状況で、特にあれほど力を入れた道合地区、残念ながら 12 戸に対して 5 戸しかまだ決まっていないと。この件については、先ほども理由がありましたように、南側の 56 戸に対して 2 戸多く意向されたのではないかという説明もありましたけれども、やはり 10 月 31 日、あるいは最終の 12 月 6 日を待つまでもなくですね、いろいろ災害復興ありますけれども、特に今後、この 1 カ月、2 カ月、最も力を入れて、町長自身この道合地区に対する啓蒙、あるいはあらゆる手だて、あらゆる手段という用語弊がありますけれども、道合地区への宣伝、また申込活動を積極的に、町長みずから行うべきであると思っておりますけれども、町長のその辺の並々な決意をお聞かせいただきたいと、このように思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的な考え方は先ほど来からお話しているとおりでございます。そして、今ご指摘のあったとおり、この道合地区の災害公営住宅中層での整備については、6 月議会で長時間にわたる議論を経て、ご理解、お認めをいただいた内容のものでございますので、執行部としても、今私としても、その辺の経緯、経過を十分踏まえて、この 12 世帯の入居の確保に向けて、職員ともども全力投球で対応をしまいたいというふうに思っております。議会の皆様のこれまでの真摯な議論を、我々もしっかりと受け止めながら、この問題に対応をしまいたいというふうに思います。

議長（阿部均君）ほかに質疑はありませんか。

9 番（岩佐豊君）はい、議長。私からも 1 点だけ、今智之議員がお話されたことについて、各委員からこれについてはいろいろお話がありました。それで、私、くどくど言いません。なぜ、再三にわたって議員からここについては特化しても調査するべきだというような

お話があるのに、町長は12月だっずっとそれを引きずっていますけれども、やはり6月のあの議会のあり方、きょうこういうふうに12軒に対して5軒という、これに対してはね、町長ね、本当に真剣にですよ。これは、今回ここを外しても、今回、1カ月待ってもこれは精査すべきですよ。そのぐらいのものですよ、これは、町長。6月議会でそのぐらいのことやったんですよ、町長。これね、ぜひこれ、一度取り下げていただいて、9月にもう一度出してくださいよ。そのぐらいのことがあればみんな本気だっわかります。そうでないと、数でただ勝っていくのかと、数でおごりがあるのかと、議会が笑われますよ。ひとつ町長ね、英断お願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。この道合地区の入居率を高めることについては、先ほど佐藤智之議員にお答えしたとおりでございますので、基本的にはその方向でしっかりと対応をしまいたいというふうに思います。まだこの入居の申込状況、中間的な状況もございしますので、そのことを踏まえてしっかりと今後の入居率を高める努力をさせていただきたいというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。町長はね、これまでもたびたび真摯な対応を持ってとか、いろいろそういう言葉を弄してまっすけれども、もしですよこれがね、そうやって引き伸ばして、ここで通してしまっね、結果として万が一これが埋まらなかつたら、私はね、これ賛成した議員も大きな責任もありますけれども、町長、これとんでもない大きな責任になりますよ。何でね、たった1カ月延ばすだけですよ。何でそのぐらいの慎重さがあつて、私はしかるべきだと思っただけけれども、何でそれができないのかな。町民つてね、そこに期待していると思っすよ。やっぱり難しい問題には真摯に対応するということ、本当に大切だと思っす。ぜひね、英断をもう一度だけ私、くどくなりますから、もう一度だけ、町長、考え直してくださいよ。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど来から申し上げているとおり、まだ中間の段階での意向調査でございます。まだ全体として160世帯ほどの潜在需要がある段階でもございしますので、中途半端な段階で混乱を招くような対応は、これは現に慎むべきだろうというふうに思っすので、佐藤智之議員にお答えしたとおりの努力を重ねてまいたいというふうに思っす。（「残念です。やめます」と呼ぶ者あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

反対の討論を許します。

6番（遠藤龍之君）はい。私は、ただいま提案されております議案第43号 平成25年度債務負担行為請2号 新坂元駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更についてに対し、反対の立場から討論を行います。

この件につきましては、ここまで時間がかかったということにもあらわれておりますが、十分な議論の中での提案ではなかつたのではないかと思われます。そうした提案から、この議会の中でさまざまな疑問が指摘されたわけでありましたが、それらの指摘に対し、明解な答弁が少なかつたと。非常に残念な結果ではあります。その1つに、ただいまもりましたが、道合地区の対応、これに対して最後まで議会のこれまで指摘され

た内容での対応をするというような姿勢が見られませんでした。本当にこれは12分の5、あのくらい頑張った結果が12分の5でという状況がある中で、これは当然再考すべき、再調査して、そして本当にその道合地区で実現できるような対応、対策をとる必要がある内容のものであります。しかしながら、残念ながら、12月まで待つというような、待って結論を出すというようなさびしい答弁で、ご回答でございました。そうした、まだまだこの件につきましては検討の余地があるにもかかわらず、検討がなされないということでもあります。

次に、本当にこの重要な議案が、十分な議論を重ねて提案されたのかという点に対する疑問であります。これらにつきましては、非常に難しい質疑でないにもかかわらず、十分な議論をしていれば、検討、協議をしていれば、すぐに回答できるような内容のものも回答できない、質疑に対して答弁できないということがたびたびこの議会で示されました。その背景には、この重要な議案を決定する際に、その最終的意思決定というのが非常に、この間も指摘してきましたが、今回もその辺の検討が十分ではなかった、あるいはその意思形成機関といいますか、その過程が明確にされない、されてこなかった中で結論ではなかろうかというふうな疑問を持っております。本部会議、意思決定、これからの重要議案に対する意思形成、意思決定の問題で、大きな疑問が残ったということも理由の1つに挙げられます。それから、軟弱地盤の問題、これについても示されましたが、指摘されましたが、その回答については十分な理解、納得できるような回答が得られたかと言いますと、これまた不十分な結果に終わっているのではないかと、このように受けとめるものであります。

この案件は、さきの42号の山下の件についても言われることでありますが、とりわけこの坂元地区は、当初計画では38億円というものが、今回提案では47億円、約9億円弱の増額補正、請負契約の変更ということになっています。その中には重要な問題も含まれているということも考えるならば、簡単にこれは住民の意思として通すことができないのではないかと。こうした理由から、私はこの第43号 平成25年度債務負担行為請2号 新坂元駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更について反対の立場を示すものであります。

議長（阿部 均君）次に、本案に賛成者の発言を許します。

7番（齋藤慶治君）はい、議長。私は、議案第43号に賛成の立場で討論いたします。

今回の債務負担行為請2号については、先ほどの議論のとおり、新坂元地区の軟弱地盤改良工事に対する追加予算、そして新坂元駅の交通広場に対する利便性の確保、そして最後に災害公営住宅、先ほど議論ありました道合地区に対する中高層の建築等ですね、主な事業が入っております。被災者は一刻も早く計画どおりの完成、入居を望んでいます。特に新坂元地区においては、宅地分譲、そして災害公営住宅においては合計109戸の人々が待っているという厳然たる事実があります。まして、先般3地区において希望が宅地分譲、災害公営住宅に対しての希望者の募集が始まり、やっと被災者にとって希望の光が見え、これに向かってもう前進しております。町としては計画どおり、安全な土地を、そして快適な災害住宅の確保、そして提供を予定どおり、計画どおり進める責任があります。よって、この議案について、私は計画どおり進めてもらうために賛成したいと思います。

以上、簡単ですが43号に対する賛成討論とさせていただきます。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

議長（阿部 均君）これから議案第43号 平成25年度債務負担行為請2号 新坂元駅周辺地区市街地整備工事外請負契約の変更について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成26年第1回山元町議会臨時会を閉会します。

午後8時42分 閉 会
